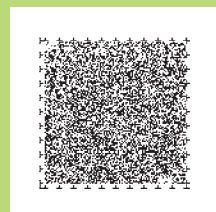


白岡市第3期地域福祉計画・ 白岡市第3期地域福祉活動計画

白岡市第2期再犯防止推進計画

白岡市第2期重層的支援体制整備事業実施計画

白岡市第2期成年後見制度利用促進基本計画



このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-voiceコード)です。

あいさつ

我が国では、出生率の低下や高齢化率の上昇などにより、社会構造に変化が生じており、地域社会においては様々な福祉課題が生じることが懸念されています。

また、コロナ禍の生活や生活におけるデジタルの浸透により、地域におけるコミュニティや人と人とのコミュニケーションに変化が生じ、地域で人々の困難や悩みが潜在化するリスクが高まっています。

このような状況下、地域では誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となり、社会的孤立や8050問題などの複雑化・複合化した福祉課題が顕在化しているため、地域住民、事業者、行政など、あらゆる主体が協働し、福祉課題の発見や解消に取り組んでいく必要があります。

当市では、こうした地域福祉の現状を踏まえ、基本理念に「誰もが安心して共に暮らせるまちに」を掲げ、支え手と受け手の関係を超え、人と人が支え合いながら、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を実現するため、「白岡市第3期地域福祉計画」を策定いたしました。

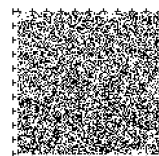
また、本計画の実効性を高め、地域に浸透する計画とするため、市の関連する計画を包含するとともに、社会福祉法人白岡市社会福祉協議会との協働により、「白岡市第3期地域福祉活動計画」を併せて策定いたしました。

本計画が市民の皆様を始め、関係者の皆様に浸透し、皆様とともに「誰もが安心して住める白岡」を実現したいと考えておりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、御提言いただきました白岡市地域福祉計画市民懇話会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

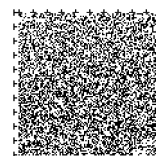
令和8年3月

白岡市長・白岡市社会福祉協議会会長 **藤井 栄一郎**

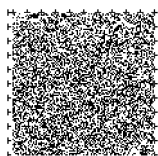


目 次

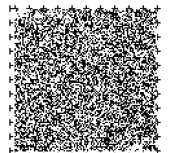
第1章 計画策定に当たって	1
1 目的及び背景	1
2 計画の性格と位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉の現状と課題	7
1 人口	7
(1) 人口構成	7
(2) 人口の推移	8
2 高齢者の状況	9
(1) 高齢者人口・高齢化率の推移	9
(2) 高齢者世帯の状況	9
(3) 要支援・要介護認定者数の推移	10
3 こどもの状況	11
(1) 出生数の推移	11
(2) こどもがいる世帯の状況	11
4 障がい者（児）等の状況	12
(1) 障がい者（児）数の推移	12
(2) 難病患者数の推移	12
5 生活困窮者の状況	13
(1) 生活保護受給者の状況	13
(2) 生活困窮者自立相談支援事業等の状況	13
6 災害時要援護者の状況	14
7 地域福祉の担い手の状況	15
(1) 白岡市社会福祉協議会の活動	15
(2) 民生委員・児童委員の活動	18
(3) 社会福祉法人の活動	19
(4) NPO法人・ボランティア団体の活動	20
8 第2期地域福祉計画の評価と課題	21
(1) 「白岡市第2期地域福祉計画」の目標指標	23
(2) 計画の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	31



第4章 計画の内容	35
基本目標1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり.....	35
取組の基本方向(1) 地域の交流を深めよう！.....	36
取組の基本方向(2) 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう！.....	43
取組の基本方向(3) 福祉の力を向上させよう！.....	48
取組の基本方向(4) 社会復帰を支援しよう！.....	51
◇ 白岡市第2期再犯防止推進計画 ◇.....	51
基本目標2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり.....	57
取組の基本方向(1) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！.....	58
取組の基本方向(2) 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！.....	62
取組の基本方向(3) 福祉人材を育成しよう！.....	65
基本目標3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり.....	68
取組の基本方向(1) 福祉サービスを知ろう！.....	69
取組の基本方向(2) 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！.....	72
◇ 白岡市第2期重層的支援体制整備事業実施計画 ◇.....	75
取組の基本方向(3) 生活困窮者対策の充実を図ろう！.....	89
取組の基本方向(4) あらゆる虐待を防ごう！.....	90
取組の基本方向(5) 権利擁護体制の充実を図ろう！.....	91
◇ 白岡市第2期成年後見制度利用促進基本計画 ◇.....	91
第5章 計画の推進	97
1 推進体制.....	97
2 進行管理と目標設定.....	98
資料	101
策定経過.....	101
白岡市地域福祉計画市民懇話会設置要綱.....	103
白岡市地域福祉計画市民懇話会委員名簿.....	105
白岡市第3期地域福祉計画策定に向けての提言書.....	106
白岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程.....	109
白岡市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿.....	111
用語説明.....	112



第1章 計画策定に当たって



第1章 計画策定に当たって

1 目的及び背景

本市では、平成27年度に「誰もが安心して共に暮らせるまちに」を基本理念とした「白岡市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進（下記「地域福祉とは」参照）に努めてきました。

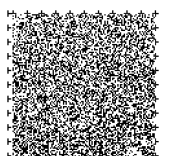
「白岡市第2期地域福祉計画」の策定においては、「白岡市地域福祉計画」の基本理念及び基本目標を踏襲し、福祉分野における国の施策、社会情勢及び地域で潜在化している福祉課題に対応した計画とするため、具体的な取組内容を見直すことや「白岡市再犯防止推進計画」及び「白岡市重層的支援体制整備事業実施計画」、「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」を包含することを行いました。この計画に基づき、市では令和4年度に「福祉の総合相談窓口」及び「白岡市成年後見サポートセンター」の開設を実現し、重層的支援体制整備事業移行準備事業及び成年後見制度利用促進事業等の推進に取り組んできました。

また、白岡市社会福祉協議会では、令和3年3月に「白岡市第2期地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の担い手として市の福祉施策と連携した様々な取組を展開してきました。

「白岡市第3期地域福祉計画」の策定においては、地域で潜在化・複雑化しているあらゆる福祉課題に対応する計画とするため、関係法令並びに国、県及び市の関連する計画との整合性を保ち、地域における市民ニーズや現状を踏まえ、令和8年度以降の本市の福祉施策を定めることを目的とし、白岡市社会福祉協議会が策定する「白岡市第3期地域福祉活動計画」を包含した一体的な計画として策定します。

地域福祉とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応じていくものです。



■ 社会福祉法改正及び地域共生社会の実現に向けた近年の動向

- 平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 平成29年2月に「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

平成29年社会福祉法改正

- 社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定**（法第106条の3）

包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

地域共生社会推進検討委員会における検討（令和元年度）

- 包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置、12月に最終とりまとめ

<示された方向性>

- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、I 断らない相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**

（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定
- 法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定

○子ども基本法（令和5年4月施行）

○孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）

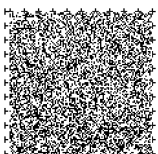
地域共生社会の在り方検討会議の検討（令和7年度）

<中間とりまとめ（令和7年5月）の概要>

- 2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現を図る

- 地域共生社会の更なる展開 ○身寄りのない高齢者等への対応 ○成年後見制度の見直しへの対応
- 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方 ○社会福祉における災害への対応

資料：厚生労働省資料等から作成



2 計画の性格と位置付け

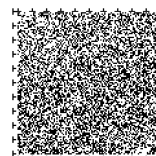
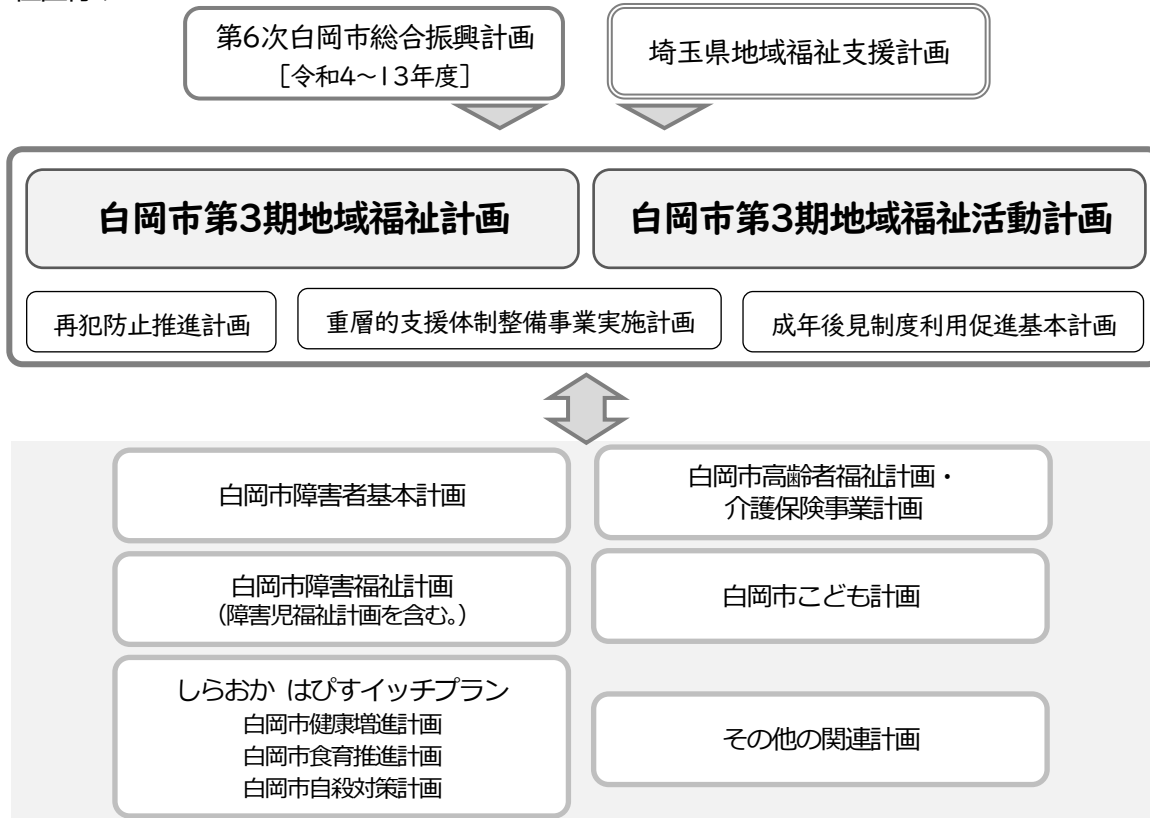
本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画は、市のこども計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画など、他の福祉の分野の上位計画であり、それらの個別計画だけでは対応が困難な市民の福祉ニーズや横断的な事項への対応を定めるものです。

■ 法的根拠

- 白岡市第3期地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 白岡市第3期地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく団体となる白岡市社会福祉協議会が策定する民間計画です。
- 本計画には、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、及び孤独・孤立対策推進法第4条の規定に基づく孤独・孤立対策を含みます。

■ 位置付け



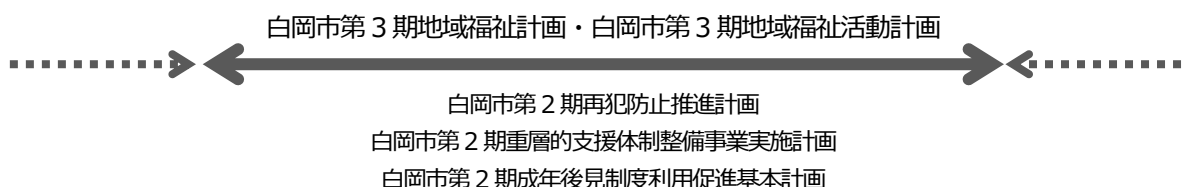
3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画期間中に、社会環境や国・県の方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------



4 計画の策定体制

< 白岡市地域福祉計画市民懇話会 >

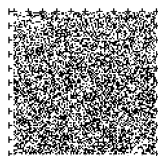
本計画の策定に当たり、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する方や社会福祉に関する活動を行う方で構成する「白岡市地域福祉計画市民懇話会」を設置し、地域福祉に対する提言をいただきました。

また、本計画が白岡市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的な計画であることから、「白岡市地域福祉活動計画策定委員会」を兼ねるものとなりました。

< 庁内における検討 >

関係各課との意見交換を行い、取組内容の情報共有や今後の取組の方向性について確認しました。

また、白岡市地域福祉計画庁内検討委員会を設置し、計画内容の協議・検討を行いました。



< アンケート調査 >

市民の地域福祉に対する意識や現状を把握するため、広く市民を対象としたアンケートを令和6年度に実施しました。

また、福祉活動従事者として、民生委員・児童委員やボランティア団体、市内社会福祉法人へのアンケートを実施しました。

■アンケート調査回収結果

項目	アンケート配布数	回収数	回収率
市民（18歳以上）	2,000	960	48.0%
民生委員・児童委員	106	98	92.5%
ボランティア団体等	19	18	94.7%
社会福祉法人	15	12	80.0%

< ヒアリング調査 >

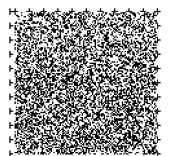
地域における住民の福祉活動の現状を把握するため、白岡市社会福祉協議会各支部（6支部）にヒアリングを実施しました。

また、その他の必要な情報収集や連携強化を図るため、久喜・幸手地区保護司会白岡支部、久喜地区更生保護女性会白岡部会へのヒアリングを実施しました。

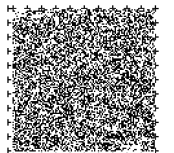
< パブリックコメント >

広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和7年12月25日 ~ 令和8年1月26日
------	------------------------



第2章 地域福祉の現状と課題



第2章 地域福祉の現状と課題

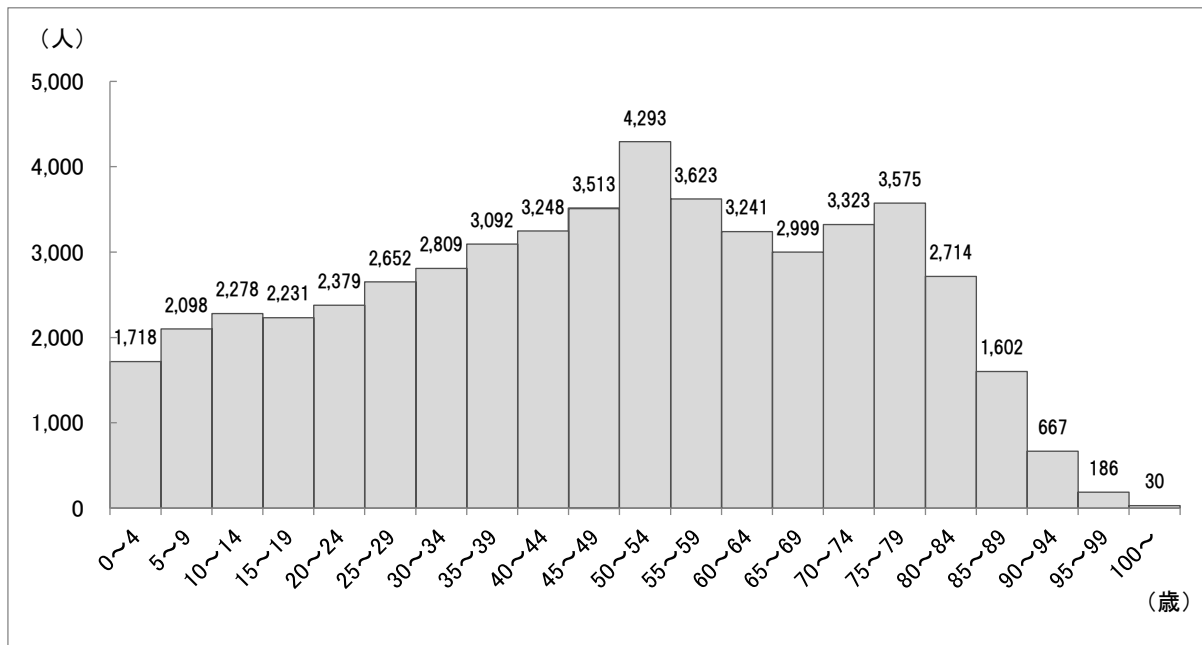
1 人口

(1) 人口構成

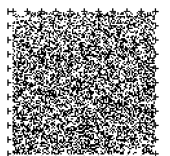
令和7年10月時点の本市の人口構成を5歳別にみると、50～54歳が最も多くなっています。

また、50～54歳を頂点とした山のほかに75～79歳を頂点とした山があり、2つの年代の山がある構成となっています。75～79歳は、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）を含んだ年代であり、この年代が後期高齢者に入りました。

■ 人口構成(5歳別)



資料：住民基本台帳人口（令和7年10月1日現在）



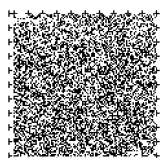
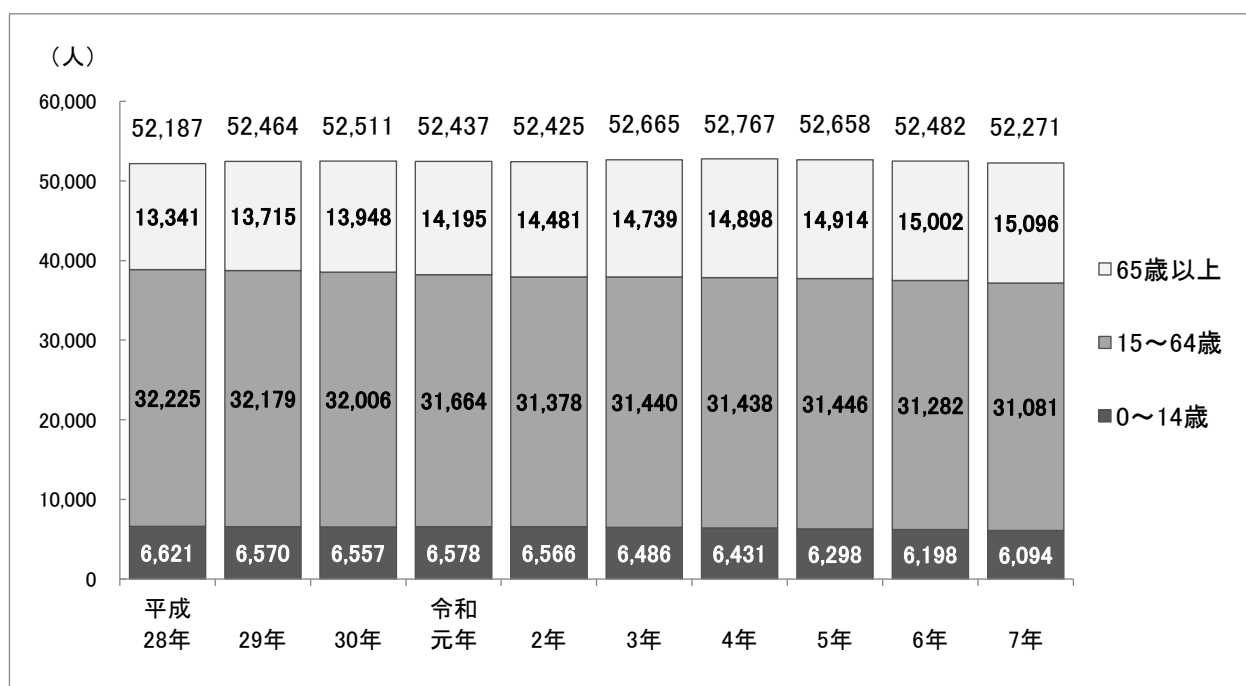
(2) 人口の推移

総人口は、増減しながら推移しており、ほぼ横ばい傾向となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成28年の13,341人から令和7年の15,096人へと1,800人近く増加しました。

一方、15～64歳と0～14歳の人口は減少傾向となっています。

■ 人口の推移(年齢3区分別人口)



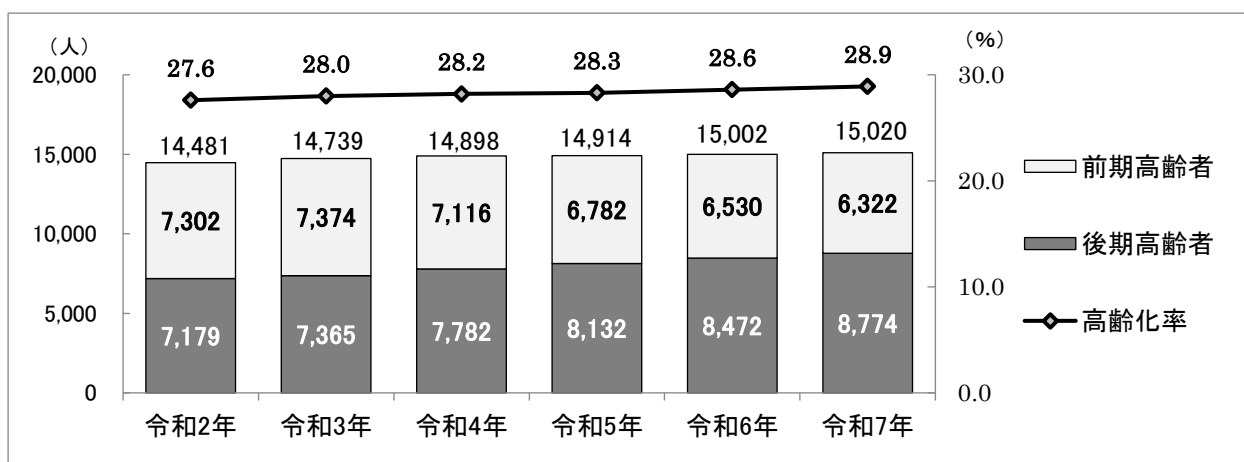
2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢者人口をみると、前期高齢者は令和3年以降減少傾向となっています。

一方、後期高齢者は増加して令和7年は8,774人となり、高齢者人口の約6割を占めています。

■ 高齢者人口と高齢化率



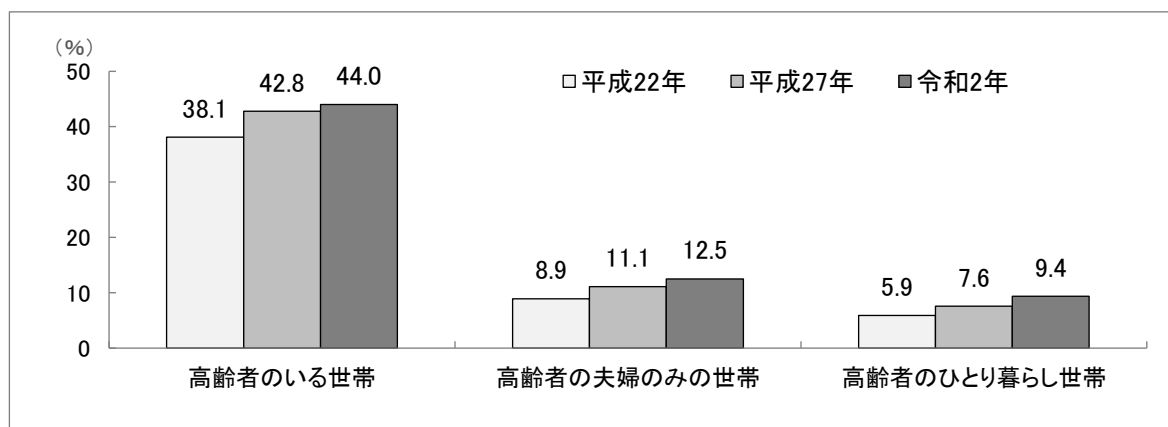
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯の状況

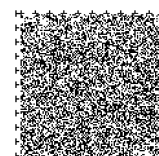
高齢者世帯の状況をみると、高齢者のいる世帯の割合は増加しており、令和2年は44.0%となっています。

また、高齢者の夫婦のみの世帯の割合や高齢者のひとり暮らし世帯の割合も増加しています。

■ 高齢者世帯の割合



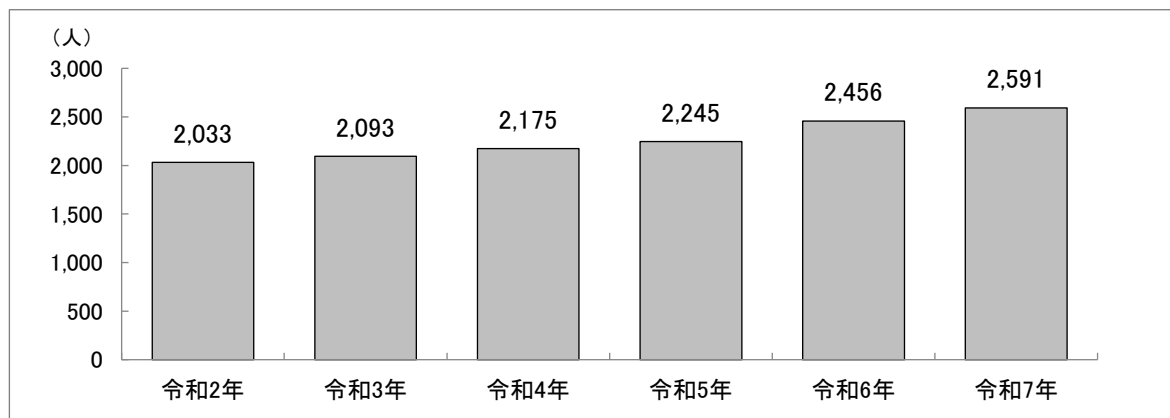
資料：国勢調査



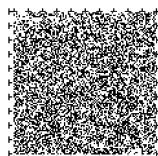
(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加しており、令和7年は2,591人となっています。

■ 要支援・要介護認定者数



資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月末現在）

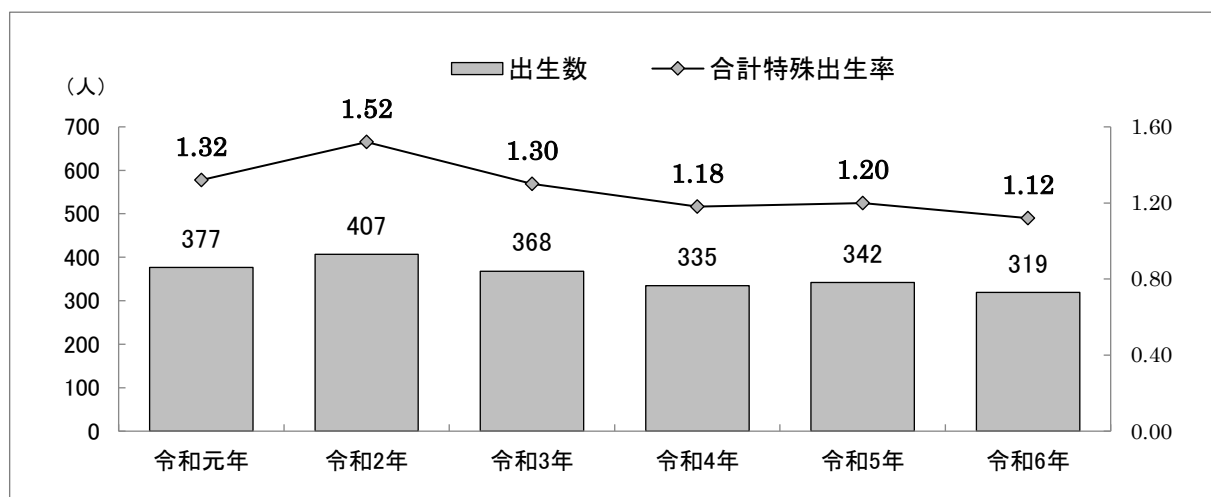


3 こどもの状況

(1) 出生数の推移

出生数は、令和2年は407人で多くなっていましたが、その後は減少傾向となり、令和6年は319人となっています。合計特殊出生率も低下し、令和6年は1.12となっています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



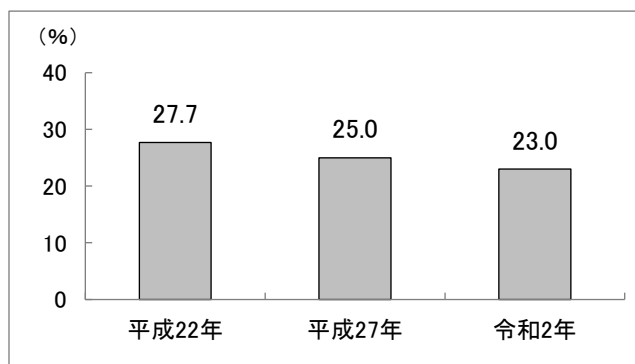
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの平均数を示す指標。

資料：人口動態統計

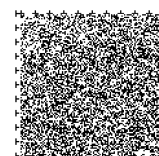
(2) こどもがいる世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯の割合は減少しており、令和2年では23.0%となっています。

■ 18歳未満のこどもがいる世帯の割合



資料：国勢調査

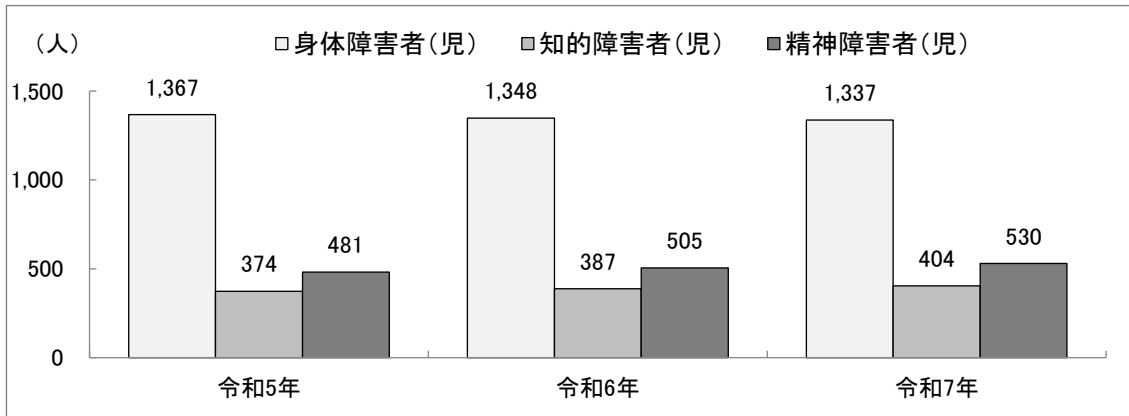


4 障がい者（児）等の状況

(1) 障がい者（児）数の推移

近年の障がい者（児）数（手帳所持者数）をみると、身体障害者（児）は減少していますが、知的障害者（児）と精神障害者（児）は、増加傾向にあります。

■ 障がい者(児)数(手帳所持者数)の推移

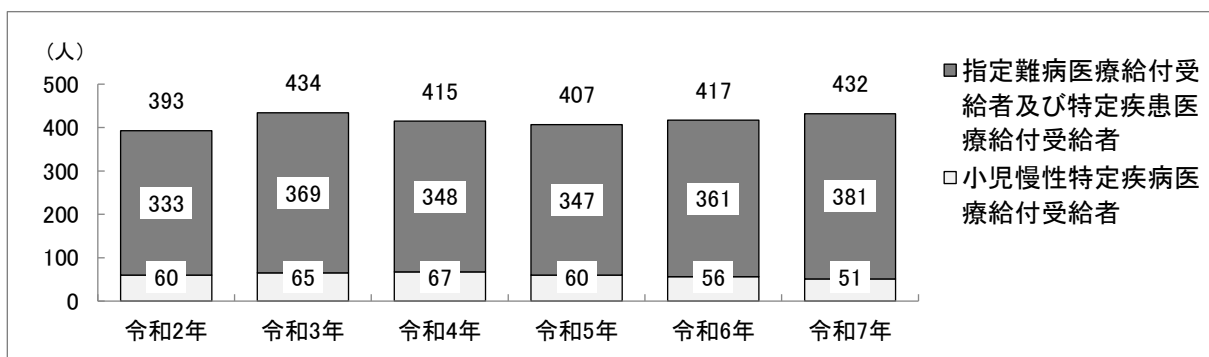


資料：身体障害者（児）は身体障害者手帳所持者数（埼玉県総合リハビリテーションセンター）、知的障害者（児）は療育手帳所持者数（埼玉県総合リハビリテーションセンター）、精神障害者（児）は精神障害者保健福祉手帳所持者数（埼玉県立精神保健福祉センター）（各年3月31日現在）

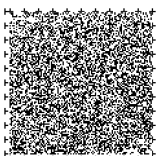
(2) 難病患者数の推移

指定難病医療給付及び特定疾患医療給付と小児慢性特定疾病医療給付の受給者数をみると、増減をしながら推移しており、令和7年3月時点で合計432人となっています。

■ 指定難病医療給付受給者及び特定疾患医療給付受給者、小児慢性特定疾病医療給付受給者の推移



資料：幸手保健所（各年3月31日現在）



5 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給者の状況

生活保護受給者の状況をみると、世帯数は令和6年まで増加傾向にありました。保護人員は、令和5年まで増加していましたが、その後は減少に転じています。

本市の保護率は、令和7年10月時点は0.58%で、県の保護率と比較すると低い水準で推移しています。

■ 生活保護受給者

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
世帯数(世帯)	221	222	239	249	250	249
保護人員(人)	290	290	298	317	304	306
保護率(%)	0.56	0.55	0.57	0.60	0.58	0.58
参考：県保護率(%)	1.32	1.32	1.33	1.35	1.35	1.34

資料：福祉課(各年10月現在)、保護率=保護人員/総人口

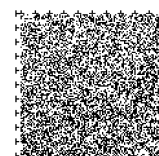
(2) 生活困窮者自立相談支援事業等の状況

生活困窮者自立相談支援事業は、市が白岡市社会福祉協議会に委託して実施しています。白岡市社会福祉協議会では「しらおか生活相談センター」として相談窓口を設置し、経済的な問題をはじめ、生活の不安や困りごとについての様々な相談に応じるとともに、必要な情報提供、関係機関と連携した継続的な支援などを行っています。令和2年度はコロナ禍の影響があり、新規相談受付件数が大きく増加しました。

また、白岡市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の貸付については、令和6年度に貸付総件数が17件あり、応急的な資金の貸付は令和6年度に30件行われています。

■ 生活困窮者自立相談支援事業

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談受付件数(件)	81	196	115	112	119	93
支援プラン策定件数(件)	22	42	52	42	34	45



6 災害時要援護者の状況

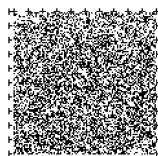
高齢者や重度の障がい者などで、災害時に自力で避難することが困難な方を支援するために、市では「避難行動要支援者名簿登録制度」を実施しています。

なお、令和7年4月時点で、「避難行動要支援者名簿」に登録された方のうち、個別の避難計画を策定済みの方は2,440人となっています。

■ 避難行動要支援者名簿登録制度

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
登録者数（人）	4,943	5,163	5,404	5,659	6,017	6,399

資料：福祉課（各年4月末現在）



7 地域福祉の担い手の状況

(1) 白岡市社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、国、都道府県、政令指定都市、市区町村単位に設置されている社会福祉法人で、非営利の民間組織です。

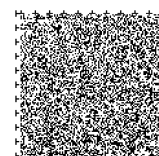
白岡市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域に暮らす住民のほか、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関との協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを目指し活動しています。

具体的には、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、社会福祉協議会の全国的な取組の協力から、地域の特性に応じた活動まで、「白岡市第2期地域福祉活動計画」（計画期間：令和3～7年度）を推進しながら、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

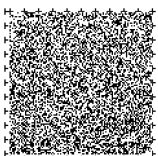
また、小学校区を基本として6つの支部を設置しており、各支部では、現在約350名の福祉委員（行政区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、学校長、PTA会長等）が、それぞれの地域特性に合わせた様々な地域福祉活動を展開しています。

■ 白岡市社会福祉協議会で実施している関連事業(令和6年度事業報告から抜粋)

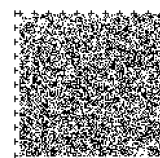
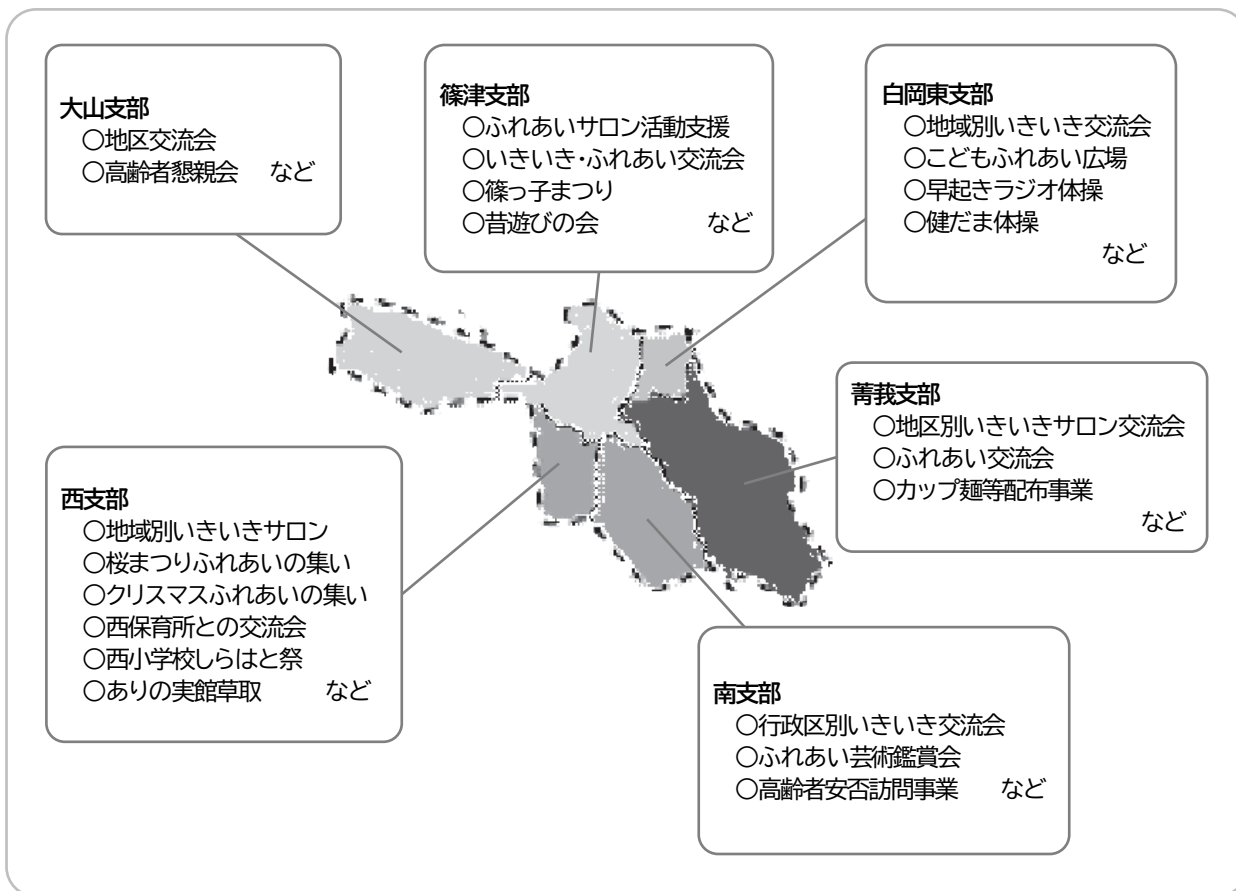
広報啓発事業
○年3回の社協だよりの発行（全戸配布） ○ホームページ、SNSの運用 ○しらおかまつり、しらおか秋の彩りフェスタへ出展
いきいきサロン事業
○集会所や公共施設等、小地域での仲間づくりの場の提供。地域住民による自主的活動の支援。保険加入等の活動支援、実施団体に対する助成金交付
福祉活動助成事業
○法人格を持たない団体が市内で行う社会福祉事業等に対して、事業活動費への助成金を交付
福祉教育事業
○こどもたちの健やかな成長と福祉に対する理解を深めることを目的として、市内の全学校（小学校6校、中学校4校、高等学校1校）を社会福祉協力校に指定し、福祉教育を推進するための助成金を交付するとともに、福祉授業への支援と協力 ○市内学校が行う福祉に関する授業について、学校とともにプログラムの検討や人材の派遣等を行い、こどもたちの福祉に対する興味と理解の促進



防災対策事業
<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア養成講座の開催 ○白岡市総合防災訓練への参加（市との協働で福祉避難所の立ち上げ訓練） ○はぴすしらおかの掲示板で、災害ボランティアセンターの設置情報の提供
備品貸出事業
<ul style="list-style-type: none"> ○地域でのイベント等の活動に対して、テントや音響装置等の貸出し
在宅福祉活動推進事業
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉機器貸与事業（療養ベッド、車いすの貸出し） ○配食サービス事業（ボランティアの協力による、ひとり暮らし高齢者等への手作り弁当の配達） ○障がい者移動支援事業（車いす専用スロープ付自動車の貸出し） ○音訳・点訳物配布事業（ボランティアの協力による音訳または点訳物の提供） ○しらおか地域生活支えあいサービス事業（住民相互による生活支援サービス） ○彩の国あんしんセーフティネット事業（制度の狭間や生活困窮等の新たな福祉課題に対応するため、各種相談機関へのつなぎや同行訪問等を実施） ○法外緊急援護事業（火災被災世帯への火災見舞金、行路人（ホームレス）等へ交通費、食糧の支給）
ボランティアセンター事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアのコーディネートや相談、ボランティア紹介、助成金の交付、ボランティア保険の加入受付、「彩の国ボランティア体験プログラム」の開催など
貸付事業
<ul style="list-style-type: none"> ○市社協福祉資金貸付事業（低所得世帯等への応急的な資金の貸付） ○生活福祉資金貸付事業〔埼玉県社会福祉協議会委託事業〕（低所得者、障がい者、離職・休業等を対象とした貸付）
委託による事業
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」〔埼玉県社会福祉協議会委託事業〕（高齢者及び知的障がい者、精神障がい者に対する福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続援助、日常的な金銭管理等の支援） ○生活困窮者自立相談支援事業「しらおか生活相談センター」〔白岡市委託事業〕（生活課題を抱える市民の多様な相談に応じ、各機関と連携した継続的、包括的な支援の実施） ○重層的支援体制整備事業「福祉の総合相談窓口」〔白岡市委託事業〕（関係機関と連携し、市民が抱える複合化、複雑化した福祉課題に係る相談業務。職員向け研修会の開催。） ○成年後見制度利用促進事業「白岡市成年後見サポートセンター」〔白岡市委託事業〕（高齢や障がいなどで判断能力が十分ではない方の制度の利用促進。職員向け研修会や市民向け成年後見無料相談会の開催） ○育児支援ヘルパー派遣事業〔白岡市委託事業〕（家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた世帯への育児ヘルパーの派遣）



■ 白岡市社会福祉協議会 支部社協の活動



(2) 民生委員・児童委員の活動

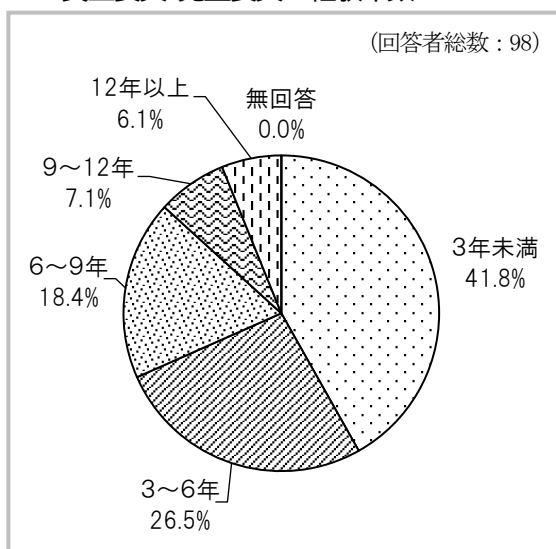
民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、低所得層の人、高齢者、ひとり親家庭、障がいのある人等、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人たちに対して、住民の立場から相談・援助を行っており、現在約100人が活動しています。

アンケートで経験年数を見ると、「3年未満」が41.8%で最も多くなっています。

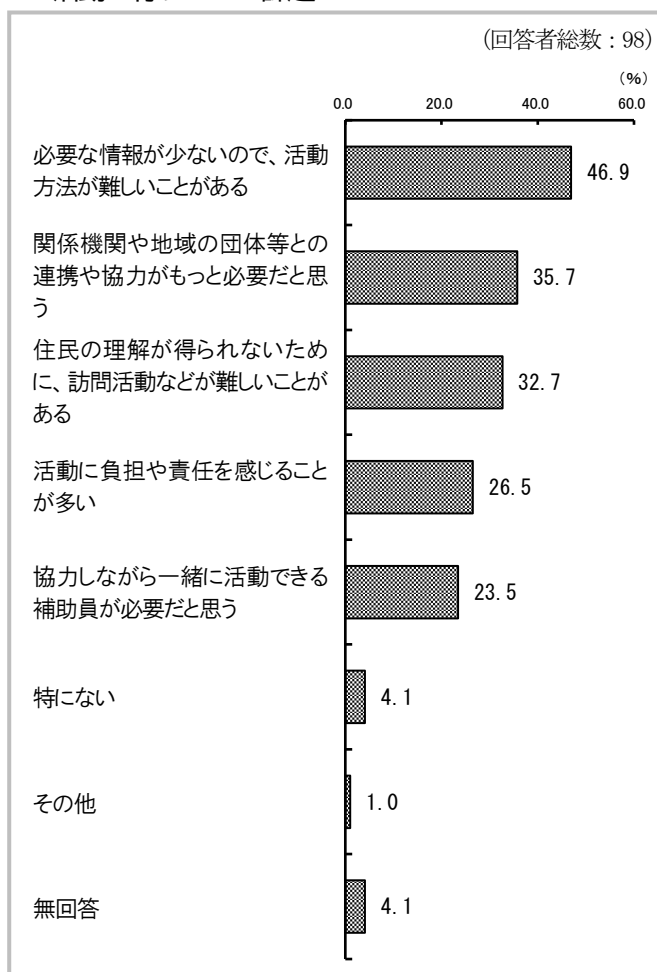
また、活動を行う上での課題については、「必要な情報が少ないので、活動方法が難しいことがある」が46.9%で最も多く、続いて「関係機関や地域の団体等との連携や協力がもっと必要だと思う」が35.7%、「住民の理解が得られないために、訪問活動などが難しいことがある」が32.7%となっています。

さらに「協力しながら一緒に活動できる補助員が必要だと思う」は、23.5%となっています。

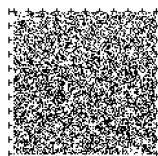
■ 民生委員・児童委員の経験年数



■ 活動を行う上での課題



資料：白岡市地域福祉についてのアンケート 民生委員・児童委員（令和6年度）



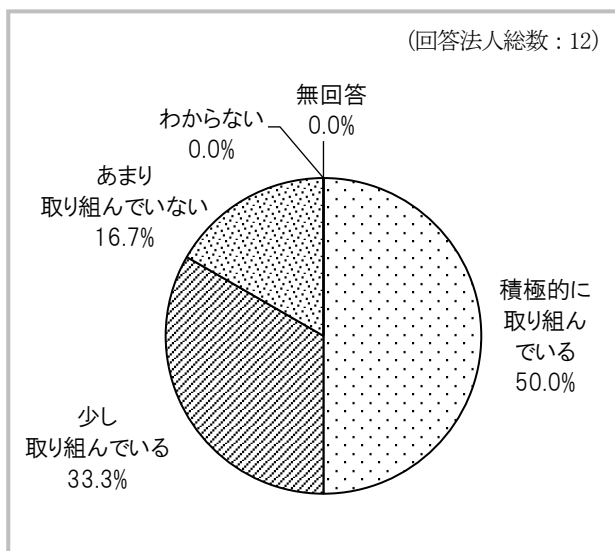
(3) 社会福祉法人の活動

市内には、社会福祉法人が運営する事業所が15か所あり、提供している事業としては、高齢者福祉に関するものが多くなっています。

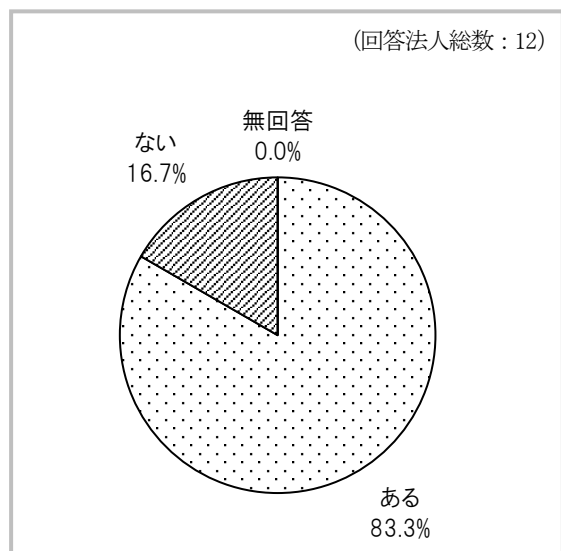
アンケートによると、サービスの提供だけでなく、地域団体との連携や住民との交流などにも取り組んでいる事業所が多くあります。

また、地域の多様な福祉ニーズ等を踏まえつつ、自主的、創意工夫による地域貢献活動を行う、「地域における公益的な取組」についても約8割の事業所が積極的な考えを持っています。

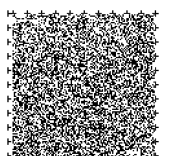
■ 地域団体との連携や住民との交流など



■ 地域における公益的な取組の状況



資料：白岡市地域福祉についてのアンケート 社会福祉法人（令和6年度）



(4) NPO法人・ボランティア団体の活動

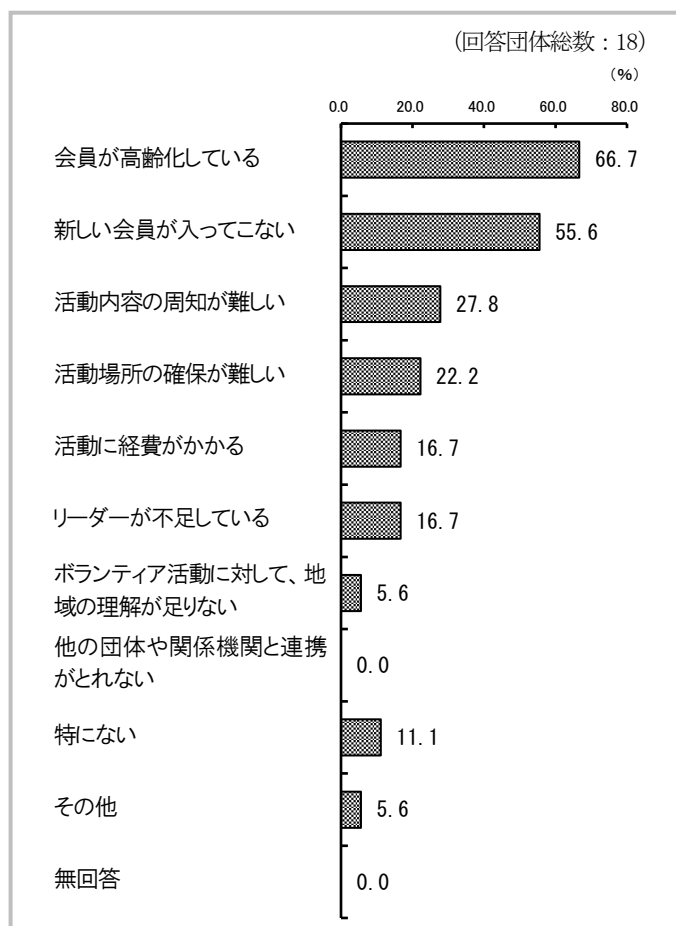
埼玉県NPO情報ステーションに登録のある市内NPO法人は16団体です。

白岡市社会福祉協議会で運営しているボランティアセンターに登録している団体は19団体です。アンケートによると、ボランティア団体の活動上の課題としては、「会員が高齢化している」が66.7%で最も多く、続いて「新しい会員が入ってこない」が55.6%、「活動内容の周知が難しい」が27.8%となっています。

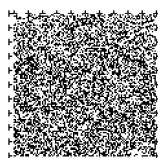
■ 市内NPO法人・ボランティア団体数

区分	団体数	備考
市内NPO法人	16団体	埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」に登録のある団体 (令和7年10月現在)
ボランティア団体数	19団体	白岡市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録のあるグループ (令和7年10月現在)

■ ボランティア団体の活動上の課題



資料：白岡市地域福祉についてのアンケート
ボランティア団体（令和6年度）



8 第2期地域福祉計画の評価と課題

これまで、第2期地域福祉計画に基づき、白岡市社会福祉協議会や市民、市民団体、関係事業者等とともに、様々な取組を実施してきました。

令和4年度には、白岡市と白岡市社会福祉協議会により「福祉の総合相談窓口」を設置し、「どこに相談したらわからない」や「悩みが多く困っている」など、福祉に関する困りごとや気になることを気軽に相談できる体制を整備しました。「福祉の総合相談窓口」は、窓口での相談のほか、電話、訪問、メールでの相談にも対応しており、複雑な相談内容も整理して、利用できる福祉制度などにつなげています。

そして、令和7年度からは、複雑化・複合化した福祉課題に対応する包括的な支援体制の構築のため、重層的支援体制整備事業を開始しました。「福祉の総合相談窓口」を中核とし、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、属性を超えた支援を円滑に行い、複合的な課題や狭間のニーズに対応しています。

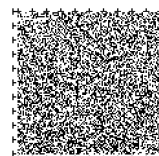
重層的支援体制整備事業では、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野の相談支援を一体的に実施する包括的相談支援事業のほか、訪問により状況を把握した上で相談に応じて必要な支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、支援関係機関の後方支援や連携を行いながら直接的な支援も行う多機関協働事業、地域資源を活用して社会とのつながりをつくる参加支援事業、世代や属性を超えて住民が交流できる場を整備する地域づくり事業などに取り組んでいます。

近年、社会構造の変化によって、人と人とのつながりが希薄化し、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況にあるといわれています。こうした背景から、令和6年に、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立対策推進法が施行されました。

また、こども家庭庁は、全てのこどもが孤独・孤立の問題を抱えることなく、安全で安心して過ごせる多くの居場所が持てるよう、令和5年に、こどもの居場所づくりに関する指針を示しており、行政と地域による連携した取組が求められています。

市では、居場所づくりや地域活動を支援する取り組みとして、白岡市サードプレイス創造プロジェクトの実施や、民生委員・児童委員活動を支えていくための民生委員協力員制度を創設しました。

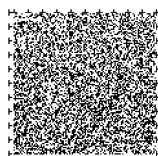
こうした取組により、人と人とのつながりが実感できる地域づくりを行うとともに、たとえ孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げることができ、切れ目のない相談支援につながるよう、様々な施策を推進しています。



■ 白岡市の重層的支援体制整備事業の取組経過について

以下のとおり、重層的支援体制の構築に向けて取組を進めました。

年	月	内容
令和3年	3月	白岡市重層的支援体制整備事業実施計画の策定
	4月	「福祉の総合相談窓口」設置に係る事業計画書の策定
	8月	埼玉県の市町村総合相談支援体制に係るアドバイザー派遣事業を活用
令和4年	4月	重層的支援体制整備事業移行準備事業の実施（多機関協働事業・包括的相談支援事業の開始） 「白岡市総合相談支援事業実施要綱」、「白岡市総合相談支援事業に係る業務取扱基準」を策定し、「福祉の総合相談窓口に係る連絡員」を16名配置。
	5月	「福祉の総合相談窓口」の紹介（市内校長会、白岡市教育支援センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、久喜警察署、民生委員・児童委員など）
	7月	「福祉の総合相談窓口」の開設
令和5年	4月	CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を生活圏域ごとに設置
	6月	民生委員・児童委員協議会での研修を実施
	7月	白岡市サードプレイス創造プロジェクトを開始
令和6年	2月	先進地視察研修（ふじみ野市）
	3月	しらおかガイドブック作成プロジェクトを開始
	4月	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業・地域づくり事業を開始
	7月	重層的支援体制整備事業システムの導入
	8月	重層的支援体制整備事業実施に係る関係者との調整（教育委員会、基幹相談支援センター、地域包括支援センターなど）
	10月	配食ボランティア養成講座（ボランティア等養成プロジェクト）を開始
令和7年	1月	市内校長会で重層的支援体制整備事業について説明
		ビューティーセミナー（ボランティア等養成プロジェクト）を実施
	2月	しらおか地域支え合いサービス協力会員養成講座（ボランティア等養成プロジェクト）を実施
	3月	「しらおかガイドブック」の完成・配布
	4月	重層的支援体制整備事業の実施 「白岡市重層的支援体制整備事業実施要綱」、「白岡市重層的支援会議設置要綱」、「白岡市支援会議設置要綱」、「白岡市重層的支援体制整備事業に係る業務取扱基準」を策定し、「相談支援包括化推進員」を24名配置。
		白岡市民生委員協力員制度の創設
		みんなの集いの場事業を実施
		みんなの農園プロジェクトを開始
	5月	令和7年度第1回 白岡市重層的支援会議（代表者会議）
		配食ボランティア養成講座（ボランティア等養成プロジェクト）を実施
	6月	令和7年度第1回 白岡市重層的支援会議（連絡会議）
	8月	彩の国ボランティア体験プログラム（みんなの農園プロジェクト）を実施
	9月	福祉教育ボランティア養成講座（ボランティア等養成プロジェクト）を実施
9月以降	白岡市教育相談連絡会への出席（白岡市における「福祉の総合相談窓口」を通じた不登校の児童生徒の支援の開始）	
11月	多世代参加型地域食堂プロジェクトを開始	

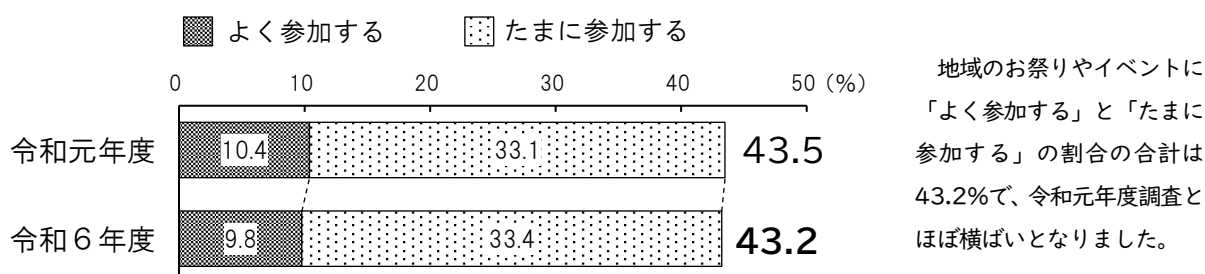


(1) 「白岡市第2期地域福祉計画」の目標指標

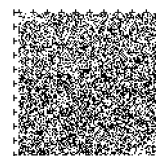
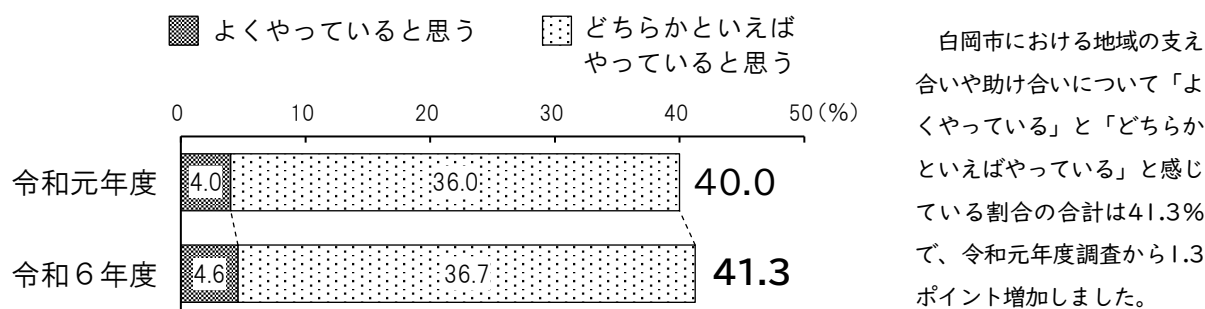
「白岡市第2期地域福祉計画」では、地域福祉に対する市民意識について、目標とする指標を設定しました。目標値は、令和元年度に実施したアンケート結果を基準として設定しています。

各指標の項目について、令和6年度に実施した「白岡市地域福祉についてのアンケート」の調査結果を基に市民意識の動向を整理したところ、全体的には改善傾向にあることがわかりました。

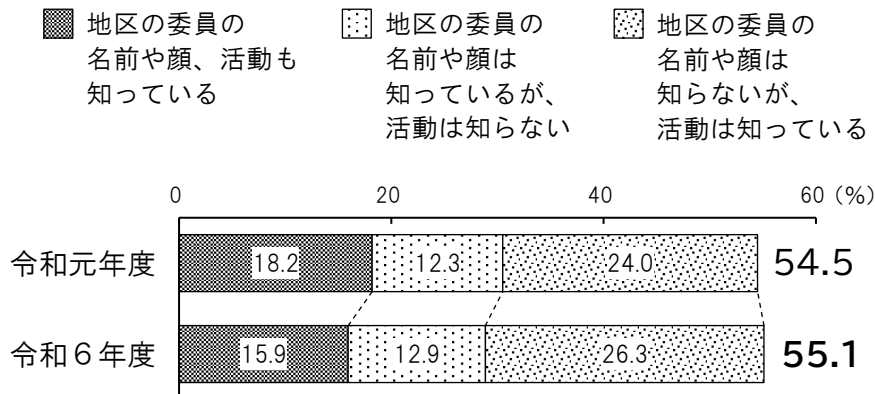
指標	地域行事の参加率	目標 60%
----	----------	--------



指標	地域の支え合いや助け合いの評価	目標 50%
----	-----------------	--------

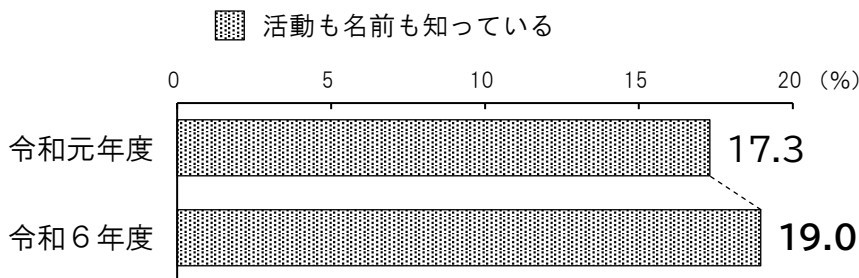


指 標	民生委員・児童委員の周知状況	目標 65%
-----	----------------	--------



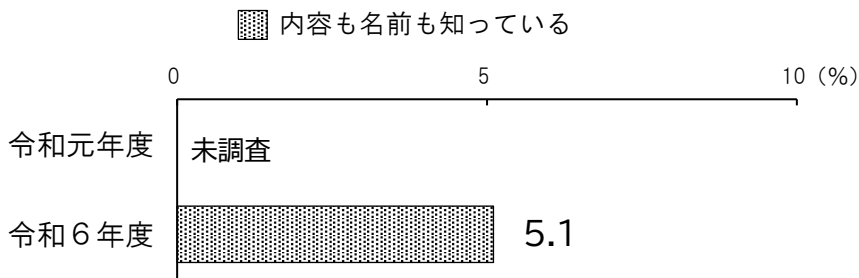
民生委員・児童委員について、「地区の委員の名前や顔、活動も知っている」、「地区の委員の名前や顔は知っているが、活動は知らない」、「地区の委員の名前や顔は知らないが、活動は知っている」という割合の合計は55.1%で、令和元年度調査とほぼ横ばいとなりました。

指 標	白岡市社会福祉協議会の周知状況	目標 25%
-----	-----------------	--------

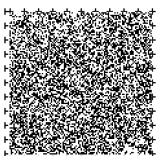


白岡市社会福祉協議会の「活動も名前も知っている」という割合は19.0%で、令和元年度調査から1.7ポイント増加しました。

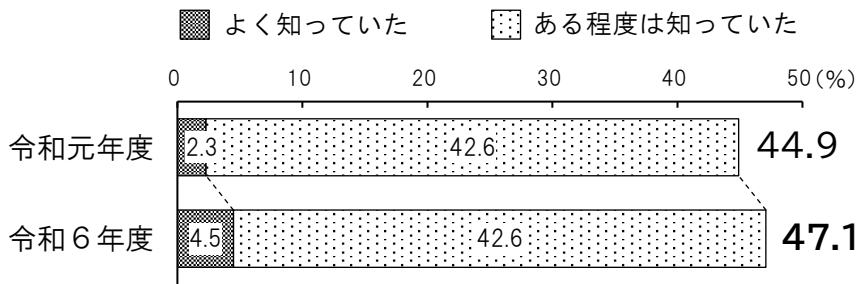
指 標	「社会を明るくする運動」の周知状況	目標 20%
-----	-------------------	--------



「社会を明るくする運動」について「内容も名前も知っている」という割合は、5.1%となっています。

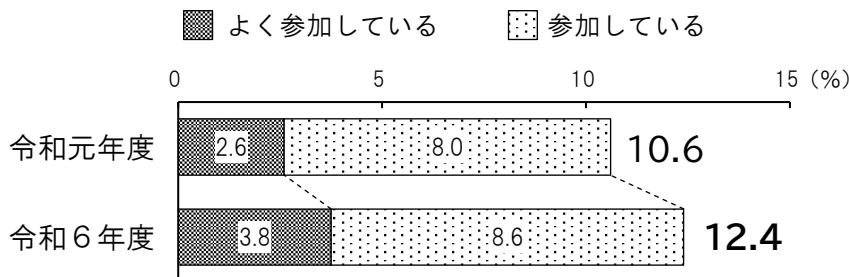


指 標	「地域福祉」という言葉の認知度	目標 60%
-----	-----------------	--------



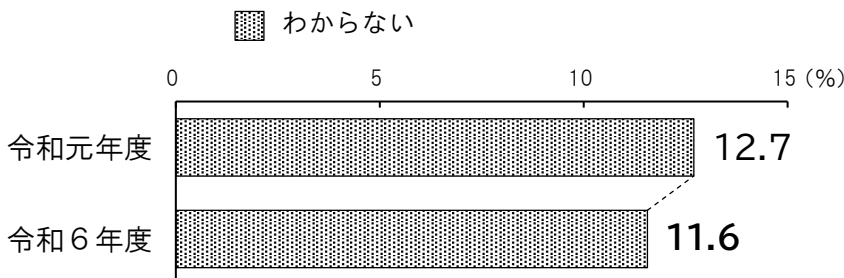
「地域福祉」という言葉を「よく知っていた」と「ある程度は知っていた」という割合の合計は47.1%で、令和元年度調査から2.2ポイント増加しました。

指 標	地域のボランティアの参加率	目標 30%
-----	---------------	--------



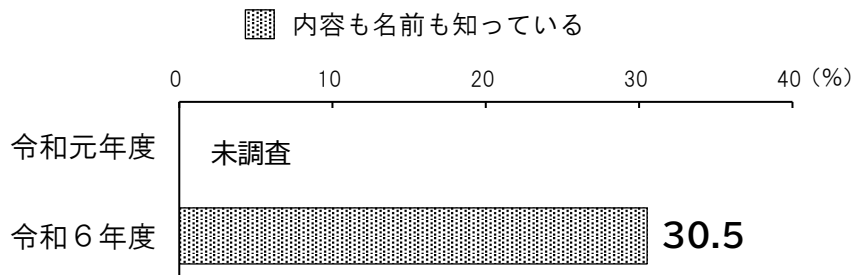
地域や行政区の手伝い、ボランティア活動などに「よく参加している」と「参加している」の割合の合計は12.4%で、令和元年度調査から1.8ポイント増加しました。

指 標	福祉に関する情報源の認知度	目標 5%
-----	---------------	-------

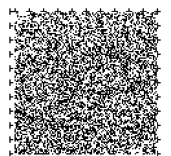


福祉に関する情報源が「わからない」という割合は11.6%で、令和元年度調査から1.1ポイント減少しました。

指 標	「成年後見制度」の周知状況	目標 60%
-----	---------------	--------



「成年後見制度」について「内容も名前も知っている」という割合は30.5%となりました。



(2) 計画の課題

課題の整理に当たっては、市の施策の実施状況、市民や民生委員・児童委員、ボランティア団体等へのアンケート結果、白岡市地域福祉計画市民懇話会の提言書、団体等ヒアリング結果などを参考としました。

①地域のつながりと支え合い活動の醸成

◆地域のつながりの希薄化

地域福祉は、人と人のつながりや地域のお付き合いが基礎と言えます。

市民アンケートで、近所付き合いの状況を見ると、「困りごとを話し合えるような付き合い」という割合は約1割にとどまり、一方「あいさつをする程度」は前回調査より増加傾向で4割台となりました。

また、地域行事等への参加状況についても、参加しているという割合が減少傾向となりました。特に、18～29歳といった若い年代や、50～59歳、60～69歳の参加状況が低く、地域の関わりが希薄化していることが懸念されます。

◆孤独・孤立化の防止

民生委員・児童委員アンケートで、地域に気がかりな人（何らかの課題を抱えている人）がいるかについてみると、「高齢者のひとり暮らしの世帯」が80.6%、「高齢者のみの世帯」が60.2%、「認知症の人」が19.4%という回答となりました。

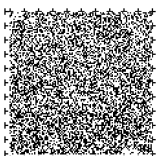
また、「ひきこもりや閉じこもり」は13.3%、「障がいのある人」は12.2%となっています。高齢者や認知症のほか、ひきこもりや障がいのある人が、地域の中で気がかりな人として把握されています。

さらに、市民アンケートで、地域行事等への参加状況を世帯状況別にみると、介護を必要とする人や障がいのある人がいる世帯、ひきこもり・閉じこもりの人がいる世帯では、参加割合が特に低くなっています。介護や身の回りの世話などで地域活動等への参加機会が制限されることが多く、地域から孤独・孤立化することが懸念されます。

地域でのお付き合いや交流から支え合いにつながるができるよう、誰もが関わりやすい地域交流の場を作っていくことが重要です。

◆子どもや若者が幸せに暮らせる地域づくり

市民懇話会の提言では、子どもが集う場所や機会が減少しているため、子どもたちが気軽に足を運び、心地よく過ごせる居場所の必要性があげられました。



また、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えている子ども・若者がいますが、問題が表面化せず支援につながりにくいことや、必要な支援策が不足していることも危惧されます。

こうした子ども・若者が孤独・孤立化しないよう、学校、行政、地域が連携して見守り、手を差し伸べられるあたたかい地域づくりが求められています。

◆地域の「交流の場」や「居場所づくり」

現在、コロナ禍で従来実施されていた地域活動の縮小化や、担い手不足などの状況がみられます。

団体ヒアリングでもこうした課題があげられ、地域福祉活動の活性化のためには、これまで子どもや高齢者といった世代別に分けていた交流活動や事業を、より身近な地域で、誰もが参加・参画できる、多世代参加型の事業へと転換していくことが必要であるとの意見もありました。

子ども・若者から高齢者まで、多世代が気軽に参加できる交流の機会とともに、心地よく過ごせる居場所づくりが重要となっています。

◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動の理解促進

地域福祉の活動には、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動が重要となっています。市民アンケートで白岡市社会福祉協議会の周知状況をみると、「活動も名前も知っている」が19.0%、民生委員・児童委員については、「地区の委員の名前や顔は知らないが、活動は知っている」が26.3%となっています。

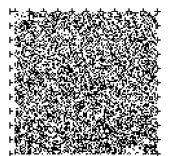
また、民生委員・児童委員のアンケートでは、活動を行う上での課題として、「必要な情報が少ないこと」や「関係機関や団体等との連携」、「住民の理解」などがあげられました。

さらに、団体ヒアリングでは、地域住民の社協活動への理解が不足しているという意見もありました。

白岡市社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動の役割や意義、活動内容などについて、地域福祉活動を通じた理解促進やSNSなどを活用した積極的な情報発信などにより、多くの市民の共感や協力を得ていくとともに、関係機関等との情報共有に基づく、連携した活動が大切です。

◆孤立化させない再犯防止の取組

罪を犯した人が地域や社会で孤立したことにより、社会復帰できずに再び罪を犯すことのないような再犯防止の取組が求められています。特に、高齢や障がいなどで、福祉の支援が必要な場合も少なくないことから、適切な支援が受けられ、立ち直りを見守ることができる環境づくりが求められています。



市民アンケートによると、社会を明るくする運動について「内容も名前も知っている」とした割合は5.1%、保護司について「内容も名前も知っている」は34.3%、協力雇用主について「内容も名前も知っている」は11.0%となり、市民の周知度は高くないことがわかりました。このような立ち直りを支援する活動について周知を進めることにより、再犯防止に対する地域の理解を深めていくことが重要となっています。

②市民の福祉意識の啓発と人材育成

◆「地域福祉」の理解促進

地域福祉の推進のためには、地域福祉に対する市民の理解を深めることが重要です。市民アンケートで『地域福祉』推進の必要性についてみると、「必要だと思う」が76.9%で多くを占めています。

一方、『地域福祉』という言葉の認知度については、「よく知っていた」と「ある程度知っていた」の合計が47.1%で半分にとどまりました。地域福祉に対する認識については、今後も引き続き理解を促進していく必要があります。

また、障害福祉サービス事業所で製造された物品等を展示・販売する「福祉の店」については、「内容も名前も知っている」が17.4%でした。こうした活動の周知を通じて、地域福祉について市民の理解を進めていくことも重要です。

◆SOSが出せる意識づくり

市民懇話会の提言では、地域住民のコミュニケーションが減少していることなどを背景に、「誰にも助けを求められない、求めない人」が多くなっているのではないかと指摘がありました。困難なことを抱えていても支援を求める意識が低く、周囲との関わりが薄いため、孤独・孤立化してしまうことが懸念されています。

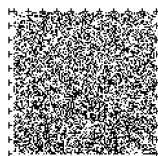
支援を求めることは大切なことであり、抱え込まずにSOSを出せる意識づくりが重要となっています。

また、地域の見守り中で困難な状況にある人を見つけ出し、関係機関との連携を図りながら、支援につなげていくことも大切です。

◆持続可能な地域活動と担い手の育成

団体ヒアリングにおいては、担い手の高齢化などにより人材が不足し、活動の縮小化が危惧されていました。ボランティア団体のアンケートでも、活動上の課題として、「会員の高齢化」や「新しい会員が入ってこない」などが多くあげられていました。

一方、市民アンケートで、ボランティア活動を活発化するために必要な取組についてみると、「初めての人も参加しやすいきっかけづくり」が56.4%で最も多く、次に「ボランティア活動のPR」が32.6%となっています。ボランティア団体のアンケー



トでも、活動を活発化するための取組として、「活動のPR」や「活動内容の情報提供」、「参加しやすいきっかけづくり」があげられています。

今後も持続可能な地域活動とするため、福祉活動への理解と関心を高めるとともに、「やってみたい」という意識を参加・参画につなげる環境づくりが求められています。

社会環境の変化に合わせ、SNSの活用や若い世代が活動に参加しやすい仕組みづくり、地域の企業などとの協働など様々な取組が求められるとともに、行政や白岡市社会福祉協議会における周知活動やきっかけづくりの支援などが必要です。

③相談体制と情報提供、サービス提供体制の強化

◆福祉サービスに関する情報提供、相談、提供体制の充実

地域福祉を推進していくために重要なことを市民アンケートでみると、「福祉サービスなどの情報提供を充実する」が26.3%、「在宅で暮らせない場合に入所できる施設を充実する」が25.6%、「在宅で暮らし続けられる福祉サービスを充実する」が22.6%となっており、福祉サービスの情報とともにサービス提供の充実を求めるものが多くなっています。

また、困ったときの相談先や頼れる人については、「身近にいる家族」が81.0%、「友人・知人」が28.8%、「親せき」が24.4%、「市役所などの行政機関」が23.1%となっています。

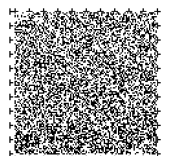
しかし、「頼める人はいない」が2.7%あり、わずかながらも、相談先や頼れる人がいない人がいることがわかりました。

さらに、『福祉の総合相談窓口』については、「内容も名前も知っている」が9.1%、「内容までは知らないが、名前は聞いたことがある」が33.4%となっており、相談窓口のさらなる周知が求められます。

支援が必要な人が福祉サービスを適切に利用していくためには、サービスについての情報が得られやすいこと、どこかに相談しやすいことが重要です。特に、相談窓口については、広報紙をはじめとしてSNSなども活用した丁寧な情報提供など、誰もが情報を入手しやすい方策が求められています。

◆複雑化・複合化した課題への対応

国は地域共生社会の実現を目指す背景として、市民が抱える課題が複雑化・複合化していること（一つの世帯に複数の課題が存在している状態：8050問題、育児と介護のダブルケア、ごみ屋敷、ひきこもりなど）をあげています。これは、例えば、高齢で病身の親がひきこもりのこどもの生活を支えている状態や、ひとり親で不登校の



こどもと認知症の親の面倒をみている状態など、複数の福祉的課題が存在するケースが想定されます。

民生委員・児童委員アンケートでは、地域の中での気がかりな人として、「ひきこもりや閉じこもり」が13.3%、「中高年の子どもの生活を支える高齢者の親の世帯（8050問題）」が7.1%となっており、本市においても、複合的課題が懸念される世帯が存在していることがわかります。

複雑化・複合化した課題にも対応し、孤独・孤立化させない地域づくりを進めるため、課題を解きほぐし必要な支援につなげていく、重層的支援体制整備事業の推進が求められます。

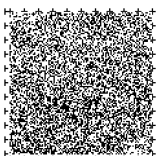
◆成年後見制度・権利擁護支援策の利用の促進

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、福祉サービスをはじめとした様々な支援が必要です。特に、知的障がいや精神障がい、認知症などで金銭管理や福祉サービスの利用などについて、ひとりで決めることが難しい人の権利を守るため、成年後見制度などの権利擁護支援策が重要となっています。

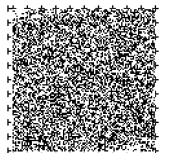
市民アンケートで『成年後見制度』の周知状況を見ると、「内容も名前も知っている」が30.5%となっています。

また、白岡市社会福祉協議会で実施している、高齢者や障がい者の福祉サービスの利用や日常生活の金銭管理のお手伝いをする福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）については、「知っている」が14.7%となっています。

今後、高齢化の進行により、頼れる身寄りがない高齢者が増えていくとみられます。こうした状況にも対応できるよう、権利擁護支援策や成年後見制度の周知と理解を進め、適切な利用を促進していくことが重要となっています。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

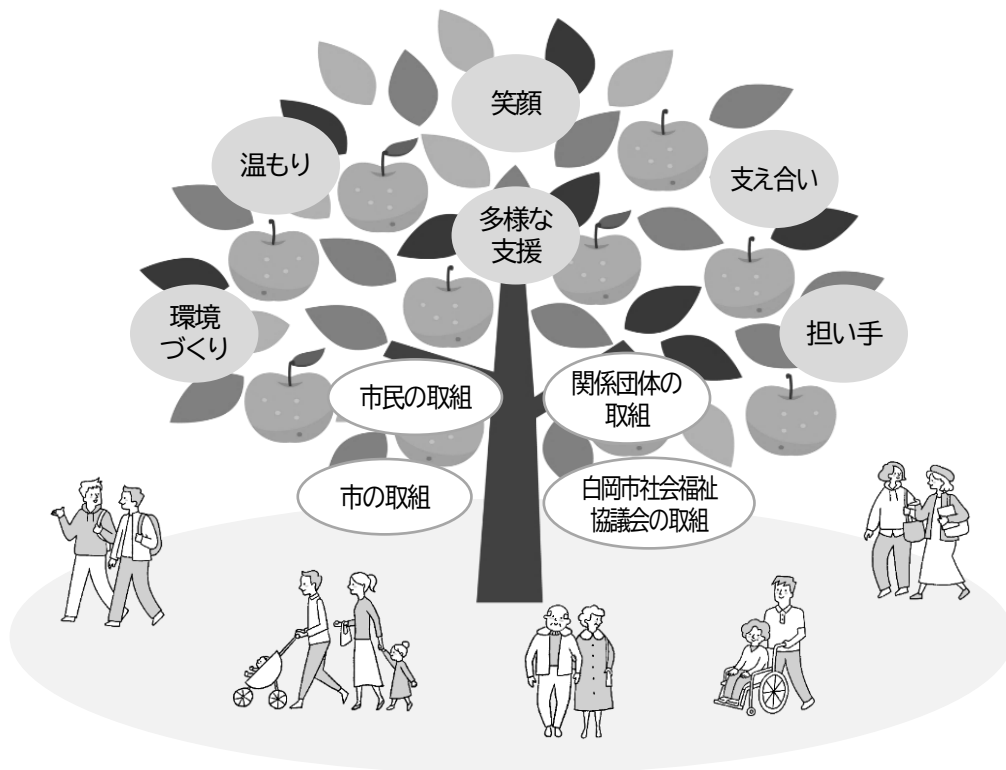
1 基本理念

地域の中で孤独・孤立に悩むことなく、人と人が支え合いながら、誰一人取り残さない持続可能な地域社会としていくことが重要です。

これまでの白岡市の地域福祉の理念を継承して、一人一人が尊重され、みんなで支え合いながら安心して暮らせる、笑顔と温もりがある福祉のまちを目指し、本計画の基本理念を以下のように掲げます。

◇ 基本理念 ◇

みんなで支え合い、誰もが安心して共に暮らせるまちに



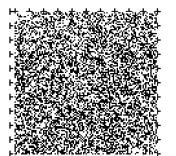
2 基本目標

基本理念を実現するために、この計画の基本目標を以下の3つとします。

基本目標1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり

基本目標2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり

基本目標3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり



SDGsの視点

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（その下に169のターゲットと231の指標が決められている）があります。

SDGsが目指すものは、本計画の「一人一人が尊重され、みんなで支え合いながら安心して暮らせる、笑顔と温もりがある福祉のまちを目指す」という基本的な考え方に通じるものです。

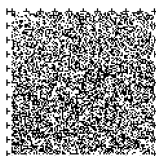
例えば、「目標1 貧困をなくそう」は、地域の中の生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援、「目標3 すべての人に健康と福祉を」は、あらゆる年齢のすべての人々の心身の健康的な生活と福祉を促進する取組に重なります。その他の目標においても、地域福祉活動に通じる内容となっています。

SDGsの17の目標における取組を理解し、誰一人取り残さないまちづくりの展開と、実効性を持つ取組の推進を通じて、地域福祉の総合的な推進を図っていきます。

■ SDGs(持続可能な開発目標:17の国際目標)

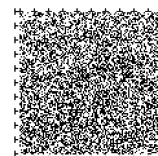


国連広報センター

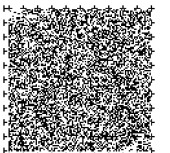


計画の体系

基本目標 (大項目)	取組の基本方向 (中項目)	具体的取組 (小項目)
1 支え合いで多様な支援 ができる地域づくり	(1) 地域の交流を深めよう！	① 隣近所のお付き合いを大切にしよう ② 地域の交流機会を充実しよう ③ 多様な居場所をつくろう
	(2) 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう！	① 見守り活動を活発にしよう ② お互い様の気持ちで手助けをしよう ③ 日頃から災害時の助け合いを考えよう
	(3) 福祉の力を向上させよう！	① 民生委員・児童委員の活動を理解しよう ② 支え合いの仕組みを強化しよう
	(4) 社会復帰を支援しよう！	① 立ち直りを支援しよう 「白岡市第2期再犯防止推進計画」
2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり	(1) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！	① 福祉意識を高めよう ② 受援力を身に付けよう ③ 福祉について学ぼう
	(2) 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！	① 地域活動を活発にしよう ② ボランティア活動を活発にしよう
	(3) 福祉人材を育成しよう！	① 福祉の仕事をもっと知ろう ② 関係機関と連携しよう
3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり	(1) 福祉サービスを知ろう！	① 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう ② 困った時には相談しよう
	(2) 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！	① ニーズに対応したサービスを提供しよう ② 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう 「白岡市第2期重層的支援体制整備事業実施計画」
	(3) 生活困窮者対策の充実を図ろう！	① 生活困窮者の自立を支援しよう
	(4) あらゆる虐待を防ごう！	① 虐待を防止しよう
	(5) 権利擁護支援体制の充実を図ろう！	① 成年後見制度を利用しやすくしよう 「白岡市第2期成年後見制度利用促進基本計画」



第4章 計画の内容



第4章 計画の内容

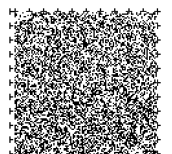
基本目標Ⅰ 支え合いで多様な支援ができる地域づくり

現状と課題

- 地域福祉の推進には、人と人とのつながりと支え合いが基盤となりますが、コロナ禍においては、人と人の交流が制限された時期もあり、市民アンケートでは、近所付き合いの希薄化や地域の交流活動の低下が懸念される結果となりました。
- 日ごろの挨拶やちょっとした言葉のやりとりからお互いが知り合い、同じ地域の住民として交流し、必要なときには助け合える関係性を作っていくことが必要です。
- 地域での交流や困りごとの相談、きめ細かい支援活動を行っている民生委員・児童委員や地域の支え合いの活動などについて、周知と理解を進めることが重要です。
- 地域には、高齢や障がい、病気、ひきこもり、不登校、介護などの困難を抱え、それが原因となって、地域との交流が持ちにくい人や世帯も存在しています。誰もが地域とつながることができる取組が求められています。
- 支え合いの基礎となる地域交流の場として、属性や世代に関わらず、気軽に過ごすことができる多様な居場所が必要です。
- 罪を犯した人等には社会的に孤独・孤立化したために地域で生活できず、再犯となることもあります。立ち直りを支援する活動を理解するとともに、地域で見守りながら社会復帰を支えていくことが重要となっています。

取組の基本方向

取組の基本方向(1) 地域の交流を深めよう！	➡	① 隣近所のお付き合いを大切にしよう ② 地域の交流機会を充実しよう ③ 多様な居場所をつくろう
取組の基本方向(2) 地域におけるきめ細かい支援を 実行しよう！	➡	① 見守り活動を活発にしよう ② お互い様の気持ちで手助けをしよう ③ 日頃から災害時の助け合いを考えよう
取組の基本方向(3) 福祉の力を向上させよう！	➡	① 民生委員・児童委員の活動を理解しよう ② 支え合いの仕組みを強化しよう
取組の基本方向(4) 社会復帰を支援しよう！	➡	① 立ち直りを支援しよう 「白岡市第2期再犯防止推進計画」



取組の基本方向（Ⅰ） 地域の交流を深めよう！

具体的取組① 隣近所のお付き合いを大切にしよう

地域における福祉は、隣近所のお付き合いや交流が基盤となります。挨拶やちょっとした会話から、隣近所とのつながりを持つことが大切です。

市民一人一人ができること

- 挨拶をすることを大切にします。
- 隣近所や地域の人たちと笑顔で挨拶をし、ちょっとした会話を交わします。
- 子どもから高齢者まで、世代を超えて挨拶ができるように心がけます。
- 日頃から、地域のことに関心を持ちます。

地域や団体ができること

- 地域のイベントや会合などで、挨拶の大切さを伝えます。
- 人と人のつながりを大切にし、お互いを尊重し合える地域にします。
- 地域のみんなが共に支え合うことの大切さを理解します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

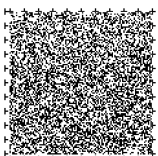
- ふれあい・いきいきサロンへの参加促進

行政ができること

- 地域における住民交流の促進とコミュニティ活動を推進します。

市の主な取組

- 孤立化予防と地域交流の促進 [福祉課]
- コミュニティ活動・地域活動への支援 [地域振興課]



具体的取組② 地域の交流機会を充実しよう

地域の交流を深めていくには、地域の行事やイベントなどへの参加が大きなきっかけとなります。日頃から地域の活動に興味や関心を持ち、参加する気持ちが大切です。

市民一人一人ができること

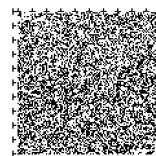
- 地域の行事やイベントに関心を持ちます。
- 興味を持った行事やイベントに参加します。
- 家族や友だちを誘って、地域のイベントや行事に参加します。

地域や団体ができること

- 地域交流の場に参加しやすいように、子どもや若者、高齢者、障がい者などに声をかけます。
- 高齢者や障がい者などが地域の行事や活動に参加しやすいよう、工夫します。
- 地域交流の機会について、SNSなどを活用して発信します。
- 福祉サービス事業所や民間企業、団体においては、事業を通じた交流機会をつくりまします。
- 白岡市社会福祉協議会は、地域に身近な交流機会であるふれあい・いきいきサロン活動を推進し、サロン活動への参加を促進します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

- 若い世代や新しい住民、多世代が参加・交流できるイベントの充実
- SNSを活用した活動紹介や参加の呼びかけ
- 支部社協育成事業の推進
- ふれあい・いきいきサロンへの参加促進
- ボランティア体験プログラムの充実
- みんなの農園プロジェクトの実施
- 学校応援団やスポーツ推進委員、母子愛育会、食生活改善推進員等の団体と支部社協活動との連携した取組



行政ができること

- 地域住民の交流の機会を支援します。
- 子どもや若者、高齢者、障がい者などの属性にこだわらない、誰もが参加できる交流の機会を支援します。
- 地域の行事やイベントなどについて、市の広報紙やSNSなどを活用した情報発信を支援します。
- 地域活動の拠点となる既存の地区集会所の改修等を支援します。

市の主な取組

- まつりやイベントを通じた市民交流
[福祉課、健康増進課、商工観光課、地域振興課、文化・スポーツ振興課、生涯学習課]
- 地域に関する情報発信の充実 [企画政策課、地域振興課]
- 老人クラブ活動の支援 [高齢介護課]
- 世代間交流等の促進 [高齢介護課]
- 児童館・地域子育て支援拠点の充実 [子育て支援課]
- 健康づくりに関する地域活動への支援 [健康増進課]
- 共食の大切さに対する理解促進 [健康増進課]
- 地区集会所の改修等の支援 [地域振興課]

■ 支部社協育成事業

地域福祉活動を推進するための地域拠点として、小学校区を基本として6つの支部（善哉支部・篠津支部・大山支部・南支部・西支部・白岡東支部）を設置しています。各支部では福祉委員（行政区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、学校長、PTA会長など）がそれぞれの地域特性を生かし、様々な地域福祉活動を展開しています。

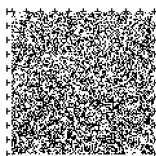
今後は、行政区単位の小地域での福祉活動や多世代を対象としたイベント、多様な居場所づくりなどを進めることにより、誰もが参加・参画しやすく、持続可能な地域福祉活動の展開を目指します。

また、地域の事業所や企業との連携により、福祉活動の活性化を図ります。

福祉委員については、地域デビュー講座受講者への声かけや地域住民への募集実施など、新たな人材の育成・確保の取組を進めます。



しらはとまつり



具体的取組③ 多様な居場所をつくろう

人とのつながりを持つことは、精神的な充実感を得られるだけでなく、自分が孤独・孤立状態になることを予防する観点からも、とても重要なことです。こども、若者、高齢者といった多世代が交流できる居場所、また、安心して居心地よくいられる居場所など、多様な形の居場所があることが大切です。

市民一人一人ができること

- 地域のサロン活動や交流スペースを利用してみます。
- 居心地のよい自分の好きな居場所を持ちます。

地域や団体ができること

- 「行ってみたい」「楽しい」と思えるような居場所づくりを進めます。
- 集会所など、既存の身近な施設等を活用して、気軽に立ち寄れる居場所づくりを進めます。
- こどもや若者から高齢者まで、多世代が過ごせる居場所づくりを進めます。
- 居場所について、広報紙やSNSなどを活用して、広く周知します。
- 居場所づくりの担い手の育成・確保を進めます。
- 居場所づくりの担い手も楽しく活動します。
- 社会福祉法人や民間企業では、事業活動を通じた交流機会をつくります。

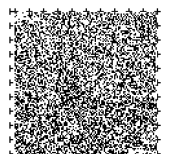
白岡市 社会福祉協議会 の取組

- ふれあい・いきいきサロンの充実
- 白岡市サードプレイス創造プロジェクトの推進
- 「しらおか・ガイドブック」の活用
- 居場所づくりの担い手の育成
- 多世代参加型地域食堂プロジェクトの実施

■ 参考：居場所と居場所づくりについて

居場所とは？	過ごす場所・時間、人との関係性全てが、居場所になりえる。ただし、その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、本人が決めることである。
居場所づくりとは？	居場所とは、本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者（他人）が中心となり居場所をつくることを言う。

注：「こどもの居場所づくりに関する指針」（こども家庭庁）から作成



■ いきいきサロン事業

ふれあい・いきいきサロンは、地域の集会所や公民館などで行う仲間づくりができる集いの場で、白岡市社会福祉協議会で活動を支援しています。楽しい時間を過ごしなが、地域社会におけるつながりを作り、地域の支え合いや助け合いが広がっていく場となっています。

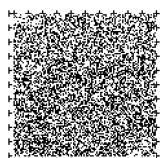
「楽しく」「気軽に」「無理なく」がモットーです。

白岡市社会福祉協議会では、サロンの立ち上げや、活動上のサポートを行っています。

現在は若い世代が対象となるサロンが少ないことから、今後は子育てや若者世代を対象としたサロンの育成にも努めていきます。いろいろな人が参加しやすい多様な居場所づくりを促進し、地域の企業などの社会資源とも連携・協力しながら、サロンの立ち上げや運営について協力や支援を実施していきます。



らく楽体操会



行政ができること

- 居場所づくりの取組を支援します。
- 地域の活動や居場所について、市の広報紙やSNSを活用し、市民への情報発信を進めます。
- 先進的な取組についての情報収集や情報提供をします。
- 居場所同士の連携、関係機関の連携を進めます。
- 担い手の育成・確保を支援します。

市の主な取組

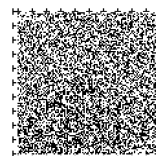
- 福祉課題や属性に対応した既存の居場所の充実
[福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康増進課]
- 多世代参加型の居場所づくりの推進 [福祉課]
- 居場所づくりに関する情報収集と提供 [福祉課]
- 居場所づくりに関する会議や協議体等の設置 [福祉課]

■ 参考：国の孤独・孤立対策について

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画

現状認識等	<p>○コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多となる。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念される。</p> <p>○関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底する。</p>
基本理念	<p>【孤独・孤立対策推進法】</p> <p>「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す</p> <p>(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応</p> <p>(2) 当事者等の立場に立った施策の推進</p> <p>(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進</p>
対策の基本方針	<p>①孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする</p> <p>②状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる</p> <p>③見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う</p> <p>④孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する</p>

資料：内閣府「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（令和6年6月11日決定（令和7年5月27日一部改定）のポイント）」から作成



■ 白岡市サードプレイス創造プロジェクト

「サードプレイス」とは、家庭、学校、職場以外の居心地の良い「第三の場所」のことです。

白岡市サードプレイス創造プロジェクトは、白岡市民生委員・児童委員協議会、白岡市、白岡市社会福祉協議会による地域福祉の推進に関する活動であり、地域におけるコミュニティを醸成または創造することにより、持続可能な地域社会の形成を目指すプロジェクトです。

様々な交流の場やカフェイベントを活用して、白岡市公認バリスタがみなさんにコーヒーを提供します。1杯のコーヒーでリフレッシュし、新たな出会いを創出して、それをきっかけとしたコミュニティや居場所を創造することを目指しています。

白岡市サードプレイス創造プロジェクト

スターバックス コーヒー 蓮田サービスエリア（上り線）店の方から美味しいコーヒーのいれ方を伝授された”白岡市公認バリスタ“が、地域のサロン・サークル・イベントで美味しいコーヒーを提供します。



R5.10.6
バリスタ養成講座

スターバックス コーヒー 蓮田SA（上り線）店スタッフから、美味しいコーヒーのいれ方のレクチャーを受けています！



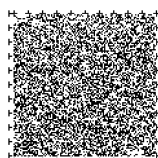
R5.11.21
白岡市公認バリスタ
認定式

藤井市長から「白岡市公認バリスタ」の認定を受けました！

「白岡市サードプレイス創造プロジェクト」は、スターバックス コーヒー 蓮田SA（上り線）店、白岡市民生委員・児童委員協議会、白岡市、白岡市社会福祉協議会による地域福祉の推進に関する活動であり、持続可能な地域社会の形成を目指すカフェプロジェクトです。

“サードプレイス”とは、家庭、学校、職場以外の居心地の良い「第三の場所」のことです。リフレッシュをしたり、新たなやる気を生むなど、様々な交流のある場で、白岡市公認バリスタがコーヒーを提供します。

活動にご賛同いただける方（団体・イベント）は、お住まいの地域の民生委員または白岡市社会福祉協議会（TEL 92-1746）にご相談ください！





取組の基本方向（２） 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう！

具体的取組① 見守り活動を活発にしよう

子どもや高齢者、障がい者、困難を抱えている人など、地域には見守りを必要とする人がいます。気軽に声を掛け合い、安心・安全な地域づくりが大切です。

市民一人一人ができること

- 地域の子どもたちに、挨拶や声を掛けながら、あたたかく見守ります。
- 新しい住民や子育て家庭、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、閉じこもりがちな人など、孤立しがちな人たちに気を配り、見守ります。
- 困っていそうな人がいたら、まず声を掛け、ゆっくり話を聞いてみます。

地域や団体ができること

- 誰かが困りごとを抱えていないか、孤立していないかなど、地域全体で見守る意識を高めます。
- 社会環境の変化に対応しながら、取り組みやすい見守りの方法を地域で考え、実行します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

- 支援が必要な人への地域の見守りと相談活動
- 配食サービス事業の実施
- 関係機関の情報共有

■ 配食サービス事業

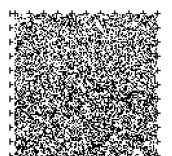
白岡市社会福祉協議会では、住民相互の見守りのため、一定の条件の高齢者を対象として、お弁当の配食を月に2回実施しています。

調理はボランティア団体「トマトの会」が行い、利用者宅への配達は「配達ボランティア」が行っています。

今後は、養成講座を開催することにより、調理や配達のボランティアの育成と確保に努めていく必要があります。



配食弁当

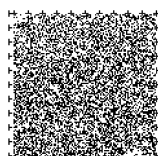


行政ができること

- 地域での声掛けなど、見守り活動が重要であることの意識を高めます。
- 子ども 110 番の家や、こどもの登下校の安全を見守るスクールガードなど、地域の防犯活動を促進します。
- 特殊詐欺などの犯罪被害を防止するため、啓発活動を進めます。

市の主な取組

- 地域の見守り活動の強化 [福祉課]
- 認知症高齢者声かけ模擬訓練の実施 [高齢介護課]
- 認知症サポーター養成講座の開催 [高齢介護課]
- 配食サービスの実施 [高齢介護課]
- ゲートキーパーの育成 [健康増進課]
- 防犯対策の充実 [安心安全課、教育指導課]
- 消費者被害防止対策の推進 [商工観光課]
- 子ども 110 番の家、スクールガードの活動 [教育指導課]
- 地域防犯推進委員、防犯ボランティアの活動 [安心安全課]



具体的取組② お互い様の気持ちで手助けをしよう

高齢者や障がい者、子育て家庭など、近所の手助けがあると安心して生活が送れる人たちがいます。「お互い様」の気持ちで、地域で助け合うことが大切です。

市民一人一人ができること

- 常日頃から、自分や自分の家族以外にも目を向けることを意識します。
- 高齢者や障がい者、子育て家庭、困りごとを抱えている家庭などに対して、日頃の声掛けやちょっとしたお手伝いなど、できることから手助けします。
- 家族や友だちを誘って、手助けの輪を広げます。
- 困りごとの相談先について、日頃から情報を得るようにします。

地域や団体ができること

- 手助けは「お互い様」の気持ちで、気軽に助け合える地域をつくります。
- 地域に困っている人がいたら、みんなで手助けできるよう、地域で考えます。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

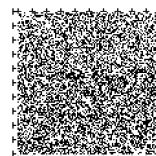
- しらおか地域生活支え合いサービスの実施
- 地域共生社会の理念の周知

行政ができること

- 地域福祉の推進に当たって、地域の手助けが重要であることの啓発活動を進めます。
- 地域での支え合いの仕組みづくりを支援します。

市の主な取組

- 地域における福祉活動の促進 [福祉課]



具体的取組③ 日頃から災害時の助け合いを考えよう

災害時には、隣近所や地域で助け合うことが重要になります。防災訓練などを通じて日頃から地域で交流し、いざというときには助け合えるように備えていくことが大切です。

市民一人一人ができること

- 災害時の対応や備えについて、平時から情報を得て、準備します。
- 支援が必要な方と支援者で、災害時の対応について日頃から話し合います。
- 地域の防災訓練に参加します。
- 災害時や災害の恐れがあるときには、声を掛け合い、早めに避難をします。

地域や団体ができること

- 手助けを必要とする人が、災害時等に避難できる方法を日頃から準備します。
- 地域活動の中に、防災の視点を取り入れ、いざという時に備えます。
- 大規模災害時に白岡市社会福祉協議会とボランティア団体などが協力し、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを運営します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

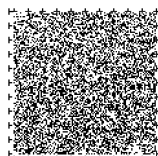
- 防災について学ぶ機会の充実
- 災害ボランティアセンターの運営
- 災害ボランティア登録制度の実施

行政ができること

- 防災に関する情報提供と防災対策に対する理解を進めます。
- 地域における自主防災組織の設立・運営を支援します。
- 災害時の避難に手助けを必要とする人に対し、避難行動のための備えを促進します。
- 市は、大規模災害時にボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置します。

市の主な取組

- 防災対策の推進 [安心安全課、福祉課]
- 自主防災組織の育成 [安心安全課]
- 避難行動要支援者名簿登録制度の周知と登録の促進 [福祉課]
- 福祉避難所の設置と充実 [福祉課、安心安全課]



■ 防災対策事業

白岡市社会福祉協議会では、大規模災害時、住民の生活の復旧・復興のため、白岡市地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターの設置・運営や災害ボランティアの登録制度など必要な体制の整備を行っています。

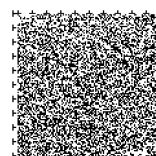
また、市や関係機関と連携し、迅速な対応がとれるよう防災訓練等に参加しています。

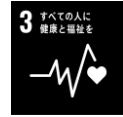
今後も、災害ボランティアセンターの機能の周知や設営訓練の実施、地元企業との連携体制の強化などを行っていきます。

災害ボランティアについては、養成講座の実施により、災害ボランティア登録者の増加に向けて取り組んでいきます。



災害ボランティアセンターの
立ち上げ訓練





取組の基本方向（3） 福祉の力を向上させよう！

具体的取組① 民生委員・児童委員の活動を理解しよう

民生委員・児童委員の活動は、地域福祉の大きな役割を担っています。民生委員・児童委員活動に対する市民の理解を深めるとともに、活動への支援が必要です。

市民一人一人ができること

- 民生委員・児童委員の活動について知り、理解します。
- 民生委員・児童委員の活動に協力します。

地域や団体ができること

- 民生委員・児童委員と連携して、地域福祉活動に取り組みます。

白岡市
社会福祉協議会
の取組

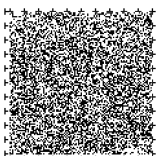
- 民生委員・児童委員との連携

行政ができること

- 市民の理解が深まるよう、民生委員・児童委員の活動について周知します。
- 民生委員・児童委員の活動に有効な情報を提供し、活動を支援します。

市の主な取組

- 民生委員・児童委員活動の理解促進 [福祉課]
- 民生委員・児童委員との連携 [福祉課]
- 「民生委員協力員」制度の活用促進 [福祉課]



具体的取組② 支え合いの仕組みを強化しよう

住民同士の支え合いを基礎とした様々な仕組みがあります。こうした仕組みの周知と理解を進めるとともに、支え合い活動への参加を促進していくことが大切です。

市民一人一人ができること

- ファミリー・サポート・センターについて理解し、子育て家庭の助け合いの仕組みとして活用します。
- 多様な支え合いの仕組みが、白岡市社会福祉協議会や地域活動の中にあることを知り、参加します。

地域や団体ができること

- 地域に応じた支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 白岡市社会福祉協議会の支部社協活動の充実を図ります。
- 白岡市社会福祉協議会の支え合い活動の充実を図ります。
- シルバー人材センターの家事援助サービスの充実を図ります。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

- 白岡市社会福祉協議会の支部社協活動の推進
- しらおか地域生活支えあいサービスの実施

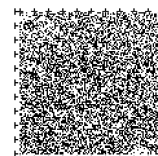
■ しらおか地域生活支えあいサービス事業

白岡市社会福祉協議会では、日常生活上の支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、住民相互の支え合いにより、地域住民による簡易な家事援助サービスを提供しています。

サービスを安定的に提供できるように、援助を行う協力会員の養成講座を実施し、協力会員の増員を図っていきます。



協力会員による窓拭きの様子

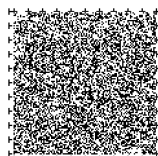


行政ができること

- ファミリー・サポート・センターの周知と活用を図ります。
- 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れる「地域包括ケアシステム」を推進します。
- 高齢者の「生活支援サービス」の充実に努めます。

市の主な取組

- 白岡市社会福祉協議会との連携 [福祉課]
- 地域包括ケアシステムの深化 [高齢介護課]
- 精神障がい者を含めた地域包括ケアシステムの構築 [福祉課]
- ファミリー・サポート・センターの充実 [子育て支援課]





取組の基本方向（４） 社会復帰を支援しよう！

◇ 白岡市第2期再犯防止推進計画 ◇

本市においては、平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）に基づき、令和3年に「白岡市再犯防止推進計画」（「白岡市第2期地域福祉計画」に包含）を策定し、その推進に当たってきました。

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年策定）では、罪を犯した人等が孤立することのないよう、抱えている課題に応じた息の長い支援の実現や地域の支援の連携の構築等を、基本的な方向性としています。

こうした国の方向性を受けて、埼玉県第2期再犯防止推進計画（令和6年策定）では、罪を犯した人等の就労・住居の確保や福祉・保健医療サービスの利用促進、地域における関係機関が連携した取組の推進などの施策が位置づけられています。市においても、国や県の動向を踏まえた取組が求められます。

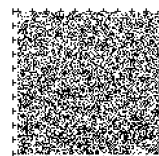
全国の刑法犯検挙者数をみると、その数は減少傾向にあるものの、約半数が再犯者であるという現状となっています。

また、出所受刑者の2年以内再入率をみると、令和4年に、満期釈放等出所受刑者では20.2%、仮釈放出所受刑者では8.6%となっており、再入率は減少傾向にありつつも短い間に再入者となる人が存在しています。

さらに、久喜警察署管内の再犯者率（刑法犯検挙者中の再犯者率）の推移をみると、平成30年から令和5年までは、全国及び埼玉県の再犯者率を下回る割合となってきましたが、令和6年には全国の再犯者率46.2%をわずかに上回って48.6%となりました。埼玉県の再犯者率は全国の値を上回って推移しており、再犯防止の取組が求められます。

罪を犯した人等の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等で様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。再犯防止のためには、社会復帰後にこうした人たちの複合的な福祉課題にも対応しながら息の長い支援を行い、地域社会での居場所を得て孤立しないような取組を行っていくことが重要です。

再犯防止に関する取組として、重層的支援体制整備事業も活用しながら、就労、住まい、保健・医療及び福祉サービス等の社会福祉に係る施策の推進とともに、地域の理解と協力を得ながら、再び社会を構成する一員となることを支援する環境づくりが必要となっています。



■【参考】国の第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

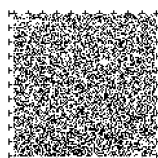
定義	犯罪をした者等	犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者
	再犯の防止等	犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

資料：「再犯の防止等の推進に関する法律 概要」、国「第二次再犯防止推進計画」等から作成

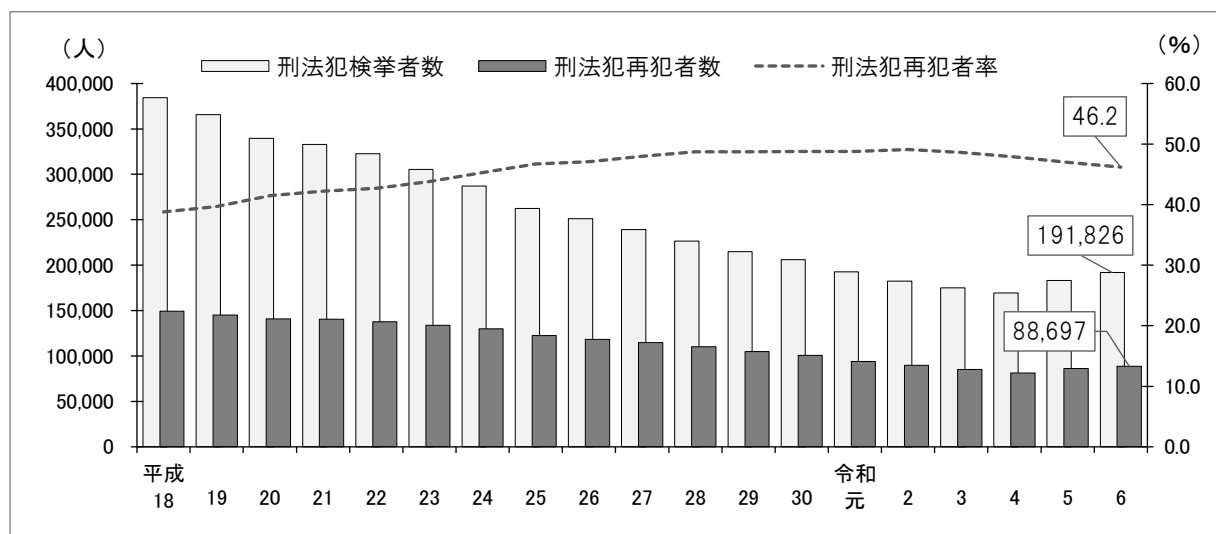
■【参考】第2期埼玉県再犯防止推進計画の概要

基本理念	犯罪をした者等を含めた全ての県民が、地域で安心・安全に暮らせることができる社会の実現
施策	主な取組
就労・住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪をした者等の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進 ○保護観察所による協力雇用主への支援
福祉・保健医療サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活定着支援センターで、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、一貫した相談支援を実施 ○保護観察所による特別調整
非行の防止と修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ○警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室の実施 ○刑事施設において、教科指導や高等学校卒業程度認定試験等を実施
犯罪をした者等の特性に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○県暴力追放・薬物乱用防止センター等と連携して、暴力団離脱者の社会復帰を支援 ○保護観察所において、しよく罪指導プログラム等の特性に応じた処遇プログラムを実施
民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止の県民理解の促進 ○更生保護関係団体による犯罪や非行をした者への相談支援、青少年の健全育成に資する活動の実施
地域における関係機関が連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の再犯防止対策が円滑に進むよう、市町村に対する支援を実施 ○保護観察所による刑執行終了者等に対する「息の長い」支援のための地域支援ネットワークづくり

資料：埼玉県「第2期埼玉県再犯防止推進計画」から作成



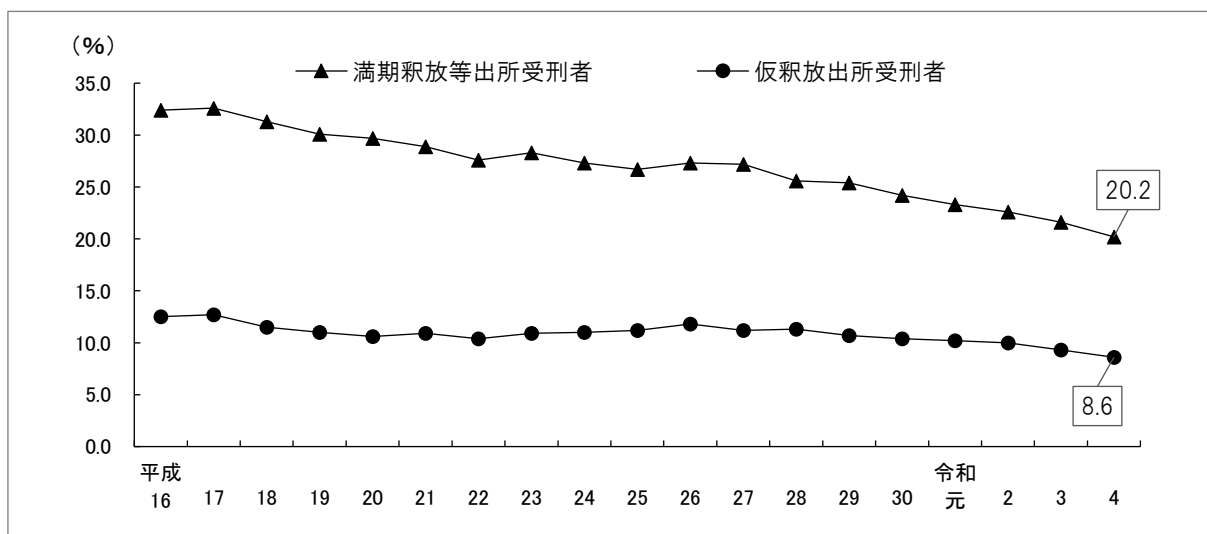
■ 全国の再犯者数及び再犯率の推移



資料：令和6年版再犯防止推進白書（データは警察庁・犯罪統計による）

注）「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

■ 出所受刑者の2年以内再入率

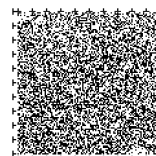


資料：令和6年版再犯防止推進白書（データは法務省・矯正統計年報による）

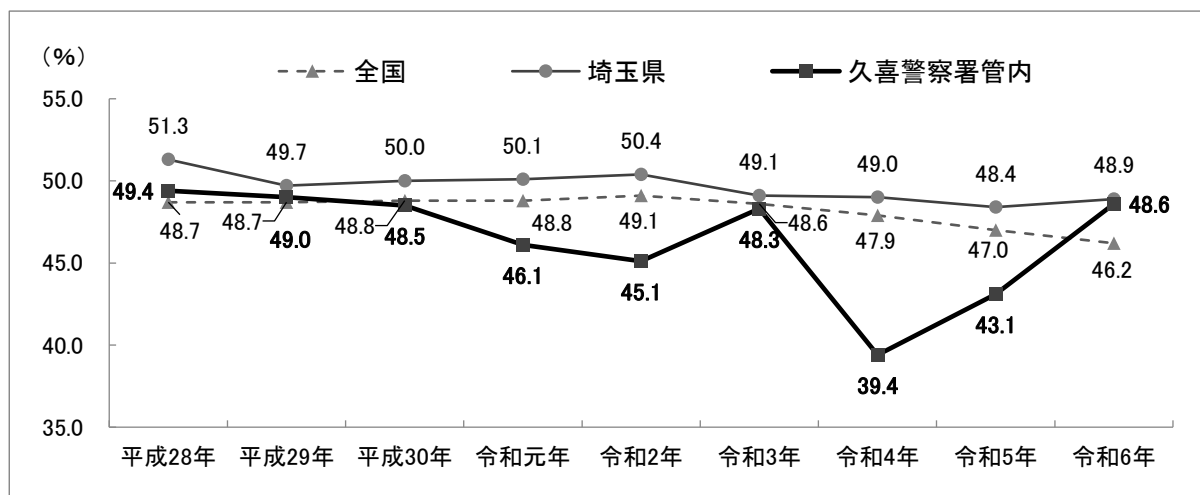
注）2年以内再入率とは、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合。

2年以内再入者数とは、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した人員。

前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

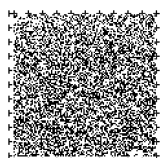
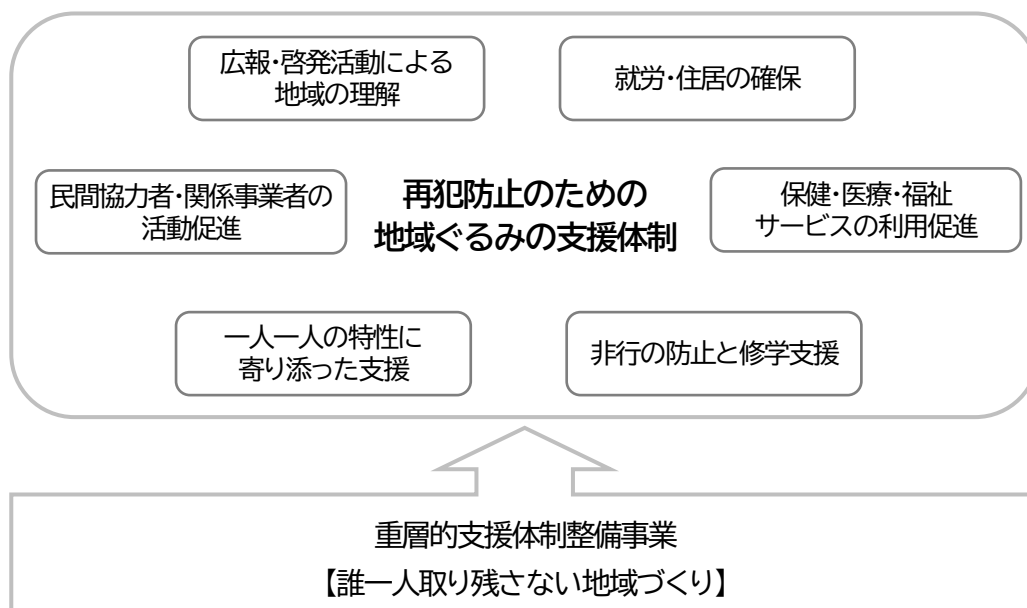


■ 刑法犯検挙者中の再犯者率(全国・埼玉県・久喜警察署管内)



資料：久喜警察署

◇ 白岡市第2期再犯防止推進計画の基本的考え方 ◇



具体的取組① 立ち直りを支援しよう

再犯防止の取組は、安心・安全な地域社会のために大切なものとなっています。

更生保護活動に対する理解を進めるとともに、罪を犯した人等が孤立することなく、立ち直りに必要な支援が適切に受けられる地域づくりに取り組みます。

市民一人一人ができること

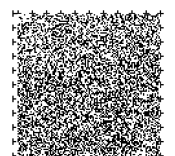
- 罪を犯した人等に生きづらさの背景があることを理解します。
- 立ち直りをあたたかく見守ります。
- 地域の更生保護活動を理解し、支援します。

地域や団体ができること

- 罪を犯した人等が再び社会の一員となれるよう、見守り、支えます。
- 非行防止や犯罪予防の啓発のため「社会を明るくする運動」を推進します。
- 保護司、更生保護女性会、協力雇用主等の更生保護に関する活動を応援します。
- 更生保護に関する活動と地域の福祉活動を連携して取り組みます。
- 児童生徒の非行防止のため、地域で子どもたちを見守り、健全育成活動を進めます。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

- 保護司や更生保護女性会との連携
- しらおか生活相談センターの活用



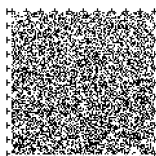
行政ができること

- 再犯防止に対する取組を総合的に進めます。
- 重層的支援体制整備事業と連携し、対象者に寄り添いながら、切れ目のない支援を進めます。
- 非行防止や犯罪予防の啓発のため「社会を明るくする運動」の周知と理解を進めます。
- 罪を犯した人等が孤立することがないように、地域の適切な居場所につなぎます。
- 住まいや就労の確保などにより、地域生活への定着を支援します。
- 社会復帰を目指す高齢者や障がいのある人等に、必要な福祉サービスなど継続的な支援を行います。

市の主な取組

- 重層的支援体制整備事業との連携 [福祉課]
- 再犯防止に対する理解促進 [福祉課、総務課]
- 社会を明るくする運動の推進 [福祉課、教育委員会]
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護関係団体への支援 [福祉課]
- 協力雇用主等との連携 [福祉課]
- 地域の民間協力者・関係事業者との連携 [福祉課]
- 埼玉県地域生活定着支援センターとの連携 [福祉課]
- 住まいの確保 [福祉課]
- 福祉サービス等の利用促進 [福祉課]
- 就労相談と就労支援の充実 [商工観光課、福祉課、高齢介護課]
- 基幹相談支援センターによる相談と支援 [福祉課]
- 地域包括支援センターによる相談と支援 [高齢介護課]
- ※生活困窮者への切れ目のない支援の実施 [福祉課]
- ※教育委員会や学校等と連携したこどもの立ち直り支援と修学支援 [福祉課、教育指導課]
- ※青少年の健全育成 [子育て支援課]
- ※薬物乱用防止活動の推進 [健康増進課、教育指導課]

※再犯防止に対する取組と併せて、犯罪防止の取組を実施するものです。



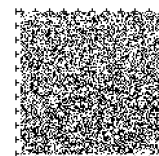
基本目標2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり

現状と課題

- 一人一人が地域福祉に対する理解を深め、意識を高めていく必要があるとともに、地域での支え合いは、誰かを支えることと誰かに支えられることの両面で成り立つことを認識していくことが必要です。
- 介護や障がい、ひきこもりなど、生きづらさや困難を感じているときには、一人でまたは家庭内で抱え込まずに助けを求め、支援を受け入れる気持ちも大切であることを啓発し、理解を促していくことも重要です。
- 市民アンケートの結果をみると、市民の地域福祉への理解は全体的に停滞している状況がうかがえることから、様々な機会を活用して、地域福祉についての周知と啓発を行っていくことが大切です。
- 地域では、ボランティアや地域活動が展開されていますが、担い手の高齢化が進むとともに、新たな担い手が不足しているなどの課題があり、活動の縮小化や継続への不安といった声もあります。
- ボランティアや地域活動の周知、多世代が参加しやすい環境づくりや活性化により、参加と参画を広げ、持続可能な地域活動としていくことが求められています。
- 福祉に携わる人材不足が慢性化しているため、福祉サービスの提供体制にも影響を及ぼしています。今後の人材確保のためには、福祉の理解と意識の醸成を図り、将来、ボランティアや福祉従事者などで、担い手として活躍できるよう育てていくことが必要です。

取組の基本方向

取組の基本方向(1) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！	➤	① 福祉意識を高めよう ② 受援力を身に付けよう ③ 福祉について学ぼう
取組の基本方向(2) 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！	➤	① 地域活動を活発にしよう ② ボランティア活動を活発にしよう
取組の基本方向(3) 福祉人材を育成しよう！	➤	① 福祉の仕事をもっと知ろう ② 関係機関と連携しよう





取組の基本方向（Ⅰ）福祉を理解し、福祉意識を高めよう！

具体的取組① 福祉意識を高めよう

地域福祉を推進していく上で、福祉に対する意識を高めることはとても重要です。地域で生活している様々な人たちと、共に暮らすためには何が大切なのかを考え、助け合うことが大切です。

市民一人一人ができること

- 高齢者や障がい者、こどもなど、様々な人が地域で一緒に生活していることを意識します。
- 高齢者や障がい者、こどもの人権について学び、理解を深めます。
- 認知症（若年性認知症を含みます。）や高次脳機能障害について知り、理解を深めます。
- 障がい者や障がいに対する理解を深めます。

地域や団体ができること

- 身近な福祉課題に目を向けます。
- 地域で、福祉について学びます。
- 地域でできる福祉の取組について話し合い、実行します。
- 白岡市社会福祉協議会は、福祉について学ぶ機会を提供します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

- 住民座談会などによる地域の福祉課題の共有と解決への取組
- 福祉教育の充実

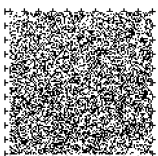
■ 福祉教育事業

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、白岡市社会福祉協議会では、市内の小中学校及び高等学校を福祉協力校に指定し、学校や地域での各種福祉教育活動に対して補助金の交付や福祉体験等を支援しています。

今後は、白岡市社会福祉協議会の事業に関する説明会や出前講座を実施して福祉活動の理解を進め、特に若年層に対する福祉教育を充実していきます。



車いすバスケット体験



行政ができること

- 市の広報紙、市公式ホームページ、SNS、ポスターなどを活用して、福祉に関する情報提供を行い、市民の福祉意識の向上を図ります。
- 妊産婦や乳幼児連れの人、障がい者や高齢者など全ての人が安心して気軽に外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを推進します。

市の主な取組

- 福祉に関する啓発活動の推進 [福祉課]
- 障がい者や障がいに対する理解の促進 [福祉課]
- 「ヘルプマーク」の周知と活用促進 [福祉課]
- 「ヘルプカード」の周知と活用促進 [福祉課]
- 「福祉の店」の周知と活用促進 [福祉課]
- 認知症の理解促進 [高齢介護課]
- 認知症サポーター養成講座 [高齢介護課]
- 安心して外出できる環境の整備
[企画政策課、福祉課、子育て支援課]

■ ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としているかたがたが、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるためのマークです。



ヘルプマーク

■ 福祉の店

障がいのある方の社会活動への参加や障がいの理解促進を目的として、市内や近隣の障害福祉サービス事業所で製造された菓子類や創作品などを展示・販売するコーナーです。



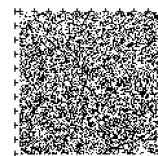
福祉の店

■ ヘルプカード

支援や配慮を必要とするかたが、あらかじめ氏名や連絡先、障がい名、病名、配慮が必要な事項を記載し、所持することにより緊急時や避難所等において、迅速な支援につながるよう作成したものです。

<p>ヘルプカード</p> <p>あなたの支援が必要です。</p> <p>◎白岡市</p>	障がい名・病名 () 通院先 病院 _____ 電話 _____ 服薬 (有 ・ 無) _____
記入年月日 (年 月 日) _____ 氏名 _____ 住 所 _____ 生年月日 T・S・H 年 月 日 _____	配慮してほしいこと <input type="checkbox"/> () が不自由です。 <input type="checkbox"/> 人工透析をしています。 <input type="checkbox"/> ペースメーカーを使用しています。 <input type="checkbox"/> パニックになることがあります。 ※理由 () _____ ※落ち遅くには () _____
第1連絡先 () _____ 電話 _____ 携帯 _____ 第2連絡先 () _____ 電話 _____ 携帯 _____ 第3連絡先 () _____ 電話 _____ 携帯 _____ 災害時の家族の集合場所 () _____	<input type="checkbox"/> アレルギーがあります。 ※内容 () _____ <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手です。 <input type="checkbox"/> 簡単な言葉で説明してください。 <input type="checkbox"/> 筆談で伝えてください。 <input type="checkbox"/> 移動の際は介助してください。 ※内容 () _____
<p>あなたの支援が必要です。</p> <p>カードの中身を確認してください。</p>	<input type="checkbox"/> その他配慮してほしいことが次のとおりあります。 _____ _____ _____

ヘルプカード



具体的取組② 受援力を身に付けよう

地域で支え合ったり、手助けを受けたりするためには、支援を受ける力「受援力」を身に付けることが大切です。「助けを求めたり、相談したりすることは恥ずかしいことではなく良いこと」という理解を進めることが重要です。

市民一人一人ができること

- つらいことや苦しいことを抱え込まず、誰かに話しをしてみます。
- 悩みや困りごとは、信頼できる人や相談機関に相談します。

地域や団体ができること

- 「助けを求めることは恥ずかしいことではない、良いこと」という意識を広めます。
- 声を上げづらい人には寄り添いながら話を聞きます。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

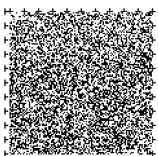
- 相談支援の強化
- 地域における情報収集と共有
- 福祉教育の充実

行政ができること

- 相談することへのためらいの解消について、広報を進めます。
- 声を上げにくい若者や現役世代へのアプローチを進めます。

市の主な取組

- 相談することの大切さの周知 [福祉課]
- 多様な相談窓口・福祉サービスの活用促進 [福祉課]



具体的取組③ 福祉について学ぼう

福祉に関する様々なことについて正しい理解を深めるため、こどもから大人まで、身近な場所で幅広く学ぶことができる環境づくりが大切です。

市民一人一人ができること

- 福祉について考え、家族や友だちと話し合います。
- 福祉に関する講座や学習会、講演会などに参加して、理解を深めます。

地域や団体ができること

- 身近な地域の中で、福祉に関する学習の機会を設けます。
- こどもから高齢者まで、福祉意識を学ぶ機会を設けます。
- 福祉サービス事業所や民間企業、団体においては、事業を通じて福祉に関する学習機会をつくります。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

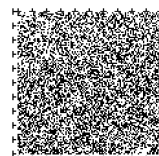
- 福祉に関する情報提供の充実
- 出前講座や福祉教育の充実
- 市内小中学校・高等学校の社会福祉協力校の指定
- 全ての社会福祉法人が自主的な地域貢献活動を推進していくことへの働きかけ

行政ができること

- 関係機関と連携し、福祉に関する講座や学習会、講演会を開催します。
- 白岡市社会福祉協議会との連携を強化します。

市の主な取組

- 福祉に関する講演会や講座等の開催 [福祉課、生涯学習課]
- 市内小中学校における福祉教育の充実 [教育指導課]
- インクルーシブ教育システムの構築 [教育指導課]
- 福祉に関する出前講座の利用促進 [福祉課]





取組の基本方向（２） 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！

具体的取組① 地域活動を活発にしよう

地域福祉を推進するためには、新しい担い手や若い世代も地域活動に参加・参画でき、持続可能なものとしていくことが大切です。

市民一人一人ができること

- 地域のことを自分事として捉え、地域の活動に参加します。
- 地域の課題について知り、考えることができるよう、地域の話し合いに参加します。
- 誰もが気軽に参加できるためのアイデアを考えます。

地域や団体ができること

- 活動する仲間を増やすため、地域活動の内容をわかりやすく周知します。
- 子どもや若者が参加しやすいよう、SNSなどを活用した情報発信を進めます。
- 持続可能な地域活動となるよう、世代や組織を超え、親睦を図りながら協力します。
- 地域活動を通じて、地域課題の解決と地域の活性化に努めます。
- 地域活動を行うに当たって利用できる制度等を見つけ、活用します。
- 地域活動の場として、公共的な施設や民間施設などを有効活用します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

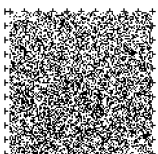
- 他団体と連携した事業の展開
- 市内の活用できる施設や制度の周知
- サロンの立ち上げの支援
- 地域活動の拠点づくりの支援
- 地域活動のリーダーの育成
- 地域活動団体やグループ等の周知

行政ができること

- 自主的な地域活動を支援します。

市の主な取組

- 生涯学習や生涯スポーツの推進
[生涯学習課、文化・スポーツ推進課]



具体的取組② ボランティア活動を活発にしよう

ボランティアセンターを中心としてボランティアの育成と活動の支援を進めるとともに、ボランティアへの参加を促していくことが大切です。

市民一人一人ができること

- ボランティア活動について知り、理解を深めます。
- ボランティア講座や体験ボランティアに参加します。
- 地域のボランティア活動に参加します。
- 家族や友だちをボランティア活動に誘います。

地域や団体ができること

- ボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
- 広報紙やSNSなどを活用して、地域活動やボランティア活動を周知します。
- ボランティアセンターを充実します。
- ボランティア活動を次世代につなぎます。
- 福祉ニーズに対応できるボランティアを育成します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

- ボランティア活動のPR
- ボランティアセンター機能の充実
- ボランティア体験プログラム、養成講座の実施
- ボランティア団体等の育成、支援
- ボランティア活動保険の活用促進
- 募金運動への学生の参加協力
- 小中学校等との連携
- 中学生や高校生がボランティアに参加しやすい仕組みづくり

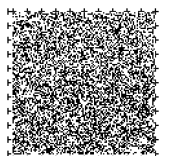
■ 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

埼玉県共同募金会白岡市支会では、行政区や民生委員・児童委員、市内の学校、企業、関係団体等の協力のもと、地域福祉の推進のための募金運動を行っています。市内で集められた募金は、埼玉県内や市内の福祉事業の財源として配分され、活用されます。

住民運動としての理解・協力を得られるよう、周知や啓発活動を進めるとともに、地元企業や学生ボランティアとの連携を図っていきます。



街頭募金の様子



行政ができること

- ボランティア団体などと連携・協力し、まちづくりに生かします。
- 様々なボランティア活動を支援し、活動の活性化を図ります。
- 白岡市社会福祉協議会の活動を支援します。

市の主な取組

- ボランティアの育成
〔子育て支援課、生涯学習課、文化・スポーツ振興課〕
- ボランティア活動の促進〔教育指導課、子育て支援課〕
- ボランティア団体への協力〔福祉課〕
- 食生活改善推進員の活動〔健康増進課〕
- ペアーズバンク登録者の拡充〔生涯学習課〕

■ ボランティアセンター運営事業

白岡市社会福祉協議会内に設置されており、ボランティア活動の拠点として運営されています。

今後もボランティアに関する相談対応やコーディネート、その他ボランティア保険の加入手続きなどを行っていきます。



ボランティアセンター

■ ボランティア育成事業

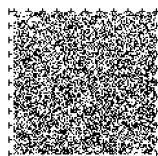
白岡市社会福祉協議会では、ボランティア育成のため、夏休みのボランティア体験や各種講座の開催、既存のボランティア活動者へのフォローアップ、団体立ち上げ時のアドバイスを行っています。

今後も、ボランティア団体やボランティア連絡会の活動を支援していきます。

また、ボランティア体験プログラムの充実やボランティア基礎講座の実施、学生ボランティアとの連携・協力、こどもボランティアの育成を進めます。



配食ボランティア養成講座





取組の基本方向（3） 福祉人材を育成しよう！

具体的取組① 福祉の仕事をもっと知ろう

福祉の担い手を育むには、市民が福祉について知ることが大切であるとともに、福祉の仕事について、その意義とやりがいについて理解を深めることが大切です。

市民一人一人ができること

- 地域で提供されている福祉サービスなどから、身近な福祉の仕事に関心を持ちます。
- 様々な福祉の仕事の内容を知り、理解します。

地域や団体ができること

- 福祉サービス事業所や民間企業は、福祉の仕事についてPRします。
- ボランティア活動などを通じて、福祉の仕事について理解を深めます。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

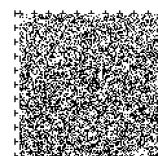
- ボランティア体験プログラムの充実

行政ができること

- 福祉の仕事について、体験の機会を提供します。

市の主な取組

- 中学生社会体験チャレンジ事業の実施 [教育指導課]



■ ボランティア体験プログラム

白岡市社会福祉協議会では、ボランティアの育成を目的として、ボランティア体験プログラムを実施しています。ボランティアを始めてみたい、どのような活動か知りたいなどのニーズに対応し、ボランティア活動に興味を持てるようなきっかけづくりを行っています。

今後、新規プログラムの開発にも取り組んでいきます。



▼ 高齢のかたと一緒に過ごそう

1 ツクイ白岡東

活動日 7/22(火)～8/30(土) ※日曜日除く

時間	午前10時～午後3時	定員	1日3名
内容	利用者との交流・お手伝い		
持ち物	動きやすい服装、上履き、昼食、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	○	○	○

2 障害福祉サービス事業所 ありの実館

活動日 7/22(火)～8/29(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～午後4時	定員	1日
内容	利用者との交流及び、軽作業		
持ち物	動きやすい服装、上履き、昼食、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	×	○	○	○

3 障害福祉サービス事業所 東ありの実館

活動日 7/22(火)～8/29(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～午後4時	定員	1日
内容	利用者との交流及び、軽作業		
持ち物	動きやすい服装、上履き、昼食、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	×	○	○	○

▼ 障がいのあるかたとふれあおう

4 東児童館

活動日 7/21(月)～8/31(日) ※木、7/22、7/26、8/12、8/23 除く

時間	午前9時～正午	定員	1日3名
内容	児童館のお手伝い(おもちゃの貸し出しなど)		
持ち物	動きやすい服装、上履き、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	○	○	○

5 西児童館

活動日 7/21(月)～8/31(日) ※やる気のあるかた大歓迎

時間	午前10時～正午または午後2時～4時	定員	1日3名
内容	児童館のお手伝い		
持ち物	動きやすい服装、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	○	○	○

▼ 子どもたちと仲良くしたい♪

6 高岩保育所

活動日 7/22(火)～8/29(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～11時	定員	1日3名
内容	園児の保育のお手伝い		
持ち物	動きやすい服装、エプロン、上履き、着替え、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	×	○	○	×

7 千駄野保育所

活動日 7/22(火)～8/29(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～11時	定員	1日3名
内容	園児の保育のお手伝い		
持ち物	動きやすい服装、エプロン、上履き、着替え、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	×	○	○	×

8 西保育所

活動日 7/22(火)～8/29(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～11時	定員	1日3名
内容	園児の保育のお手伝い		
持ち物	動きやすい服装、エプロン、上履き、着替え、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	×	○	○	×

9 南児童クラブ

活動日 7/22(火)～8/22(金) ※土日祝日お盆時期除く

時間	午前9時～正午または午後1時～3時	定員	1日2名
内容	児童とのふれあい		
持ち物	動きやすい服装、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	○	×	×

10 南第二児童クラブ

活動日 7/22(火)～8/22(金) ※土日祝日お盆時期除く

時間	午前9時～正午または午後1時～3時	定員	1日2名
内容	児童とのふれあい		
持ち物	動きやすい服装、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	○	×	×

11 南第三児童クラブ

活動日 7/22(火)～8/22(金) ※土日祝日お盆時期除く

時間	午前9時～正午または午後1時～3時	定員	1日2名
内容	児童とのふれあい		
持ち物	動きやすい服装、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	○	×	×

12 西児童クラブ

活動日 7/28(月)～8/8(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～正午	定員	1日2名
内容	児童とのふれあい		
持ち物	動きやすい服装、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	×	×	×

13 西第二児童クラブ

活動日 7/28(月)～8/8(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～正午	定員	1日2名
内容	児童とのふれあい		
持ち物	動きやすい服装、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	×	×	×

14 西第三児童クラブ

活動日 7/28(月)～8/8(金) ※土日祝日除く

時間	午前9時～正午	定員	1日2名
内容	児童とのふれあい		
持ち物	動きやすい服装、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	×	×	×

15 東児童クラブ

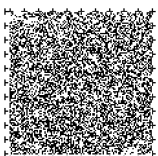
活動日 7/22(火)～8/22(金) ※土日祝日お盆時期除く

時間	午前9時～正午または午後1時～3時	定員	1日2名
内容	児童とのふれあい		
持ち物	動きやすい服装、帽子、飲み物		

対象者	小	中	高	大	一般
	×	○	×	×	×

対象者の表の見方(小…小学生、中…中学生、高…高校生、大…大学生・専門学生、一般…それ以外の方)

ボランティア体験プログラム チラシ



具体的取組② 関係機関と連携しよう

多様な福祉人材の育成・確保をしていくためには、福祉に関する活動や仕事について、市民が関心を持ち、関わりが持てるようになることが大切です。福祉の関係機関が連携し、人材の育成・確保を進めます。

市民一人一人ができること

- 福祉の活動や仕事に関心を持ち、理解します。
- 地域の福祉活動やイベント等に参加してみます。
- 福祉の仕事に関する相談機関などを活用します。

地域や団体ができること

- 身近な地域活動や福祉活動を通じて福祉に関わる人材育成を進めます。
- 地域の福祉サービス事業所や民間企業は、連携や交流をします。
- 地域の福祉サービス事業所や民間企業は、地域との交流を進めます。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

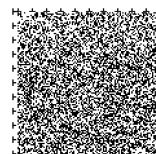
- 実習生の受け入れ
- 支部社協活動の連携
- 法人、団体との連携の推進

行政ができること

- 地域福祉活動の担い手の育成を支援します。
- 市内外の法人、団体、企業等との連携を進めます。
- ハローワークや埼玉県福祉人材センターなどとの連携を進めます。

市の主な取組

- 関係機関と連携した担い手の育成支援 [福祉課]



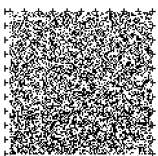
基本目標3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり

現状と課題

- 福祉サービスなどを利用する際には、必要な情報が気軽に入手でき、困りごとなどが相談しやすい相談先があることが重要です。
- 市民アンケートでみると、福祉に関する情報源は「広報しらおか」が最も多いものの、若い年代ではインターネットを活用する割合も増えており、SNSなども活用して、入手しやすい情報提供の充実を図ることが求められています。
- 身近な地域で相談に応じる民生委員・児童委員や、白岡市社会福祉協議会の福祉事業等がありますが、市民アンケートの結果では、活動の周知が課題となっています。
- 近年、福祉的な課題を複合的に抱える家庭が顕在化しており、その対応が課題となっていることから、市では重層的支援体制整備事業に着手しました。
- 「福祉の総合相談窓口」を設置し、抱えている様々な福祉課題を「丸ごと」受け止められる体制や、関係機関の連携の強化による横断的な対応を進めています。
- 生活困窮者への自立支援制度については、必要とする人が適切な支援を受けられるよう、充実していくことが必要となっています。
- 成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度の周知や相談活動をはじめとした利用促進のための様々な活動を行っており、成年後見サポートセンターの相談受付件数は増加傾向となっています。認知症や障がいなどにより判断能力が低下しても、地域で安心して生活し続けられるよう、権利擁護支援を進めていくことが重要です。

取組の基本方向

取組の基本方向(1) 福祉サービスを知ろう！	➤	① 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう ② 困った時には相談しよう
取組の基本方向(2) 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！	➤	① ニーズに対応したサービスを提供しよう ② 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう 「白岡市第2期重層的支援体制整備事業実施計画」
取組の基本方向(3) 生活困窮者対策の充実を図ろう！	➤	① 生活困窮者の自立を支援しよう
取組の基本方向(4) あらゆる虐待を防ごう！	➤	① 虐待を防止しよう
取組の基本方向(5) 権利擁護体制の充実を図ろう！	➤	① 成年後見制度を利用しやすくしよう 「白岡市第2期成年後見制度利用促進基本計画」



取組の基本方向（Ⅰ） 福祉サービスを知ろう！

具体的取組① 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう

福祉サービスに関する情報について、多様な情報発信や提供方法の充実を図り、情報にアクセスしやすい環境づくりが大切です。

市民一人一人ができること

- 福祉に関する制度やサービスについて、広報紙やホームページ、SNSなどから、情報を得ることを心がけます。
- ボランティアや民間団体などが提供する様々なサービスについて関心を持ち、情報を得ます。

地域や団体ができること

- 日頃から地域で、福祉サービスなどについて気軽に情報交換を行います。
- 福祉サービスについて、必要な人に情報を伝えます。
- ボランティアや民間団体、福祉サービス事業所、民間企業は、活動内容や福祉サービスの情報提供を行います。
- 出前講座を積極的に活用します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

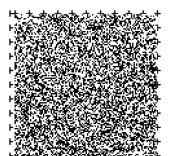
- わかりやすい広報紙やホームページの作成・活用
- SNSを活用した情報発信
- 「しらおかガイドブック」の活用
- 点字、音声での情報発信

行政ができること

- 市の広報紙や市公式ホームページ、SNSなどを通じて、分かりやすく情報を提供します。

市の主な取組

- 市の広報紙、市公式ホームページ、SNSなどの充実
[企画政策課、福祉課、高齢介護課、子育て支援課、こども保育課、健康増進課]



具体的取組② 困った時には相談しよう

困ったことは気軽に相談して支援が受けられるよう、相談窓口があることを知り、必要なときにはためらわずに利用できることが大切です。

市民一人一人ができること

- 日頃から、相談窓口や相談機関などについての情報を得るようにします。
- 困ったことがあったら、相談します。
- 地域に困りごとがある人がいたら、声をかけ、話を聞きます。

地域や団体ができること

- 地域の困っている人の様子に気づき、相談窓口や相談機関へつなぎます。
- 相談窓口や相談機関に関する情報が、地域の人たちに届く仕組みを作ります。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

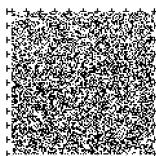
- 福祉の総合相談窓口の運営
- 成年後見サポートセンターの運営
- しらおか生活相談センターの運営

行政ができること

- 多様な相談体制があることを周知し、子どもや障がい者、高齢者、その他悩みや困りごとがある人などが利用しやすいように働きかけます。
- 各種相談窓口の設置・運営と関係機関の連携により、相談支援体制の充実を図ります。

市の主な取組

- 福祉の総合相談窓口の運営 [福祉課]
- ピアカウンセリングの実施 [福祉課]
- 地域療育・相談体制の充実 [福祉課]
- 地域包括支援センターの運営 [高齢介護課]
- 基幹相談支援センターの運営 [福祉課]
- こども家庭センターの運営 [子育て支援課]
- 健康相談の実施 [健康増進課、子育て支援課]
- 母子愛育会活動の支援 [子育て支援課]
- 児童相談の充実 [子育て支援課]



■ SNSの活用

白岡市社会福祉協議会では、SNSを活用して情報発信をしています。

情報収集のツールとして活用してもらえよう、SNSの周知を進めるとともに、職員の編集スキルの向上を図ります。特にSNSの活用の効果が得られるよう、若い世代が興味・関心を持つような投稿内容、リアルタイムでの情報更新で最新情報を提供できるように努めていきます。



白岡市社会福祉協議会
ホームページ



Facebook



SHIRAOKASHAKYO
Instagram



YouTube

■ 相談窓口

白岡市社会福祉協議会では、市民の皆さんの困りごとについて、相談窓口を設置しています。

相談内容に対し、きめ細かい対応に努め、関係機関と連携して必要な支援につなげていきます。

福祉の総合相談窓口

福祉に関するさまざまな相談ができます。
お気軽にご相談ください。

こんなお悩みごはありませんか？

- 悩みがたくさんあってどこに相談したらいいかわからない
- 生活が楽しく、子育てにも悩みがある
- 介護が必要な親と引きこもりがちな子の今後が心配

窓 口 ⇒ 白岡市役所福祉課 ☎ 0480-92-1111
白岡市社会福祉協議会 ☎ 0480-92-1746

メー ル ⇒ <https://www.city.shiraoka.lg.jp/15173.htm>
(市公式ホームページ)

相 談 時 間 ⇒ 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
8時30分～17時15分

福祉の総合相談窓口

生活の不安や困りごとをご相談ください！

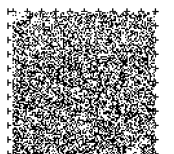
- 収入が少なく毎月やりくりが大変。
- 家賃が払えず、家を追い出されそうだ。
- 困りごとがあるがどこに相談したら良いかわからない。
- お金が入るとすぐに使ってしまう。
- 市役所から通知が来ているが内容がよくわからない。

『しらかが生活相談センター』とは？

主に経済的な悩みがある方への相談窓口としてしらかが生活相談センターを設置しています。専門の相談員がお話を伺い、一緒に課題や問題点を整理しながら解決に向けて支援します。他機関での支援が必要な場合は、適切な機関を紹介いたします。「しらかが生活相談センター」に来所が難しい場合は、相談員がご自宅等に訪問することも可能です。相談は無料ですので、お気軽に電話やメールでご相談ください。

【問い合わせ先】
社会福祉法人白岡市社会福祉協議会
「しらかが生活相談センター」
住所：白岡市千駄野 445 番地はびすしらかが内
☎：0480-92-1746
✉：shiraoka-shakyou.01@juno.ocn.ne.jp

しらかが生活相談センター





取組の基本方向（２） 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！

具体的取組① ニーズに対応したサービスを提供しよう

どのような支援が必要かを把握し、相談に応じながら、適切に福祉サービスを提供することが大切です。

市民一人一人ができること

- サービスの利用について相談できる窓口があることを知り、不安なことや困ったことがあるときには利用します。
- 地域活動やボランティア活動に参加し、福祉サービスの提供を支援します。

地域や団体ができること

- 公的サービスでは対応しにくい軽易な福祉ニーズには、地域の助け合いで対応します。
- 白岡市社会福祉協議会は、福祉ニーズに対応したきめ細かいサービス提供を進めます。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

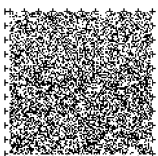
- 新たな社会資源の発掘や育成
- しらかや地域生活支えあいサービスの実施
- 移動支援事業（車いす専用車両の貸し出しサービス）の実施
- 広報紙等の音訳・点訳物の配付

行政ができること

- 関係機関と連携し、支援が必要な家庭などへの適切な手助け、また、困難ケースなどへの対応ができるよう取組を進めます。
- 福祉サービスを提供するボランティア団体やNPO法人などの育成について、関係機関と連携して進めます。

市の主な取組

- 障がい者福祉の充実と障害福祉サービスの提供 [福祉課]
- 高齢者福祉の充実と介護保険サービスの提供 [高齢介護課]
- 子育て支援サービス等の充実 [子育て支援課、こども保育課]
- のりあい交通の運行 [地域振興課]
- ふれあい収集の実施 [蓮田白岡衛生組合・環境課]



具体的取組② 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう

複合的な課題への対応は、支援を必要としている人に寄り添い、問題を解きほぐしながら、福祉に携わる関係機関が連携して取り組むことが大切です。

市民一人一人ができること

- 不安なことや困ったことがあったら、悩まずに相談窓口などに相談します。
- どこに相談したらいいかわからないことも、まずはどこかの相談窓口を利用することで、支援につながるということを理解します。

地域や団体ができること

- 福祉課題がある対象者に、さり気ない気遣いと見守りをします。
- 困りごとや気づきを、地域の福祉活動者や関係機関につなげます。
- 関係機関が協力して支援に取り組めるよう、情報交換や連携強化を進めます。
- 課題を抱えた人に対して、連携しながら総合的な支援を進めます。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

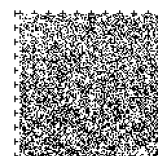
- コミュニティソーシャルワーカーの設置
- 関係機関相互の交流の場の充実
- 複合化した課題解決に向けた関係機関等との連携

■ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは、地域の人材やシステムを活用して、困難に直面している人を支援するとともに、住民同士が支え合って課題を解決する地域づくりをお手伝いする人です。

白岡市社会福祉協議会では、現在3名のCSWを配置しています。

支部社協の担当として地域の社会資源の把握に努め、個別支援については、ひきこもりや不登校などの福祉課題を抱えている方や世帯に対し、孤立しないように社会資源を活用し地域との関わりを増やし、課題解決に取り組んでいきます。

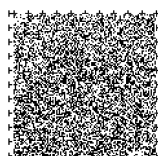


行政ができること

- 複合的な課題を「丸ごと」受け止め、解決につなげる体制を構築します。
- 関係機関の交流と連携を進めるとともに、情報共有やサービスを調整する場を充実します。

市の主な取組

- 重層的相談支援体制の整備 [福祉課]
- 基幹相談支援センターの運営 [福祉課]
- 地域生活支援拠点の整備 [福祉課]
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [福祉課]
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進 [高齢介護課]
- 地域ケア会議の開催 [高齢介護課]
- 在宅医療・介護連携の推進 [高齢介護課]
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 [高齢介護課]
- 要保護児童対策地域協議会の開催 [子育て支援課]
- こころの健康づくりと自殺対策の推進 [健康増進課]



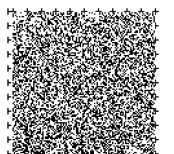
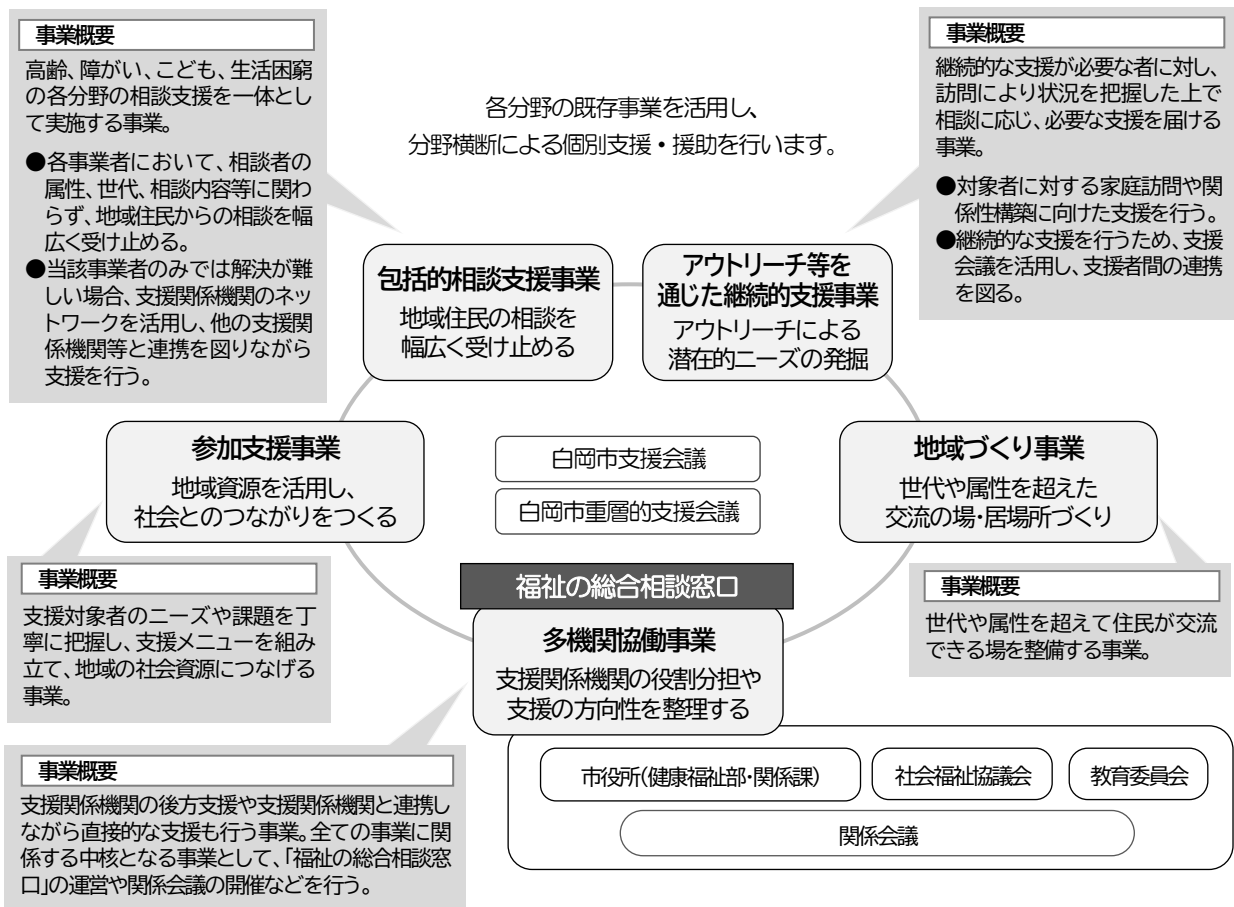
◇ 白岡市第2期重層的支援体制整備事業実施計画 ◇

I 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法の規定に基づき、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「多機関協働事業」を一体的かつ重層的に実施するものです。この事業を実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスク（社会的孤立、介護と育児のダブルケア、8050世帯など）を属性や世代を問わずに受け止め、継続的な伴走支援を行うものです。

白岡市では白岡市重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、令和7年度から重層的支援体制整備事業を実施し、各分野の既存事業を活用しながら分野横断による個別支援・援助の取組を講じています。

■ 白岡市の重層的支援体制整備事業の全体図



2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制、実施内容等を定めるものです。

(2) 計画期間

白岡市第3期地域福祉計画の計画期間に合わせ、本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3) 基本方針

「誰一人取り残さない地域づくり」を基本方針とします。関係法令並びに国、県及び市の関連する計画との整合性を保ち、既存資源（会議・協議会・ネットワーク等）を最大限に活用し、不足する部分を必要な範囲において重層的支援体制整備事業に取り組みます。

また、既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を尊重し、関わる住民の意見を聴きながら、行政として必要な範囲で活動を支援することに取り組みます。

(4) 重点的取組

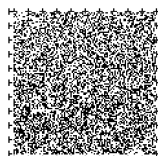
白岡市第3期地域福祉計画における課題（P26）を踏まえ、分野横断的な取組を特に推進する必要があるものを重点的取組とします。

なお、既存の各分野（高齢、障がい、こども、教育、生活困窮）の拠点の機能は変更せず、関係する支援機関や地域関係者の連携を図ることを基本とします。

(5) 実施目標・事業評価

福祉分野（高齢、障がい、こども、生活困窮など）の支援関係機関による連携体制を構築すること及び地域住民、団体・企業、ボランティア等の多様な主体による地域コミュニティを形成する地域づくりを図ることを目標とします。

事業の評価については、白岡市重層的支援会議（代表者会議）を評価機関とし、①支援関係機関による連携体制の構築、②多様な主体による地域コミュニティを形成する地域づくりの2点を評価・検証の視点として実施目標や事業結果を評価・検証します。



重点的取組

孤独・孤立対策

孤独・孤立対策推進法に基づき、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策を推進すること、当事者やその家族等の立場に立ち継続的に支援すること及び当事者が社会や他者との関わりを持てるよう必要な支援をすることに取り組みます。

白岡市地域福祉計画市民懇話会の提言を踏まえ、「地域における孤独・孤立対策」を推進し、「世代や属性を問わない地域の居場所づくり」や「行政、社会福祉協議会、関係事業者等による地域の支援ネットワークの構築」に取り組みます。

※ 孤独・孤立とは

孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者として、例えば、生活困窮状態の人、ひきこもりの状態にある人、メンタルヘルスの問題を抱えている人、妊娠・出産期の女性、子育て期の親、ひとり親、不本意な退職や収入減など様々な困難や不安等を抱える人、DV等の被害者、こども・若者、学生、不登校の児童生徒、中卒者や高校中退者で就労等をしていない人、独居高齢者、求職者、中高年者、社会的養護経験者、犯罪をした者等、薬物依存等を有する人、一般用医薬品を乱用する人、犯罪被害者、被災者、心身の障害あるいは発達障害等の障害のある人や難聴等の人、難病等の患者、外国人、在外邦人、ケアラー、LGBTQの人等が考えられる。ただし、孤独・孤立は何人にも生じ得ることから、孤独・孤立対策は全ての国民が対象となる。(孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画/令和6年6月11日(令和7年5月27日一部改定) 内閣府孤独・孤立対策推進本部)

重点的取組

こども・若者施策の推進

地域ではこどもが集う場所や機会が減っているため、白岡市こども計画に基づき、こどもが気軽に足を運び、身近で楽しめるような居場所づくりに取り組みます。さまざまな「こども・若者の居場所」を確保するため、地域の既存の施設及びこども食堂などの利用促進や地域におけるこども・若者の新たな居場所づくりを支援します。

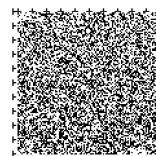
また、ヤングケアラーや不登校などの様々な困難を抱えているこども・若者の悩みに寄り添い、分野横断的に個別支援・援助に取り組みます。学校、行政、地域の連携や情報共有を図り、課題を抱えるこども・若者やその家族に対する相談支援の充実を図ります。

重点的取組

持続可能な地域活動の推進

地域では、人と人とのつながりの変化や既存の地域活動の縮小化が進むとともに、地域活動の担い手となる方の高齢化や固定化に伴う人材の不足が課題となっていますが、一方で地域における新たな催しや取組も始まっています。こうした地域の変化に対応した持続可能な地域活動を推進するため、こどもから高齢者まで全世代型の地域活動の支援に取り組みます。

また、地域活動の周知・啓発を図るため、SNSを活用した周知や若年層へのボランティア情報の発信を行うことや地域の企業との協働による地域活動の推進に取り組みます。



3 重層的支援体制整備事業の内容

庁内関係課に配置する相談支援包括化推進員や各分野の関係事業者と定期的に情報交換・共有を図り、重層的支援体制整備の各事業を効率的・効果的に推進します。

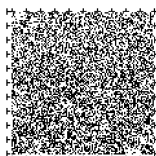
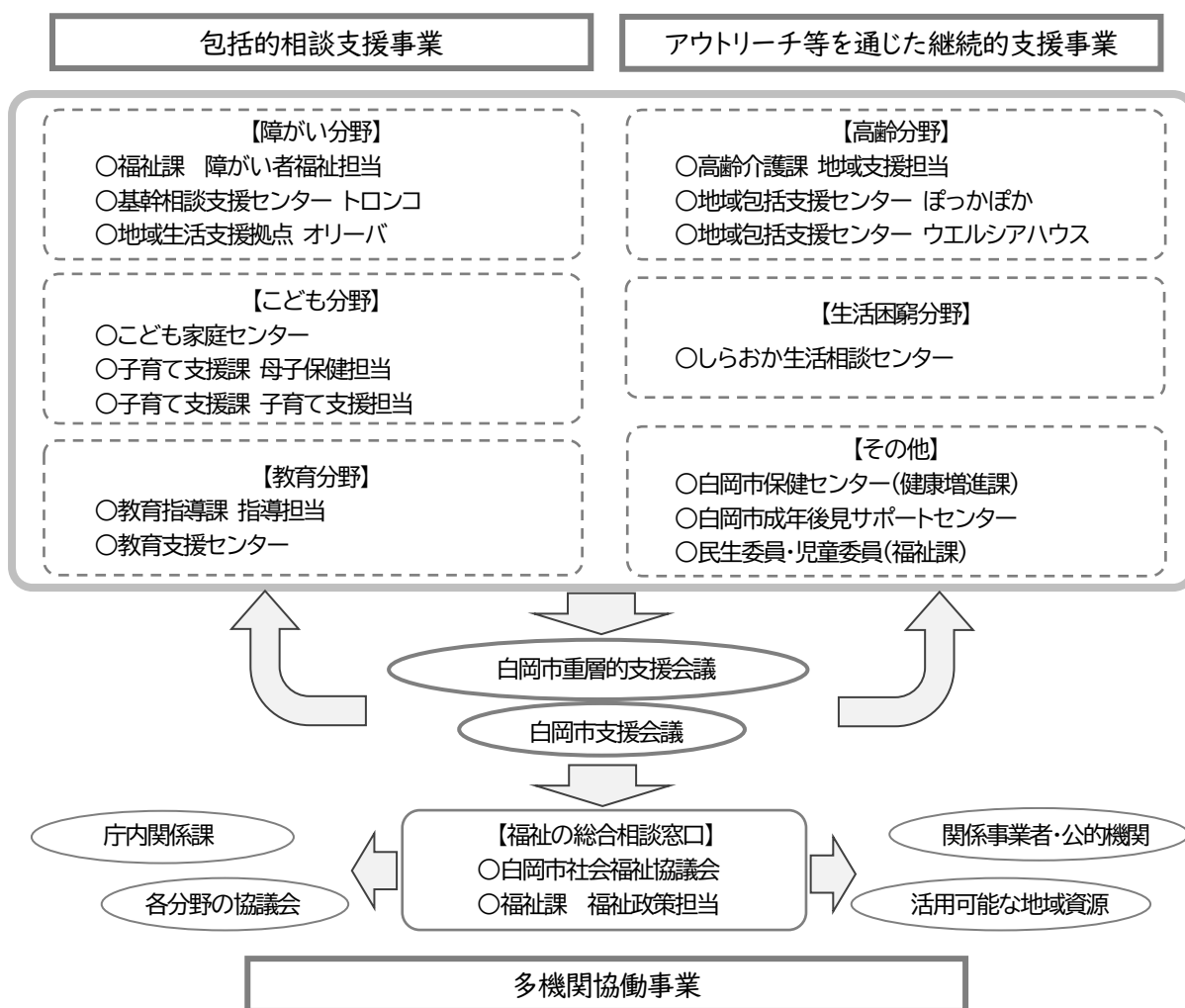
また、既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で事業を推進するため、事業の一部を白岡市社会福祉協議会に委託します。

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野の包括的相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けた支援を行います。

また、相談支援事業者のみで対応が難しい場合には、他の支援機関等と連携を図りながら対応するほか、多機関協働事業につながります。

■ 白岡市の包括的相談支援事業者の連携・協力体制



(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

継続的な支援が必要な方に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、必要な支援を届ける事業です。

支援関係機関や地域住民等の関係者との連携を通じて、対象者の情報収集を行うとともに、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、福祉の総合相談窓口（市・白岡市社会福祉協議会）、民生委員・児童委員等によるアウトリーチ型（訪問型）の相談支援を実施します。

対象者に対する家庭訪問や関係性構築に向けた支援を行い、信頼関係を構築した後、多機関協働事業や参加支援事業と連携して、ニーズに応じた支援を行います。

また、支援者同士で役割分担し継続的な支援を行うため、白岡市支援会議を活用し、支援者間の連携を図ります。

(3) 多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

支援関係機関の後方支援や支援関係機関と連携しながら直接的な支援も行う事業です。

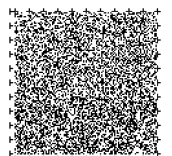
複合的な課題を抱え、単独の支援関係機関では対応が困難なケースに、支援者を支援する役割のほか、直接的な支援も行います。

市に配置された相談支援包括化推進員による「福祉の総合相談窓口」における相談支援を行うとともに、複雑化・複合化した福祉課題に対する福祉総合支援チームを形成します。

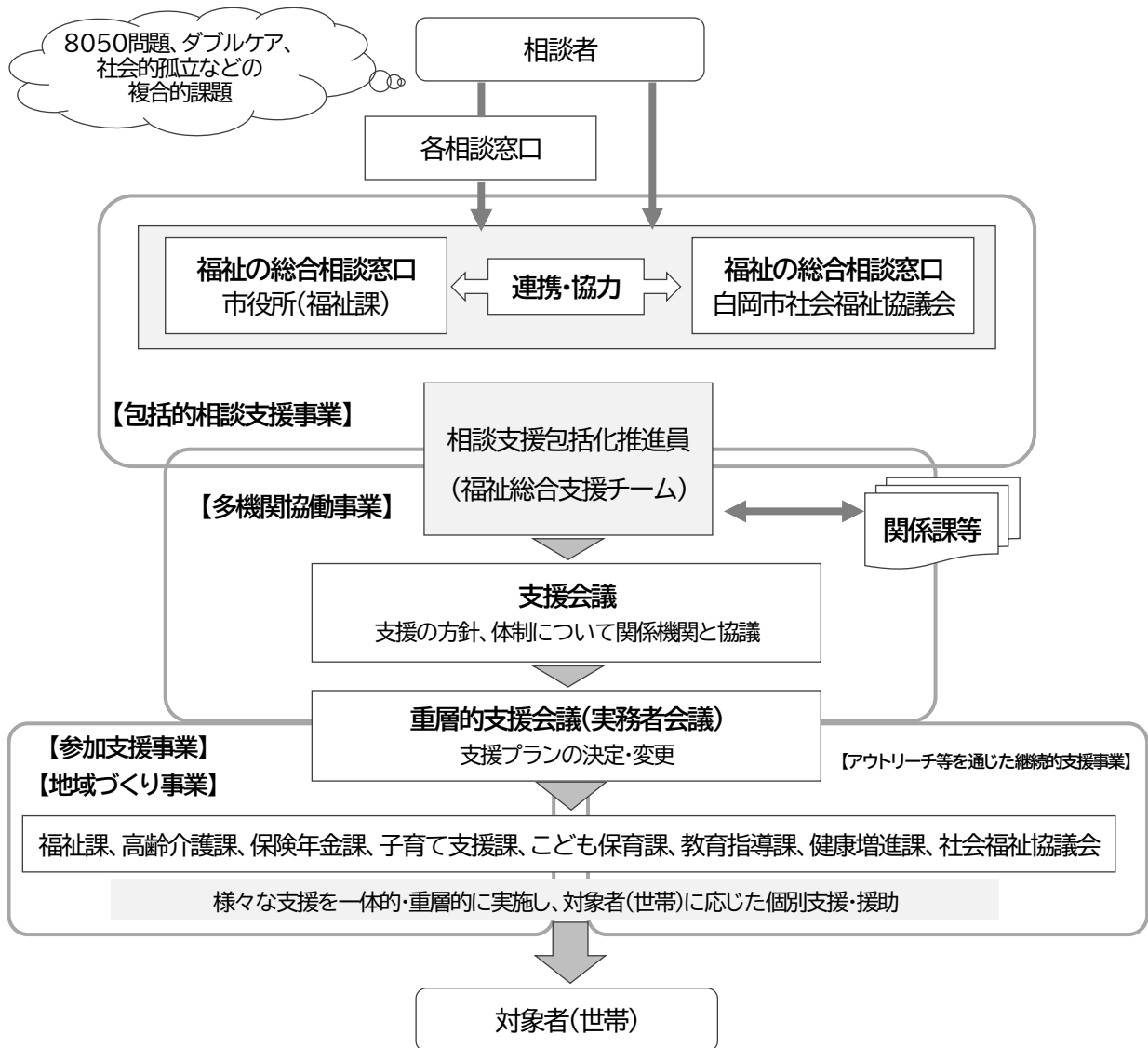
また、全ての事業に関係して中核となる事業として、「福祉の総合相談窓口」の運営や関係会議の開催などに取り組みます。

【支援関係機関等】

白岡市社会福祉協議会、白岡市要保護児童対策地域協議会、白岡市教育相談連絡会、埼玉葛北地区地域自立支援協議会、白岡市保育所等代表者連絡会議、生活困窮者自立支援調整会議、白岡市地域ケア会議、白岡市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議 など

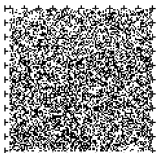


■ 重層的支援体制整備事業による相談支援の流れ



福祉の総合相談窓口
 地域福祉における狭間のニーズや複合化・複雑化したニーズに対応するため、多様な福祉課題の相談を受け止める窓口です。必要に応じて、相談支援包括化推進員による福祉総合支援チームを編成し、対象者（世帯）への相談支援を行います。
 また、世代や属性を超えた居場所や交流の場を整備・創出することにより、地域活動の活性化と参加促進に取り組めます。

相談支援包括化推進員
 「福祉の総合相談窓口」における相談支援及び重層的支援体制整備事業の推進に係る業務に従事する相談員であり、福祉総合支援チームの構成員となります。



■ 白岡市における「福祉の総合相談窓口」を通じた不登校の児童生徒の支援

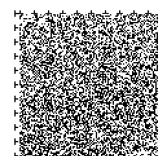
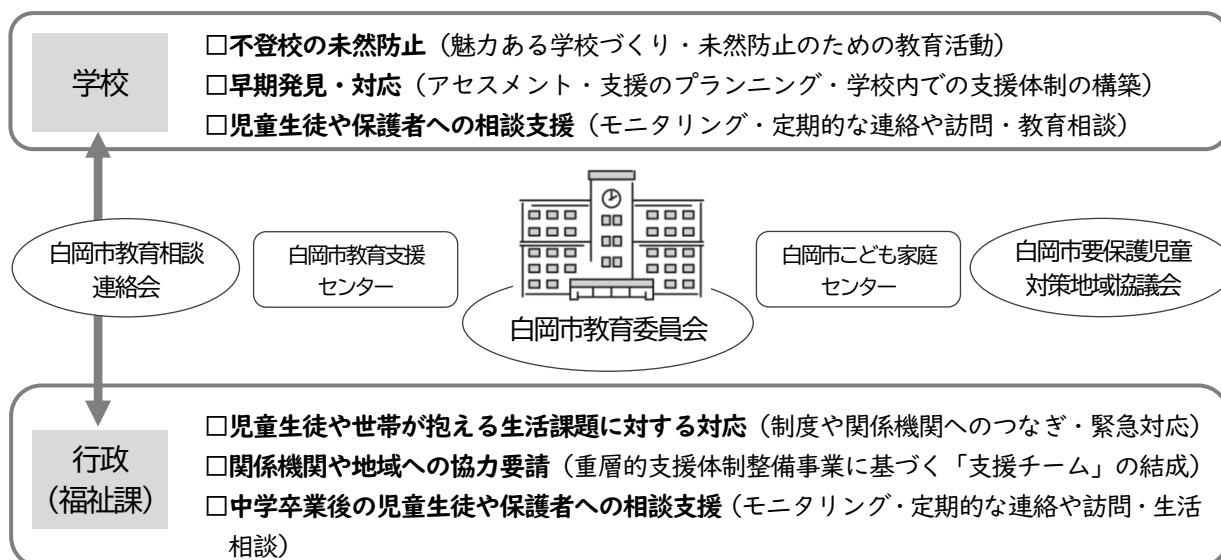
福祉の総合相談窓口では、白岡市における福祉政策（孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法）・重層的支援体制整備事業の推進（社会福祉法））として、福祉課題の一つでもある“不登校の児童生徒への支援”に取り組めます。

学校と行政の双方が役割を整理した上で、関係者の連携により児童生徒や世帯を支援し、“児童生徒の将来的な社会的自立”を図るものです。

【根拠とする計画等】

- 一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～（埼玉県教育委員会／令和6年3月）
- 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（内閣府孤独・孤立対策推進本部／令和6年6月11日）
- 白岡市こども計画（白岡市／令和7年3月）
- 白岡市重層的支援体制整備事業実施要綱（白岡市／令和6年12月19日）

【学校・行政の役割】



(4) 参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)

支援対象者のニーズや課題を丁寧に把握し、支援メニューを組み立て、地域の社会資源につなげる事業です。

白岡市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーを中心とし、既存の社会資源の把握や活用方法の拡充、新たな社会資源への働きかけを行い、支援対象者や世帯に合った支援メニューをつくります。

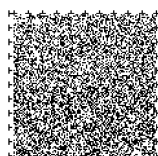
また、白岡市社会福祉協議会における「ボランティア等養成プロジェクト」や「みんなの農園プロジェクト」を推進し、社会とのつながりを実感して活動できる場所を創出します。

さらに、支援対象者や受け入れ先への定期的な訪問などにより、支援メニューが支援対象者の状態や希望に沿って実施できているかフォローアップを行います。受入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困りごとがある場合にはサポートをします。

今後、障害福祉サービスの就労継続支援B型や生活困窮者の一般就労を支援する就労準備支援事業などの活用にも取り組んでいきます。

ボランティア等養成プロジェクト	ボランティア活動や白岡市社会福祉協議会の事業等の中から体験・参加する機会を提供し、持続可能な地域活動の担い手確保として、ボランティアの発掘・育成を実施するものです。
みんなの農園プロジェクト	地域住民をはじめとしたボランティアが指導を行い、農作業等を通して、支援を必要とする方の社会的つながりを回復・向上させることを目的として実施するものです。

■ みんなの農園プロジェクト



(5) 地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

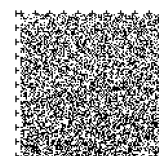
地域子育て支援拠点や一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センターなど、地域の社会資源を活用するとともに、既存の交流の場や居場所について周知を進め、世代や属性を超えて住民同士が交流できる全世代型の居場所づくりを推進します。

また、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるとともに、関わる担い手の意見を聴きながら必要な範囲で活動を支援します。

さらに、多様な地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの構築を検討し、市内における地域活動の活性化・多様化を図ります。

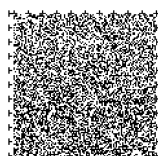
■ 重層的支援体制整備事業として位置付ける取組

事業・具体的取組等	概要
白岡市サードプレイス 創造プロジェクト	<p>外部機関、白岡市、白岡市社会福祉協議会が協力して白岡市公認バリスタを育成し、地域の様々な交流の場で白岡市公認バリスタが実施するカフェ活動を支援する事業です。</p> <p>「サードプレイス」とは、家庭、学校、職場以外の居心地の良い「第三の場所」という意味であり、コーヒーを通じてリフレッシュをしながら、人と人との気軽につながることのできる居場所の創出を目的として実施するものです。</p>
民生委員協力員制度	<p>民生委員・児童委員の業務量の増加やなり手不足に対応するため、民生委員・児童委員の活動をお手伝いする人を協力員とする制度です。</p> <p>主な活動として、民生委員・児童委員の見守り活動の補助や周知・啓発活動の協力等を行います。</p>
しらおかガイドブック 作成プロジェクト	<p>「しらおかガイドブック」は、地域共生社会の実現に向け、地域活動を生活に生かしながら、地域で孤立せずに安心して暮らせることを目指して、白岡市社会福祉協議会が作成している冊子です。</p> <p>住民自らが運営する地域活動団体の活動内容、活動拠点などを調査し、地区（支部社協エリア）ごとにまとめられており、内容を随時新しい情報に更新・周知しながら、市民向けの講座やイベントにおいて活用することを目的として実施する事業です。</p>



事業・具体的取組等	概要
多様な居場所づくりプロジェクト	<p>地域活動に参加しにくい方や、同じ境遇・悩みを抱えている方が世代を問わずつながりあえる機会をつくるため、地域食堂や交流の場など誰もが気軽に参加できる様々な居場所づくりを推進します。</p> <p>また、支部社協、企業・団体、ボランティア等の多様な主体による居場所づくりを推進するため、居場所の立ち上げや活動を支援します。</p>
こどもボランティア育成プロジェクト	<p>地域で活動するこどもボランティアの発掘・育成を実施する事業です。</p> <p>ボランティア活動を通して、こどもたちの主体性と課題解決力を育て、人や社会との関わり・つながりを学ぶことを支援し、必要な活動場所や機会を創出します。</p>
地域住民に向けた福祉教育プロジェクト	<p>地域福祉の担い手やリーダー不足を解消し、地域福祉活動を持続可能な活動としていくため、市民が日頃から福祉に触れ、学びを通じて福祉活動に参加したくなるようなきっかけづくりを実施する事業です。</p> <p>若年層への福祉教育を進めるほか、地域住民に対する地域デビューやボランティア養成などの各種講座の開催、ボランティア体験プログラムを活用した人材ネットワークの構築などを目的としています。</p>
多世代参加型地域食堂プロジェクト	<p>既存の地域活動や資源を活用することを基本とし、「住み続けられる地域づくり」を推進するため、小学校区ごとに地域住民が集い、食を通じた交流機会を創造する事業です。</p> <p>「地域住民同士の世代を超えた交流」、「誰一人取り残さない居場所づくり」、「全ての担い手が楽しめる地域活動」をテーマとして、地域住民、団体・企業、ボランティア等が企画・運営する「地域食堂」の取組を支援します。</p>

※ 既存の地域活動と連携しながら、必要となる支援を把握し、地域における多世代型の地域づくりを推進



■ 白岡市サードプレイス創造プロジェクト



「カフェあつまってもちよって」
地域包括支援センター ウェルシアハウス



「ひだまりカフェ」
はびすしらおか ひだまりサロン

■ しらおかガイドブック



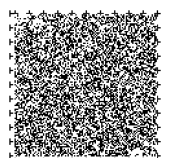
発行：社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会
TEL：0480-92-1746 / FAX:0480-92-1581



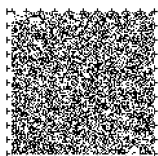
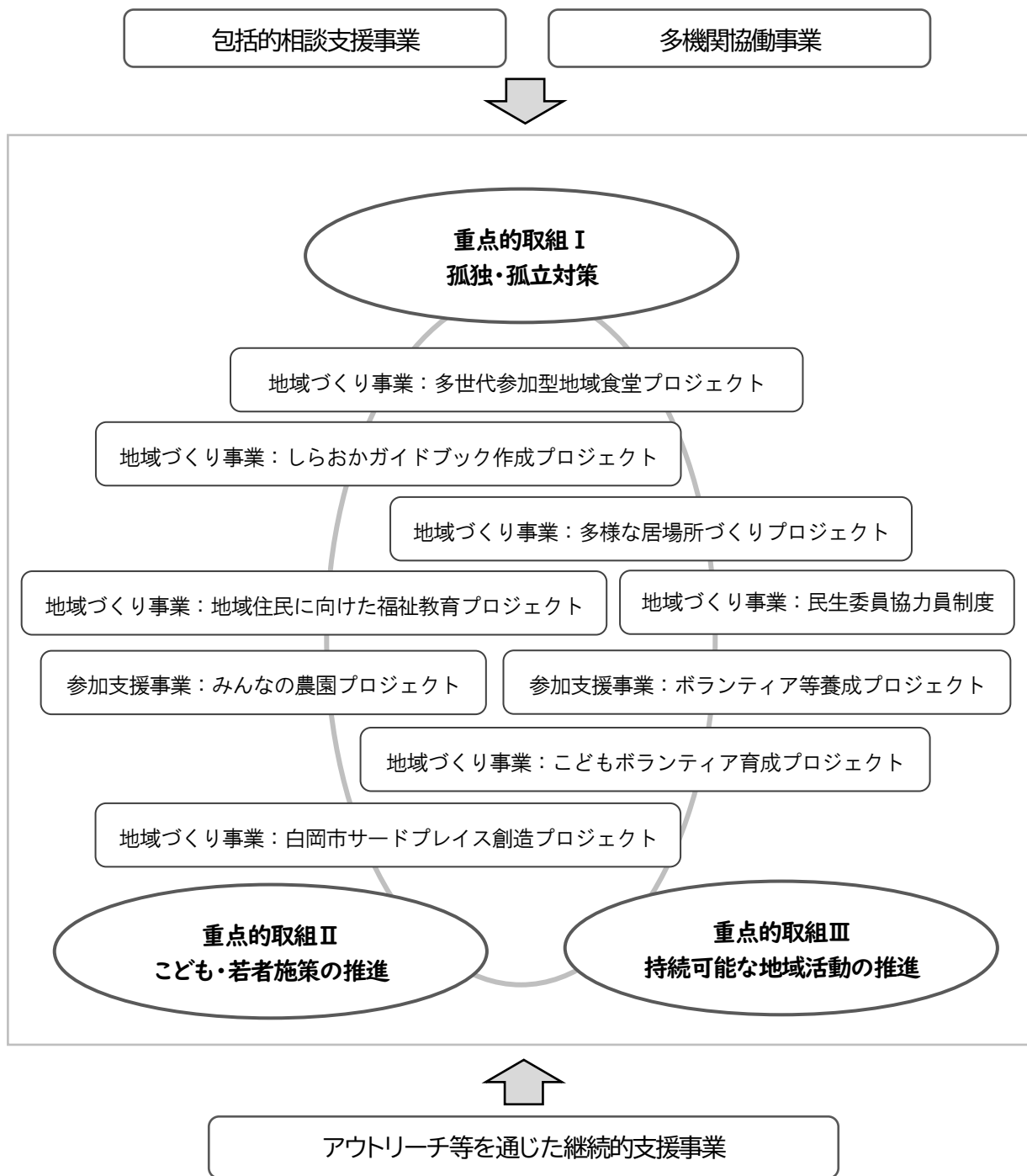
【活動場所】
 白岡市社会福祉協議会 階数1F(3)
 白岡市立中央公民館 階数2F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前1F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前2F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前3F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前4F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前5F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前6F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前7F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前8F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前9F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前10F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前11F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前12F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前13F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前14F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前15F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前16F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前17F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前18F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前19F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前20F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前21F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前22F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前23F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前24F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前25F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前26F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前27F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前28F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前29F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前30F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前31F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前32F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前33F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前34F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前35F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前36F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前37F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前38F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前39F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前40F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前41F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前42F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前43F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前44F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前45F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前46F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前47F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前48F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前49F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前50F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前51F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前52F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前53F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前54F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前55F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前56F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前57F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前58F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前59F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前60F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前61F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前62F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前63F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前64F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前65F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前66F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前67F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前68F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前69F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前70F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前71F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前72F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前73F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前74F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前75F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前76F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前77F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前78F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前79F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前80F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前81F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前82F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前83F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前84F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前85F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前86F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前87F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前88F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前89F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前90F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前91F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前92F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前93F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前94F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前95F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前96F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前97F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前98F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前99F(1)
 白岡市立中央公民館 正門前100F(1)

地域活動リスト 菁森小学校区

No.1~5				
【問合せ先:社会福祉協議会 ☎ 0480-92-1746】				
No.	1			
団体名	同泉健玉クラブ			
活動内容	ストレッチ、ラジオ体操(第1、第2)、鍼灸を使った体操、筋トレ、筋トレ、読り、ダンス、茶話			
場所	同泉行政区集会所	地図	①	
開催日時	毎月第1・3水曜日 13時30分～15時30分	参加費	100円	
		利用料		
No.	2			
団体名	オープンカフェ			
活動内容	麻雀、オセロ、トランプ、花札他			
場所	東神自治会館	地図	⑦	
開催日時	毎週水曜日 10時～16時	参加費	100円	
		利用料		
No.	3			
団体名	健たまクラブひこちゃん			
活動内容	鍼灸マッサージ、サザエさん体操、ストレッチ体操、地域包括支援センター(はら-かほ)職員のお話			
場所	厚良南1区集会所 (あけぼの集会所)	地図	⑤	
開催日時	毎月金曜日 9時30分～12時	参加費	100円	
		利用料		



■ 白岡市重層的支援体制整備事業の重点的取組



4 実施体制

白岡市重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、社会福祉法や白岡市の関係例規に基づき、行政や白岡市社会福祉協議会、関係事業者や機関、さらには地域住民が、事業の目的や趣旨、具体的な取組、成果などを「連携」しながら、事業が相互に「つながり」、より効果的な成果が得られるように配慮しながら推進するものとします。

■ 社会福祉法に定めている関係事業

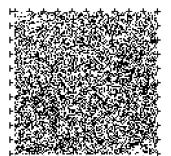
関係法	関係事業名
介護保険法	地域包括支援センターの運営 一般介護予防事業 生活支援体制整備事業
障がい者総合支援法	障害者相談支援事業 地域活動支援センター事業
子ども・子育て支援法	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業
生活困窮者自立支援法	自立相談支援事業 生活困窮者の共助の基盤づくり事業

■ 白岡市の重層的支援体制整備事業実施に関する関係例規

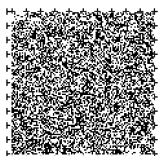
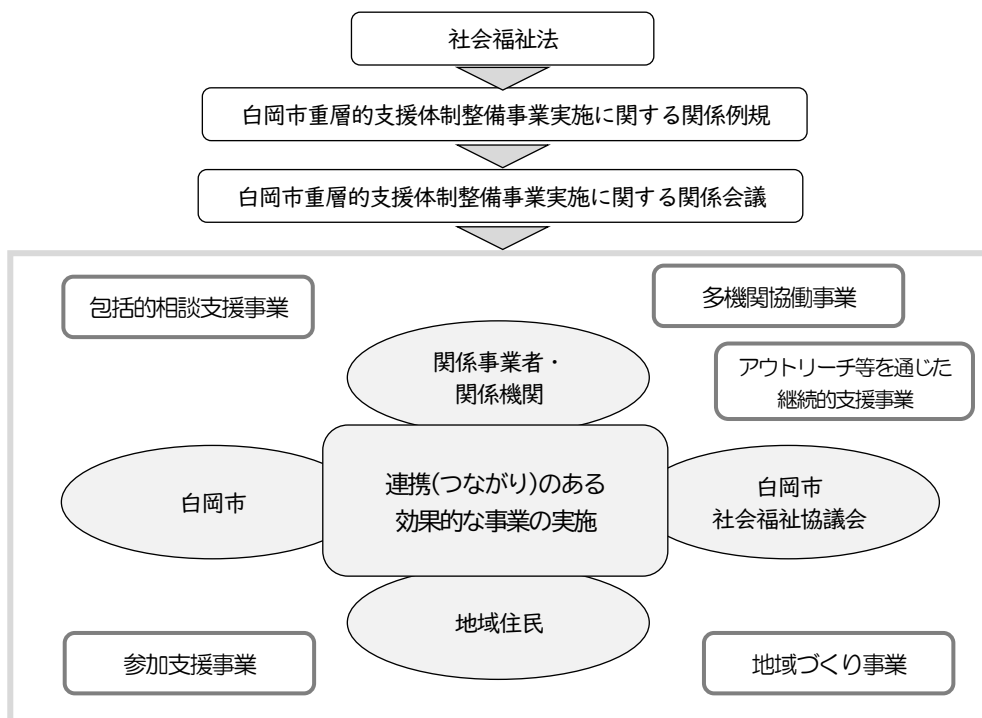
例規	主な内容
白岡市重層的支援体制整備事業実施要綱	事業実施主体、事業内容、実施体制を定めるもの
白岡市重層的支援会議設置要綱	白岡市重層的支援会議の設置・開催に係る事項を定めるもの
白岡市支援会議設置要綱	白岡市支援会議の設置・開催に係る事項を定めるもの
白岡市重層的支援体制整備事業に係る業務取扱基準	事業を円滑に進めるため、業務の取扱いについて定めるもの

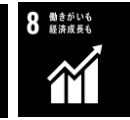
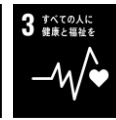
■ 関係例規による各種会議の概要

会議名	概要
白岡市重層的支援会議 【代表者会議】	目的：事業の統括及び関係機関の意見交換 構成員：市、白岡市社会福祉協議会及び関係機関の代表者
白岡市重層的支援会議 【実務者会議】	目的：要支援者に関する支援プランの策定・変更・評価 構成員：市、白岡市社会福祉協議会及び関係機関の実務担当者
白岡市支援会議	目的：要支援者の支援に関する情報交換や支援体制の検討 構成員：市、白岡市社会福祉協議会及び関係機関の実務担当者



■白岡市重層的支援体制整備事業実施イメージ





取組の基本方向（3）生活困窮者対策の充実を図ろう！

具体的取組① 生活困窮者の自立を支援しよう

生活困窮者に対しては、きめ細かい相談に応じながら適切な支援を行い、自立を促していくことが大切です。

市民一人一人ができること

- 一人きりで悩まずに、困りごとは相談窓口などに相談します。
- 困っている人がいたら、相談窓口などを紹介します。

地域や団体ができること

- 困っている人の生活の変化に気づき、必要に応じて相談窓口につなぎ、関係機関と連携します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

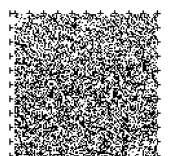
- しらおか生活相談センターの活動

行政ができること

- 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施します。
- 関係機関との連携や相談支援体制の充実により、生活困窮者の自立支援を進めます。

市の主な取組

- 生活困窮者自立相談支援事業の実施 [福祉課]
- 経済的支援制度等の活用
[福祉課、高齢介護課、子育て支援課、教育指導課]
- 教育支援の実施 [教育総務課、教育指導課]
- 住まいと生活支援の充実 [福祉課]
- 就労相談と就労支援の充実 [商工観光課、福祉課、高齢介護課]



取組の基本方向（４） あらゆる虐待を防ごう！

具体的取組① 虐待を防止しよう

高齢者や障がい者、こどもの人権が尊重され、だれもが安心した生活が送れるよう、人権意識を高め、権利擁護を推進することが大切です。

市民一人一人ができること

- 虐待防止や人権について学び、理解を深めます。
- 虐待や人権侵害などが疑われる場合には、迷わず相談窓口にご相談・通報します。

地域や団体ができること

- 虐待防止に関心を持ちます。
- 人権に係る問題がある場合には、高齢者や障がい者、子どもたちを注意深く見守り、関係機関と連携します。

白岡市 社会福祉協議会 の取組

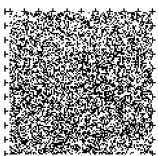
- 虐待防止委員会の設置
- 虐待防止ネットワーク会議への参加

行政ができること

- だれもが平等で心豊かに安心して生活していくことができるように、人権に関する各種啓発活動を推進します。
- 権利擁護支援策の推進を図ります。
- 高齢者、障がい者、子どもへの虐待防止やドメスティック・バイオレンス防止について周知を進めます。
- 虐待に関する相談窓口について周知を進めるとともに、関係機関相互の連携により専門的な相談に対応します。

市の主な取組

- 虐待の発生予防・早期発見・早期対応
[福祉課、高齢介護課、健康増進課、子育て支援課、子ども保育課、教育指導課]
- 障害者虐待防止センターの機能の充実 [福祉課]
- 人権擁護委員の活動 [地域振興課]
- 人権相談の実施 [地域振興課]



取組の基本方向（5） 権利擁護体制の充実を図ろう！

具体的取組① 成年後見制度を利用しやすくしよう

◇ 白岡市第2期成年後見制度利用促進基本計画 ◇

～ 成年後見制度とは ～

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分ではない人の財産や権利を守る制度です。

家庭裁判所に選任された「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」が、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度

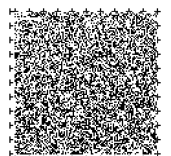
判断能力が不十分な人が利用する制度で、本人の判断能力に応じて3つに区分されています。利用するには、家庭裁判所への申立て手続きが必要です。家庭裁判所が支援内容を決定し、後見人を選任します。

後見	保佐	補助
判断能力が欠けているのが通常の状態のかた	判断能力が著しく不十分なかた	判断能力が不十分なかた

任意後見制度

判断能力が十分あるうちに、支援者や支援内容を本人が決めておく制度です。利用するには、あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおきます。本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が認めた時点から後見活動が開始されます。

- ◆成年後見人等は、本人の親族のほか、法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）がなります。また、専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）や後見をしてくれる団体（法人）などがなる場合もあります。



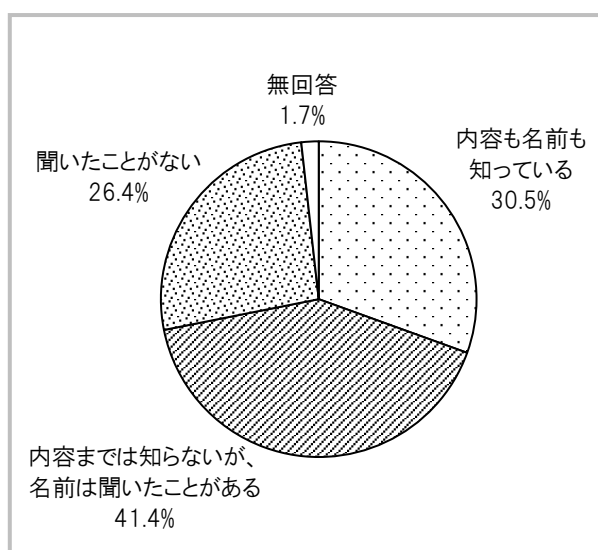
【1 本市の状況】

本市においては、令和3年に「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」（「白岡市第2期地域福祉計画」に包含）を策定し、成年後見制度の利用促進に努めてきました。

成年後見サポートセンターを白岡市社会福祉協議会内に設置し、成年後見制度の利用促進や相談活動などの業務を市と白岡市社会福祉協議会が連携して実施しています。

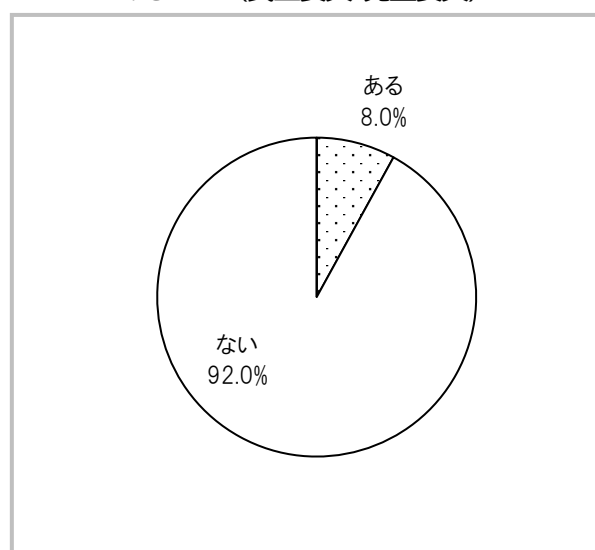
本市市民における成年後見制度の認知の状況については、「内容も名前も知っている」が30.5%、「内容までは知らないが、名前は聞いたことがある」が41.4%となっています。また、民生委員・児童委員の8%が、これまでに成年後見制度に関する相談を受けたことがあるとしています。

■（図1）『成年後見制度』の認知状況(市民)

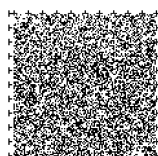


資料：令和6年度
「白岡市第3期地域福祉計画に係るアンケート」

■（図2）『成年後見制度』に関する相談を受けたことがあるか（民生委員・児童委員）



資料：令和6年度
「成年後見制度の利用に関する調査」
白岡市成年後見サポートセンター



【2 成年後見制度の利用促進実績】

成年後見サポートセンターでは、公共施設等において、成年後見人制度の講習会及び個別相談会を実施しております。

新規の相談受付件数は、年々増加しております。令和6年度は70件となっており、継続した相談を含めた年間相談件数は168件となっております。成年後見等申立て件数や成年後見制度利用者数は減少していますが、相談件数は増加傾向であることから、制度の利用に対する市民の関心は高まっていることがうかがえます。

また、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）（※5-3参照）の令和6年度の契約件数は4件となっております。

■ (図3)成年後見サポートセンター 相談受付件数(新規分)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規受付件数（件）	29	33	70
継続相談件数	—	—	98

資料：白岡市成年後見サポートセンター

■ (図4)成年後見等申立て件数

年度	令和4年	令和5年	令和6年
法定後見合計（件）	9	6	3
うち 市長申立て件数	1	2	2
後見	9	6	3
保佐	0	0	0
補助	0	0	0
任意後見（件）	0	0	0

資料：さいたま家庭裁判所久喜出張所（各年1月1日～12月31日の概数）

■ (図5)成年後見制度利用者数

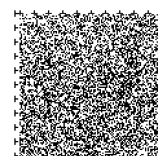
年度	令和4年	令和5年	令和6年
法定後見合計（人）	51	49	35
後見	40	38	26
保佐	9	9	7
補助	2	2	2
任意後見（人）	0	0	0

資料：さいたま家庭裁判所久喜出張所（各年1月1日～12月31日の概数）

■ (図6)福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと) 契約件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約中件数	5	5	4

資料：白岡市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）



【3 成年後見制度の利用促進に向けた課題】

図1の本市の現状から市民の成年後見制度に関する認知度はいまだ低い状況です。

図3, 4の実績からは、相談件数が増えているものの、申立て件数に繋がっていない傾向があります。

今後、高齢者が増加するとともに、核家族化も進み、さらには身寄りのない高齢者のひとり暮らし世帯が増えていくことも見込まれております。

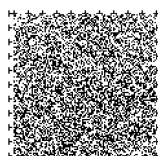
このことから、制度の周知、後見人の担い手の育成・支援、後見人と地域の関係機関が連携して支援できる仕組みを構築することが課題となっております。

成年後見制度を必要とする人が支援を受けられるよう、福祉サービス関連事業者等と連携を図りつつ、制度の周知啓発や適切な利用につなげていく必要があります。

また、成年後見制度以外の福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）についても、周知や理解、活用の促進を図り、本人の自己決定権が尊重された生活のために必要な支援（「以下「権利擁護支援」という）につなげる仕組みを構築することが必要です。

【4 成年後見制度利用促進に向けた基本方針】

- 1 判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度やその他の権利擁護支援の利用を促進します。
- 2 支援を必要とする人が安心して制度を活用できるよう、担い手の育成等制度の基盤整備を推進します。
- 3 権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切な支援につなげられるよう、地域連携ネットワークの構築を図ります。



【5 成年後見制度の利用促進に向けた取組】

1 成年後見制度等の周知

支援が必要な人が、適切な制度利用に結び付くよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）について、市民や福祉サービス事業所等への周知を進めます。

2 成年後見制度等に関する相談

成年後見制度等に関する相談窓口として、白岡市成年後見サポートセンターの活用を促進します。また、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）についても、積極的に受け付けるなど相談に応じ、権利擁護支援に関する総合的な相談支援の充実を図ります。

3 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の活用促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者（知的・精神）の方に対し、福祉サービスの契約や金銭管理など、暮らしに必要な支援を行い、安心した生活を支えています。

このため、福祉サービス利用援助事業の周知を図るとともに、サポートが必要な人への適切な支援を図ります。

また、事業利用者の判断能力に応じて必要であれば成年後見制度への移行を支援します。

4 後見人の担い手の確保・育成支援

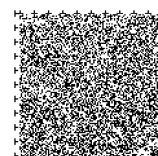
成年後見サポートセンターにおいて、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分となっても、地域の人たちが支えあって、住み慣れた地域で暮らしていくため、市民による後見業務を行えるように市民後見人の育成を進めます。また、市民後見人の活動を支援するための体制の充実を図ります。

5 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

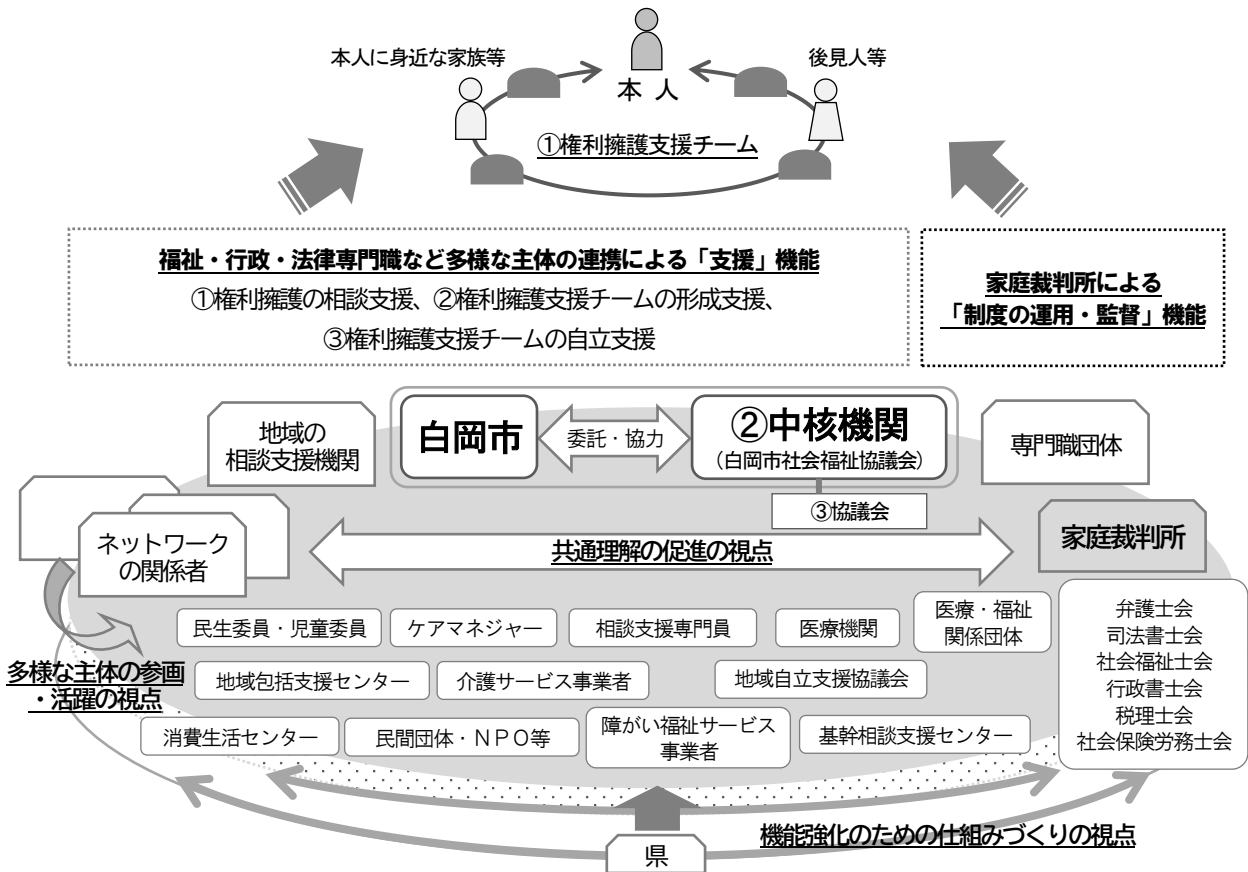
「本人らしい生活を守る」ために、成年後見制度や権利擁護支援が必要な方に行き届くよう、白岡市成年後見サポートセンター（白岡市社会福祉協議会内）を中心に関係機関（行政、専門職、相談機関など）が連携するネットワークの構築を進めます。

6 成年後見制度利用支援事業（任意事業）

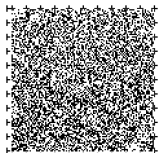
高齢者に係る成年後見制度の市長申立て手続きの支援を行い、低所得の高齢者には成年後見人等の報酬を助成します。



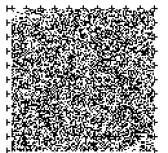
■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



<p>①権利擁護支援チームとは</p> <p>権利擁護支援が必要な人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。</p> <p>福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。</p>
<p>②中核機関とは</p> <p>地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。</p> <p>[役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート ○専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための関係者のコーディネート（協議会の運営）
<p>③協議会とは</p> <p>専門職団体や関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみです。※弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・福祉関連サービスの関係者で構成しています。</p> <p>成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。</p>



第5章 計画の推進



第5章 計画の推進

I 推進体制

地域福祉の推進に当たっては、様々な福祉の担い手との協働が必要です。

また、様々な福祉課題の解決のために、地域を共に創りあげる意識を共有するとともに、それぞれが担う役割、「できること」、「やりたいこと」を明らかにして一つ一つ取り組んでいくことを目指します。

行政、白岡市社会福祉協議会、地域住民、関係事業者等が連携し、本計画を推進していきます。

市民

- 日頃の挨拶から近所付き合い、地域との交流を通じて、見守りと支え合いの地域をつくります。
- 手助けの「支え手」と「受け手」に分かれることなく、あらゆる住民が少しずつ役割を分かち合い、地域を支えます。

関係団体・関係機関等

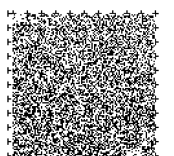
- 行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、福祉サービス提供事業者、民間企業・団体等は、地域福祉の推進のために積極的に連携します。
- 福祉サービス提供事業者や民間企業等は、サービス利用者等の意向を尊重しながら、有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支援します。

白岡市社会福祉協議会

- 地域福祉推進のために中心的な役割を担う組織として活動し、関係団体や関係機関と連携します。
- 地域のニーズに対応した、きめ細かい多様な地域福祉事業を推進します。
- 支部社協の活動を中心として、地域福祉活動の推進と地域コミュニティの醸成を図ります。
- 地域福祉活動の担い手の育成を進めます。

市

- 地域福祉の推進のため、福祉に関する計画を周知するとともに、その推進を図ります。
- 様々な福祉課題を解決していくため、情報収集と提供体制の充実を進めるとともに、関係機関・団体等との情報共有を図ります。
- 複雑化・複合化する福祉ニーズに対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」を超え、課題解決のための横の連携を強化して取り組みます。



2 進行管理と目標設定

本計画は、必要に応じて事業の実施方法を検討しながら、設定した目標の達成に向けた取組を実施することで、計画の推進を図ります。

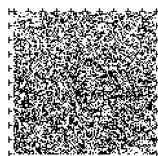
本計画の推進は、行政、白岡市社会福祉協議会、地域住民、関係事業者等が相互に福祉意識を高め、日々の行動に移していくことが重要です。このことから、指標は福祉意識や地域活動に係る項目を設定しました。

次期計画の策定時には、指標に掲げる事項について、市民の意識調査を実施します。

目標設定

「基本目標1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり」に関するもの

指標	実績		目標
	令和元年度	令和6年度	令和12年度
地域行事の参加率 地域のお祭りやイベントに「よく参加する」と「たまに参加する」の割合の合計の増加	43.5%	43.2%	60%
地域の支え合いや助け合いの評価 白岡市における地域の支え合いや助け合いについて「よくやっている」と「どちらかといえばやっている」と感じている割合の合計の増加	40.0%	41.3%	50%
民生委員・児童委員の周知状況 民生委員・児童委員について、「地区の委員の名前や顔、活動も知っている」、「地区の委員の名前や顔は知っているが、活動は知らない」、「地区の委員の名前や顔は知らないが、活動は知っている」という割合の合計の増加	54.5%	55.1%	65%
白岡市社会福祉協議会の周知状況 白岡市社会福祉協議会の「活動も名前も知っている」という割合の増加	17.3%	19.0%	25%
「社会を明るくする運動」の周知状況 「社会を明るくする運動」について「内容も名前も知っている」という割合の増加	—	5.1%	20%
「保護司」の周知状況 「保護司」について「内容も名前も知っている」という割合の増加	—	34.3%	50%

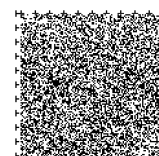


「基本目標2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり」に関するもの

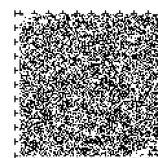
指標	実績		目標
	令和元年度	令和6年度	令和12年度
「地域福祉」という言葉の認知度 「地域福祉」という言葉を「よく知っていた」と「ある程度は知っていた」という割合の合計の増加	44.9%	47.1%	60%
地域のボランティアの参加率 地域や行政区の手伝い、ボランティア活動などに「よく参加している」と「参加している」の割合の合計の増加	10.6%	12.4%	30%
「福祉の店」の周知状況 「福祉の店」について「内容も名前も知っている」という割合の増加	—	17.4%	30%

「基本目標3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり」に関するもの

指標	実績		目標
	令和元年度	令和6年度	令和12年度
民生委員・児童委員の周知状況(再掲) 民生委員・児童委員について、「地区の委員の名前や顔、活動も知っている」、「地区の委員の名前や顔は知っているが、活動は知らない」、「地区の委員の名前や顔は知らないが、活動は知っている」という割合の合計の増加	54.5%	55.1%	65%
白岡市社会福祉協議会の周知状況(再掲) 白岡市社会福祉協議会の「活動も名前も知っている」という割合の増加	17.3%	19.0%	25%
福祉に関する情報源の認知度 福祉に関する情報源が「わからない」という割合の減少	12.7%	11.6%	5%
「福祉の総合相談窓口」の周知状況 「福祉の総合相談窓口」について「内容も名前も知っている」という割合の増加	—	9.1%	20%
「成年後見制度」の周知状況 「成年後見制度」について「内容も名前も知っている」という割合の増加	—	30.5%	60%



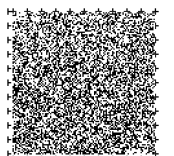
資 料



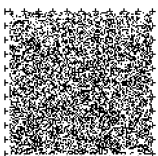
資料

策定経過

年月日		会議等
令和6年	12月～1月	「白岡市地域福祉についてのアンケート」実施 調査の種類 ①市民アンケート(18歳以上の市民 2,000人) ②民生委員・児童委員(全 106人) ③ボランティア団体等(登録団体 19団体) ④社会福祉法人(市内 15事業所)
令和7年		7月15日 第1回白岡市地域福祉計画市民懇話会 ○委嘱状交付、会長及び副会長の選出 ○懇話会の役割 ○計画の概要説明 ○重層的支援体制整備事業について ○孤独・孤立対策について ○アンケート調査報告 ○今後の予定
		8月18日 第2回白岡市地域福祉計画市民懇話会 ○意見調査票に係る質疑応答 ○孤独・孤立対策、こども・若者への支援、持続可能な地域活動についての意見交換 ○計画に定めるべき内容 ○今後の予定
		9月22日 第3回白岡市地域福祉計画市民懇話会 ○提言書の決定 ○今後の予定
		10月21～23日 白岡市社会福祉協議会支部社協ヒアリング ○菁莪支部 ○篠津支部 ○大山支部 ○南支部 ○西支部 ○白岡東支部 再犯防止の推進に係るヒアリング ○久喜・幸手地区保護司会白岡支部 ○久喜地区更生保護女性会白岡部会



年月日		会議等
令和8年	11月19日	第1回白岡市地域福祉計画庁内検討委員会 ○計画の概要 ○白岡市地域福祉計画市民懇話会の検討結果 ○計画素案
	12月25日～ 1月26日	パブリックコメントの実施
	2月13日	第2回白岡市地域福祉計画庁内検討委員会 ○計画の概要 ○意見の反映結果 ○今後の予定
	2月16日	第4回白岡市地域福祉計画市民懇話会 ○計画の概要 ○懇話会意見の反映結果 ○パブリックコメントの実施結果 ○事業の紹介
	3月	計画の決定



白岡市地域福祉計画市民懇話会設置要綱

令和2年3月31日

白岡市告示第60号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、白岡市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、白岡市地域福祉計画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に係る意見及び提言に関すること。
- (2) 福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域において社会福祉に関する活動を行っている団体に属する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する法人に属する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

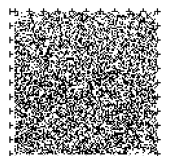
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の協力要請等)

第7条 懇話会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

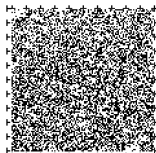
附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

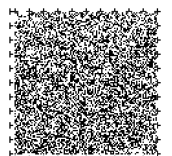


白岡市地域福祉計画市民懇話会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等	備考
矢島 静江	白岡市民生委員・児童委員協議会	会長
佐々木 由規子	白岡市民生委員・児童委員協議会	
岡安 政美	白岡市青少年育成推進委員会	
関根 公子	白岡市母子愛育会	
西村 恵子	白岡市児童福祉審議会	
長島 一夫	白岡市社会福祉協議会 篠津支部	
浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会	副会長
松浦 禎洋	社会福祉法人 みぬま福祉会	
小森谷 清	社会福祉法人 大樹会	
情野 雄太郎	公 募	

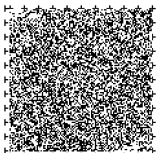
任期 令和7年7月15日から令和9年3月31日まで



白岡市第3期地域福祉計画策定に向けての提言書

令和7年9月22日

白岡市地域福祉計画市民懇話会



1 提言書の位置づけ

白岡市地域福祉計画市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）は、白岡市が社会福祉法第107条の規定に基づき策定する白岡市地域福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するために設置されました。

私たち市民懇話会委員10名は、計画策定の基本的考え方や近年の地域福祉の動向、令和6年度に実施した白岡市地域福祉についてのアンケート調査結果などについて市から報告を受け、委員がそれぞれの地域活動の経験や地域の中で見聞きしたこと、またそのような現状を受けて求められる取組について率直に考えを出し合い、白岡市の地域福祉のあり方について意見交換を行いました。

本提言書は、以上のような経緯を経て、市民懇話会が白岡市第3期地域福祉計画・白岡市第3期地域福祉活動計画の策定にあたって、市民の視点から計画に反映していただきたい事項についてとりまとめたものです。

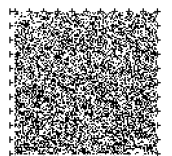
2 提言書の前提

（1）変化する社会情勢を踏まえた地域福祉の推進を目指します

市民懇話会委員は、地域活動で感じている地域福祉の現状や課題を踏まえ、多様化している福祉ニーズや変化する人と人とのつながりに対応する取組が必要であると考えます。変化する社会情勢を踏まえ、地域福祉の推進に係る具体的な対策が計画に反映されるよう提言します。

（2）あらゆる人に居場所がある地域づくりを目指します

市民懇話会委員は、地域で悩みや困難を抱える方が増えていることを感じており、誰一人取り残さない地域づくりを推進することが必要であると考えます。あらゆる人がつながり、あらゆる人に居場所がある地域や社会を創造するため、具体的な対策が計画に反映されるよう提言します。



提言1 地域における孤独・孤立対策に取り組みましょう

- 地域では閉じこもりがちの方や外部との接触を望まない方が増えています。世代や属性を問わず、あらゆる人が参加しやすい地域の居場所づくりが求められます。
- 地域では住民同士の対面によるコミュニケーションが減っているため、誰にも助けを求められない人が多くなっています。そのような方を発見し支援するためには、行政、社会福祉協議会、関係事業者、民生委員・児童委員などによる地域での情報共有が求められます。
- ケアラーや障がいなどへの理解を深め、見守り支え合える意識を醸成することが求められます。

行政、社会福祉協議会、関係事業者、地域の関係者（民生委員・児童委員や福祉委員）が連携し、地域で孤独や孤立の状態にある人をサポートしましょう。

提言2 こどもや若者が幸せに暮らせる地域をつくりましょう

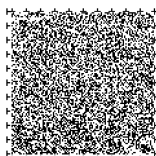
- 地域ではこどもが集う場所や機会が減っているため、こどもが気軽に足を運び、心地よく過ごせる居場所づくりが求められます。
- ヤングケアラーや不登校などの様々な困難を抱えているこどもがいますが、問題が表面化せず、支援につながらないこともあります。こどもたちが孤立しないよう、学校、行政、地域が連携し、こども自身の声や思いに耳を傾けながら、共に考え支援していく姿勢が求められます。
- こどもや若者を支援する対策や支援につなげる取組が不足しています。学校以外でのこどもへの支援や家族に対する支援が必要であり、こどもや家族を支援につなげる地域づくりが求められます。

こどもが地域の大人と気軽に話せる居場所や、学校や家以外の第3の心地よい居場所をつくる取組を地域で支援し、こどもや若者の多様な居場所を創出しましょう。
学校、行政、地域の連携や情報共有を図り、課題を抱えるこどもや若者を支援しましょう。

提言3 持続可能な地域活動を考えましょう

- 地域活動において、こども向けの企画が少ないことや訪問活動が難しいという課題があります。多世代交流の場を設けるため、こどもから高齢者まで楽しめる企画や親子で気軽に参加できる催しが求められます。
- 地域活動への関心や意識づくりを図るため、SNSを活用した周知や若年層へのボランティア情報の発信を行うことが求められます。
- 福祉委員やボランティアなど地域福祉の担い手が高齢化しています。既存の組織の再編を行い、若い世代や地域の企業との協働による担い手づくりに取り組むことが求められます。

こどもから高齢者まで地域で気軽に参加できる多世代交流の機会をつくりましょう。
SNSによる周知活動や若年層・地域企業との協働による担い手づくりを行い、地域活動の新たな担い手を発掘・育成をしましょう。



白岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程

平成27年7月13日

訓令第8号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、地域福祉計画に関する重要事項等の協議及び検討を行い、庁内関係課における協力体制を構築するため、白岡市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の重要事項等の協議及び検討に関すること。
- (2) その他福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉部福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

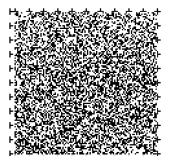
第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

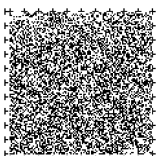
附 則（令和5年3月30日訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（令5訓令5・全改）

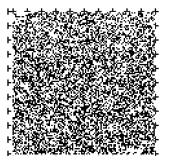
経営企画部企画政策課長 総務部安心安全課長 生活経済部地域振興課長 健康福祉部高齢介護課長 同部子育て支援課長 同部子ども保育課長 同部健康増進課長 教育部教育指導課長 同部生涯学習課長



白岡市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

(敬称略)

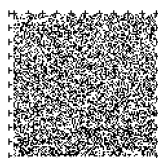
職名	氏名	備考
健康福祉部長	神田 光雄	委員長
経営企画部企画政策課長	小林 知史	
総務部安心安全課長	船木 計	
生活経済部地域振興課長	岡村 清	
健康福祉部福祉課長	大久保 栄	副委員長 令和7年4月1日～12月2日
	中野 立士	副委員長 令和8年1月1日～
健康福祉部高齢介護課長	千葉 智則	
健康福祉部子育て支援課長	金子 八絵	
健康福祉部こども保育課長	小島 浩	
健康福祉部健康増進課長	本村 剛士	
教育部長兼教育部教育指導課長	長谷川 亘	
教育部生涯学習課長	岩楯 浩志	



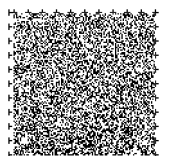
用語説明

50音順

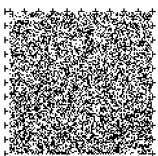
用語	説明
あ	
アウトリーチ	直訳すると、「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のこと。
居場所づくり	人が過ごす場所・時間、人との関係性全てが居場所となり得るが、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、本人が決めることである。居場所づくりとは、第三者（他人）が中心となり居場所をつくることを言う。
インクルーシブ教育システム	障がい者が精神的及び身体的な能力などを最大限まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。障がい者が教育制度一般から排除されないこと、障がい児が地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、コミュニケーション目的のネットワークを提供するサービスおよびサイトのこと。例としては、X（旧ツイッター）やフェイスブック、ラインなど。
NPO法人	NPOとは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人が「特定非営利活動法人(NPO法人)」である。
か	
共食	家族や仲間と一緒に食卓を囲んで、楽しく共に食すること。話し合いながら料理を作ったり、食事の後に「おいしかったね」と語り合うことも含まれる。
ケアラー	高齢、身体または精神の障がい、疾病等により援助を必要とする家族や親族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活の世話などをする人のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。
権利擁護	認知症や知的障がい等で判断能力が十分でない方に対して、本人の意思決定を援助し、その人の権利や尊厳を守ること。
高次脳機能障害	病気や事故などの原因により脳が損傷を受け、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意思などの情緒機能（高次脳機能）に障がいが見られた状態。



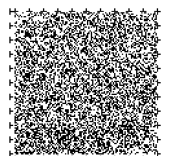
用語	説明
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
さ	
埼玉県NPO情報ステーション	愛称は「NPOコバトンびん」。NPO活動や共助、コミュニティに関する様々な情報を提供する、埼玉県共助社会づくり課のホームページ。
市民後見人	市町村などが実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会福祉協力校	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、市内の小中学校及び高等学校全校を社会福祉協力の指定を行っている。各種福祉教育活動の実施を支援し、協力校の自主的な取り組みに対して補助金を交付している。
社会福祉法人	社会福祉法等に基づき、高齢者の介護、障がい児者への各種支援、児童の保育・虐待を受けている人へのケアなど、さまざまな福祉サービスを行うことを目的として設立された民間の非営利法人のこと。事業の開始・廃止には行政の認可が必要で、各官庁による監査・命令・情報開示など厳格な規定のもとで事業を実施していることが、他の法人や企業との違いがある。
重層的支援体制整備事業	高齢・障がい・こども・生活困窮などのこれまでの分野別の支援機関や支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題のある人（世帯）に対して、分野を横断し一体的となって支援に取り組む包括的な支援体制を整備する事業。社会福祉法に規定されている。
食生活改善推進員協議会	食を通じた健康づくりをしている全国組織のボランティア団体。
しらおかガイドブック	住民自らが運営する地域活動団体の活動内容、活動拠点などが、地区（支部社協エリア）ごとにまとめられている冊子で、白岡市社会福祉協議会が作成している。
白岡市サードプレイス創造プロジェクト	白岡市民生委員・児童委員協議会、白岡市、白岡市社会福祉協議会による地域福祉の推進に関する活動であり、地域におけるコミュニティを醸成または創造することにより、持続可能な地域社会の形成を目指すプロジェクト。白岡市公認バリスタが、様々な交流の場やカフェイベントを活用してコーヒーを提供し、リフレッシュや新たな出会いを創出することで、コミュニティや居場所を創造することを目指している。



用語	説明
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立に向け、ご本人の状況に応じて、就労をはじめとした様々な相談支援を継続的に行うもの。
成年後見制度	認知症や知的障がいなどにより、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人の契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るもの。
た	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人等の親密なパートナーから振るわれる暴力。殴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的なものも含まれる。
は	
ひきこもり	様々な原因で長期間自宅などから出ず、自宅外での生活の場がない状態。特定の精神疾患を有するものとそうでないものがある。
ふれあい・いきいきサロン	全国社会福祉協議会が1994年に提唱した活動です。地域の集会所や公民館などで行う仲間づくりができる集いの場で、白岡市社会福祉協議会で活動を支援しています。
ペアーズバンク	「いつでも どこでも だれでも」を合言葉に市が推進している生涯学習システム「ペアーズ！しらおか」の人材バンクのこと。
保護司	保護司法・更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。身分は国家公務員であるが、俸給は支払われないためボランティアである。
母子愛育会	子どもたちが健やかに生まれ育ち、病気や障がいがあっても、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的とした住民の組織活動。
ボランティア	よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行うこと。
ボランティアセンター	個人や団体を対象としたボランティア・市民活動に関する総合的な相談窓口。ボランティアのコーディネートや活動上の相談への対応などを行っている。また、広報紙やホームページなどによる情報提供、多様な課題に取り組むボランティア・市民活動についての調査・研究事業、団体に対して資金的な支援等を行っている。白岡市社会福祉協議会では、はびすしらおか内に設置。



用語	説明
ボランティア体験プログラム	こどもから大人まで、だれもが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのために、さまざまな体験メニューを用意して、市町村社会福祉協議会などが実施するプログラム。
ま	
民生委員・児童委員	民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うもので、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱されている。また、児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者のこと。なお、民生委員は、児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
民生委員協力員制度	民生委員・児童委員の業務量の増加やなり手不足に対応するため、見守り活動などをお手伝いする人を協力員とする制度で、市長が委嘱する。
や	
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けたこどもをはじめとする保護を要するこどもに関する情報の交換や、支援を実施するための協議を行う。
ら	
老人クラブ	高齢者の福祉を図ることを目的とし、知識と経験を生かして生きがいと健康づくりのための活動を地域で行っている、概ね60歳以上の会員のクラブ。



白岡市第3期地域福祉計画・白岡市第3期地域福祉活動計画

白岡市第2期再犯防止推進計画
白岡市第2期重層の支援体制整備事業実施計画
白岡市第2期成年後見制度利用促進基本計画

令和8年3月

発行 白岡市／社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会

編集 白岡市健康福祉部福祉課

〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地

電話 0480-92-1111(代)

<https://www.city.shiraoka.lg.jp>

社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会

〒349-0215 埼玉県白岡市千駄野445番地

電話 0480-92-1746

<https://shiraoka-shakyo.org>

